

平成 8 年度版

# 環境の概要



厚木市環境部

## はじめに

今日の環境問題は、ごみや自動車交通公害、生活排水による水の汚染など私たちの日常生活や事業活動に深く起因しており、これら諸問題を解決するためには、行政、市民、事業者が人間と環境とのかかわりについて共通の認識を持ち、責任ある行動をとることが重要であります。

本市では、良好な環境のまち「環境文化都市あつぎ」の創造を目指して、ごみ減量と資源化事業を進めており、地区ごとに「資源の日」を設定し、すべての市民が参加できる資源回収システムの構築や焼却残渣及び選別後のガラス屑を資源化する不燃物資源化施設を建設するほか、飛灰処理についての調査研究を行っております。

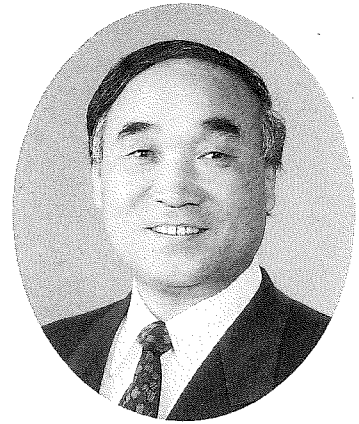
また、清潔できれいなまちづくりを推進するため、市民やボランティア団体の御協力をいただき、あき缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止を始めとする美化キャンペーンや不法投棄防止パトロールを展開する一方、放置自動車等対策プロジェクトチームを設置し、実態調査、撤去対策、防止対策に努めております。

さらに、公害や人体に有害な物質の拡散を防ぐため、大気汚染常時監視をはじめ河川水質調査や合併処理浄化槽普及促進事業等を推進するとともに、より快適で暮らしやすい生活環境を実現するため、市民の皆様の参加をいただき、将来に向けた環境行政全般の指針となります(仮称)厚木市環境基本計画の策定に向け、素案づくりを進めております。

こうした取組をとおして、「あつぎに住んでよかった」とだれもが実感し、市民の皆様が潤いとやすらぎをもって安心して生活できる魅力あるまちづくりを築いていきたいと願っております。

ここに平成8年度版「環境の概要」を作成いたしましたので、御活用いただければ幸いです。

平成8年10月



厚木市長 山口 巖雄

# 目 次

## 1 総 説

1 市の概要	3
2 人口の推移	4
3 土地利用	4
4 産 業	5
5 環境部の組織	6
(1) 職 員 数	6
(2) 事 務 分 掌	7

## 2 予算・決算

1 平成8年度一般会計当初予算額	11
(1) 歳入の状況	11
(2) 歳出の状況	11
(3) 行政重点施策	11
(4) 市民1人当たりの予算額	11
(5) 環境保全関係事業費	12
2 平成7年度環境保全関係事業費決算見込額	14

## 3 廃棄物処理施設

1 処理施設位置図	19
2 厚木市衛生プラント	20
3 厚木市資源再生中継所	22
4 リサイクル促進センター	22
5 厚木市環境センター	23

## 4 ご み

1 ごみ処理	27
(1) ごみ処理の経過	27
(2) ごみ処理の今後の課題	28
2 平成7年度ごみ処理の実績	29
(1) 可燃ごみの処理量及び焼却灰等の最終処分量	29
(2) 不燃ごみ処理量	30
(3) 粗大ごみの処理量	30
(4) 動物の死体処理件数	31
3 年度別ごみ処理の実績	32
(1) ごみの収集量及び運搬量	32
(2) 可燃ごみの処理量	32
(3) 組成別可燃ごみの処理量	33
(4) 組成別不燃ごみの処理量	33
(5) 種類別動物死体の処理件数	34

4	ごみの減量化及び資源化対策	35
(1)	集団資源回収事業実施団体登録状況	36
(2)	売却代金総額及び奨励金交付額	36
(3)	集団資源回収事業実績	36
(4)	平成7年度集団資源回収品目別年間累計	37
(5)	公民館等での空き缶・牛乳パック回収量	37
(6)	生ごみ処理容器及び焼却炉用コンクリートブロック地区別配布状況	38
5	ごみの不法投棄対策	39
(1)	不法投棄量及び処理量	39
(2)	平成7年度不法投棄物の種類	39
(3)	不法投棄合同パトロール	40
6	一般廃棄物処理業許可状況	41
(1)	平成7年度実績	41
7	廃食油回収(食用油の拠点回収)状況	41
	平成7年度厚木市廃食油回収事業実施団体実績一覧表	42
8	ごみ収集体験乗車	43
9	イベント行事	44
(1)	'95ごみの中からこんなもの展実績	44
(2)	'95ごみと生活展実績	44
<b>5</b>	<b>し尿</b>	
1	し尿処理	47
(1)	し尿処理の経過	47
(2)	し尿処理の現状と今後の予測	47
2	平成7年度し尿処理の実績	48
(1)	し尿及び浄化槽汚泥処分量	48
(2)	型式別浄化槽清掃基数	48
(3)	汚泥脱水量	49
(4)	発生ガス量及び使用量	49
(5)	汚泥肥料の利用状況	49
3	年度別し尿処理の実績	50
(1)	種類別し尿処理世帯数	50
(2)	し尿及び浄化槽汚泥処分量	50
(3)	型式別浄化槽清掃基数	51
(4)	方法別し尿処理手数料納付件数	51
(5)	汚泥脱水量	52
(6)	発生ガス焼却処分量及び使用量	53
<b>6</b>	<b>環境衛生</b>	
1	地区衛生対策事業実績	57
(1)	ねずみ駆除	57
(2)	地区防除	57



(3) 伝染病防疫作業 .....	57
(4) 苦情相談処理件数 .....	58
2 環境美化推進事業 .....	58
(1) きれいなまちづくり事業 .....	58
(2) 地区組織 .....	58
(3) 美化運動実施結果 .....	59
3 動物保護対策事業実績 .....	63
(1) 犬対策 .....	63
(2) 猫対策 .....	63
(3) 鳥獣保護対策 .....	64
<b>7 公 害</b>	
1 公害行政の概要 .....	67
(1) 公害の行政機構 .....	67
① 組織の推移 .....	67
② 公害関係法令の体系 .....	68
③ 主要測定機器等整備状況 .....	69
(2) 公害関係法令に基づく届出等の状況 .....	70
① 県公害防止条例に基づく届出状況 .....	70
② 騒音規制法に基づく届出状況 .....	71
③ 振動規制法に基づく届出状況 .....	72
(3) 環境影響評価制度 .....	73
① 制度の概要 .....	73
② 環境影響評価条例に基づく事務の状況 .....	74
(4) 合併処理浄化槽整備事業 .....	75
(5) 広報・啓発 .....	77
① かながわ環境月間 .....	77
② 研修会及び視察研修会 .....	78
③ 厚木市冬期自動車交通量対策 .....	78
(6) 公害苦情の状況 .....	79
① 概 況 .....	79
② 公害苦情の発生状況 .....	80
③ 公害苦情の被害・処理状況 .....	83
2 大気汚染 .....	85
(1) 概 況 .....	85
(2) 大気汚染監視測定結果 .....	87
① 硫黄酸化物 .....	88
② 一酸化炭素 .....	89
③ 炭化水素 .....	91
④ 浮遊粒子状物質 .....	92
⑤ 窒素酸化物 .....	94
⑥ オキシダント .....	97

(3)	自動測定機による光化学オキシダント濃度調査	100
①	玉川中学校におけるオキシダント濃度調査	100
②	北小学校におけるオキシダント濃度調査	102
③	上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査	104
(4)	自動測定機による窒素酸化物濃度調査	107
①	不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査	107
②	緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査	110
(5)	光化学スモッグ	115
①	光化学スモッグ注意報等発令状況	115
②	光化学スモッグ対策	117
(6)	酸性雨(湿性大気汚染)	119
(7)	燃料抜取り調査	120
3	水質汚濁	121
(1)	概況	121
①	水質汚濁に係る環境基準	121
(2)	河川水質調査	122
(3)	河川通日水質調査	142
(4)	工場排水調査	146
①	工場排水調査	146
②	有機塩素系溶剤に係る工場排水調査	148
(5)	地下水質調査	148
4	騒音・振動	149
(1)	概要	149
①	騒音に係る環境基準	149
(2)	環境騒音調査	150
(3)	国道129号道路交通騒音調査	152
5	地盤沈下	156
(1)	概況	156
(2)	地盤沈下の構造	157
(3)	地下水採取規制地域の地質	158
(4)	地盤変動量調査	158
6	悪臭	163
(1)	概況	163
(2)	規制基準	163
①	悪臭防止法による規制基準	163
②	神奈川県公害防止条例による規制基準	164
(3)	指導基準	165
(4)	悪臭物質と主要発生源	165

**[資料編]**

公害関係用語説明	166
----------	-----

# 1 総 説

## 1 市の概要

厚木市は、昭和30年2月1日、町村合併促進法に基づき、厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村の1町4箇村が合併し、面積56.50km<sup>2</sup>、人口31,295人により、神奈川県で13番目に市制が施行され、さらに同年7月には相川村、依知村の2箇村を翌31年9月には荻野村を編入して今日に至っています。

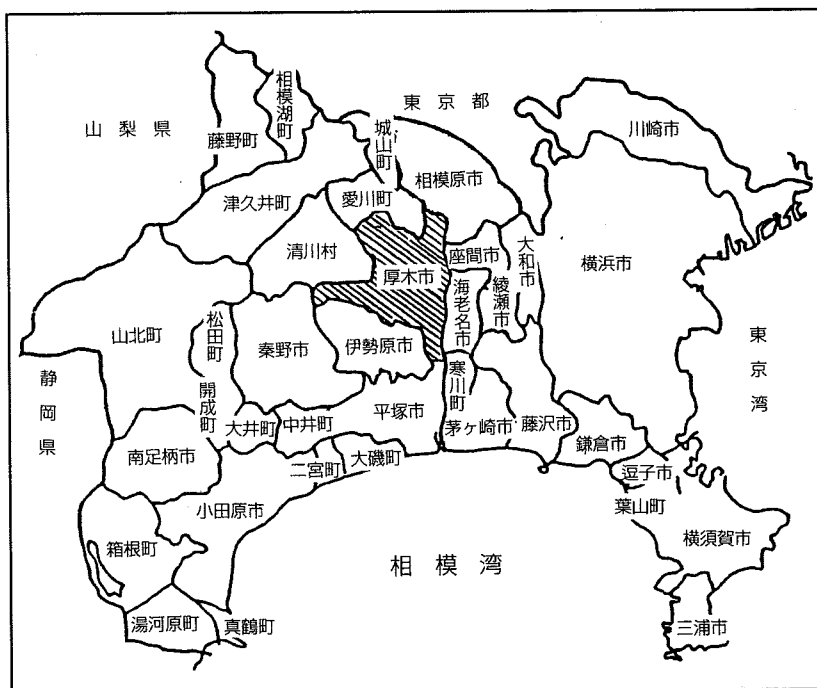
位置的には、神奈川県中央に位置し、西は大山を境に秦野市、西から北にかけては清川村、愛川町、北から東にかけては相模川をはさんで相模原市、座間市、海老名市、寒川町、または南に平塚市、伊勢原市と6市2町1村に接しています。

地勢は、山中湖に源を發する相模川の右岸に開けた扇状の地形で、丹沢山塊に連なる西北部の丘陵地帯と、そこから東南に緩やかに開けた平野部からなっています。

市域は、東西13.68km、南北14.80kmで、面積は93.83km<sup>2</sup>を有し、東名高速道路を始め、国道246号、129号、412号、厚木小田原バイパス等が市内を通過し、交通の要衝として、東京へ46km、横浜へ32kmという地理的条件にも恵まれています。

現在、厚木市は、首都圏の機能の一部を担う業務核都市として順調な発展を遂げております。

市の位置図



## 2 人口の推移

年月日別	人 口			世帯数	備 考
	総 数	男 性	女 性		
昭和40年10月1日	61,383	31,172	30,211	13,521	国勢調査
45年 〃	82,888	52,620	40,268	20,208	〃
50年 〃	108,955	56,680	52,275	28,809	〃
55年 〃	145,392	75,118	70,274	45,197	〃
60年 〃	175,600	91,658	83,942	57,021	〃
平成2年 〃	197,283	104,288	92,995	69,187	〃
7年 〃	208,622	109,511	99,111	76,255	〃
8年 〃	210,003	110,197	99,806	77,404	推計人口

## 3 土 地 利 用

本市の総面積は、93.83km<sup>2</sup>で、そのうち可住地面積は33.44km<sup>2</sup>となっており可住地面積率は35.6%となる。

都市計画法に定める市街化区域面積は31.02km<sup>2</sup>で全体の33.1%を占めており、残る62.81km<sup>2</sup>が市街化調整区域となっている。

市街化区域を用途別にみると住居系地域が19.66km<sup>2</sup>(構成比63.4%)、工業系地域が9.83km<sup>2</sup>(同31.7%)、商業系地域1.738km<sup>2</sup>(同5.6%)となっている。

本市の公害行政における土地利用上の問題は、住宅と工場との混在にある。その原因としては、住居系地域内の既存工場の存在もあるが、近年は、地価が他に比べて、安く、住宅立地規制のない準工業地域や、工業地域への住宅進出が顕著になっている。

### 用 途 別 土 地 面 積

(平成8年5月10日現在)

		用 途 地 域	面 積(ha)	比 率(%)
市 街 化 区 域	住 居 系 地 域	第1種低層住居専用地域	404	12.9
		第2種低層住居専用地域	0	0
		第1種中高層住居専用地域	555	17.8
		第2種中高層住居専用地域	41	1.3
		第1種住居地域	738	23.6
		第2種住居地域	184	5.9
		準住居地域	44	1.4
	近隣商業地域	71	2.3	
	商業地域	102.8	3.3	
	準工業地域	497	15.9	
	工業地域	343	11.0	
工業専用地域	143	4.6		
市街化調整区域			6260.2	66.7
合 計			9383	100.0

## 4 産 業

本市は、昭和30年の市制施行当時のはどかな田園都市であったが、昭和35年工場誘致条例を制定し、積極的に工場の進出を受け入れた結果、昭和30年代後半から県央の内陸工業都市として発展してきた。

平成6年12月末日現在の製造業の工場数は454であり、製造品出荷額等は7,034億31百万円となっており、機械器具製品業が高い比率を占めている。

商業については、本市は江戸時代から商業都市として栄えてきており、現在も続く流入人口増加により、市域の中だけでなく、近隣市町村にも及ぶ広い経済圏域を有している。

近年、大規模小売店の進出も続いており、従来の中心的存在であった小規模小売店との共存問題も抱えており、また周辺都市への大型店進出も目立つ昨今、内圧だけでなく経済圏域の縮小という外圧も加わってきており、難しい時期にきているともいえる。本市における産業別就業人口の割合は、第1次産業2.2%、第2次37.8%、第3次産業59.6%となっている。

工場数の推移(工場統計調査から)

(各年12月末日現在)(表-3)

年次	工場数	従業員数	製造品出荷額等(百万円)	年次	工場数	従業員数	製造品出荷額等(百万円)
40	65	8,600	22,817	2	464	25,112	837,310
45	216	19,250	111,423	3	482	26,635	893,225
50	327	21,777	267,753	4	460	25,861	808,871
55	360	24,120	564,669	5	474	26,057	728,307
60	428	23,089	632,777	6	454	25,171	703,431

※ 従業員4人以上の工場を対象とした数値

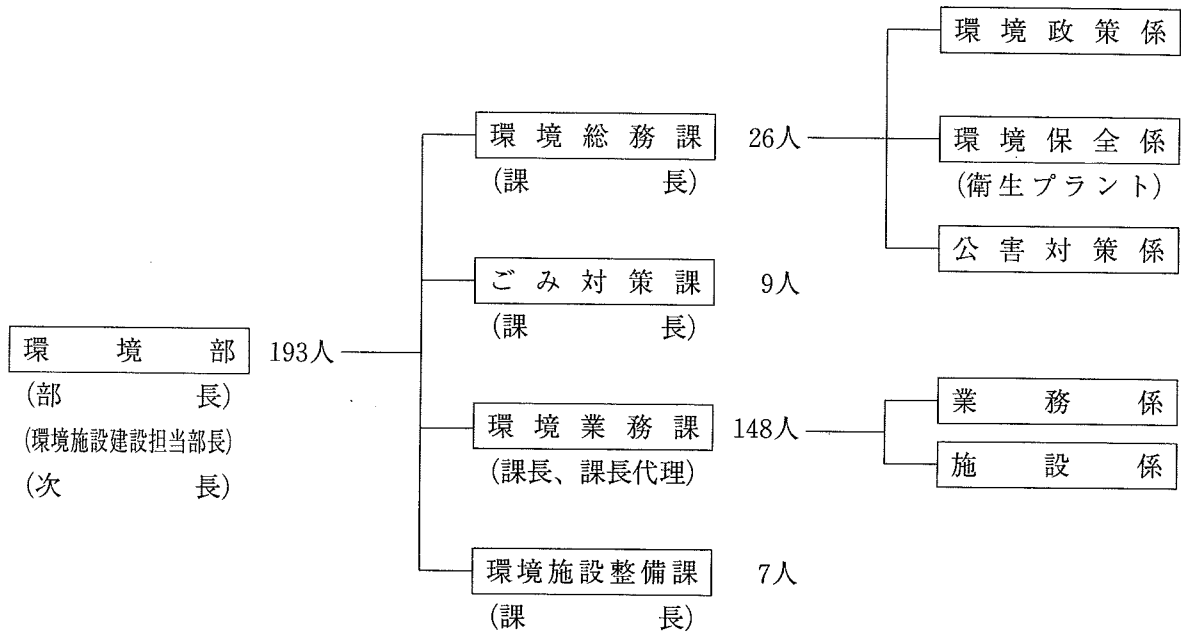
商店数の推移(商業統計調査から)

(表-4)

年次	店舗数	従業員数	年間販売額等(万円)	年次	店舗数	従業員数	年間販売額等(万円)
37	720	2,598	615,890	57	3,055	16,036	44,774,950
39	771	3,275	997,203	60	2,047	13,240	49,872,681
41	897	4,057	1,428,803	61	589	3,871	1,982,113
43	1,143	5,366	2,680,142	63	2,400	24,224	116,591,422
45	1,375	6,612	4,145,992	元	703	5,450	2,673,800
47	1,614	8,060	7,022,191	3	2,682	27,775	210,532,707
49	1,883	9,665	11,980,784	4	694	6,354	3,118,965
51	2,105	11,250	15,957,098	6	2,789	23,072	115,721,322
54	2,599	12,186	28,743,456				

- ※ 1. 60年次・63年次・3年次の数値は飲食店を含まない数値
- 2. 61年次・元年次・4年次の数値は飲食店のみの数値

5 環境部の組織(平成8年7月1日現在)



(1) 職員数

(平成8年7月1日現在) 単位：人

部名	課等名	係等名	定数	実数	男性	女性	職種別内訳								
							男性			女性			計		
							事務	技術	技能 労務	事務	技術	技能 労務	事務	技術	技能 労務
環境部		合計	195	193	184	9	33	10	141	9			42	10	141
部長 環境施設 建設担当 部長 次長	環境総務課 課長	計	26	26	22	4	13	1	(8)	4			17	1	(8)
		環境政策係		3	2	1	2			1			3		
		環境保全係 (衛生プラント)		17 (8)	14 (8)	3	6			3			9		(8)
		公害対策係		5	5		4	1				4	1		
	ごみ対策課 課長	計	9	9	7	2	6		1	2			8		1
	環境業務課 課長 課長代理	計	150	148	146	2	9	5	132	2			11	5	132
		環境業務係		116	115	1	3		112	1			4		112
環境施設係			30	29	1	4	5	20	1			5	5	20	
環境施設 整備課 課長	計	7	7	6	1	2	4			1		3	4		

(2) 事務分掌

環境総務課 環境政策係 環境保全係(衛生プラント) 公害対策係

- (1) 環境政策についての総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 環境基本計画の策定及び調整に関する事。
- (3) 自然環境保護に関する事。
- (4) 環境アセスメントに関する事。
- (5) 墓地に関する事。
- (6) 環境美化部長及び環境保全指導員に関する事。
- (7) 浄化槽清掃業の許可に関する事。
- (8) 産業廃棄物の処理に関する県との連絡調整に関する事。
- (9) 衛生プラントに関する事。
- (10) 他の所管に属さない公衆便所に関する事。
- (11) し尿収集運搬業務の委託及び指導に関する事。
- (12) し尿手数料の賦課及び徴収に関する事。
- (13) 環境保全公社との連絡調整に関する事。
- (14) 家庭雑排水に関する事。
- (15) 環境美化事業の推進に関する事。
- (16) ねずみ及び衛生害虫等環境衛生に関する事。
- (17) 動物愛護の意識啓発に関する事。
- (18) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事。
- (19) 猫の登録及び不妊・去勢手術の助成に関する事。
- (20) 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく鳥獣の捕獲、飼養及び販売の許可に関する事。
- (21) 鳥獣の保護区及び銃猟禁止区域に関する事。
- (22) 簡易水道及び簡易専用水道に関する事。
- (23) 一般廃棄物処理計画(ごみに係るものを除く。)に関する事。
- (24) 公害に関する事。
- (25) 合併処理浄化槽整備事業に関する事。
- (26) 部内の庶務に関する事。

ごみ対策課

- (1) ごみ処理の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理計画(ごみに係るものに限る。)に関する事。
- (3) ごみの減量対策に関する事。



- (4) 資源回収に関する事。
- (5) 一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- (6) ごみの不法投棄に関する事。
- (7) リサイクル促進センターに関する事。

**環境業務課**      環境業務係   環境施設係

- (1) ごみの収集計画の策定に関する事。
- (2) ごみの収集及び運搬に関する事。
- (3) 収集車両の維持管理に関する事。
- (4) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (5) ごみ集積所の設置に係る指導に関する事。
- (6) 環境センターに関する事。
- (7) ごみの処分(焼却灰及びガラス屑の最終処分に係る委託業務を含む。)に関する事。
- (8) ごみの搬入に係る許可に関する事。
- (9) ふれあいプラザの運営管理に関する事。
- (10) 資源再生中継所に関する事。

**環境施設整備課**

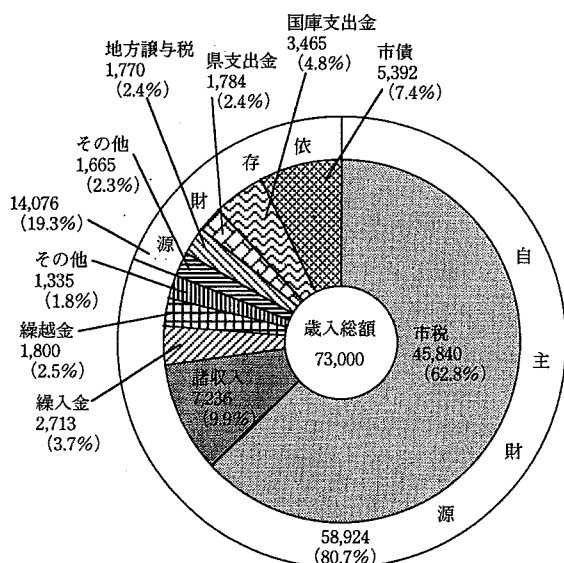
- (1) 最終処分場、衛生プラントその他環境施設の建設に関する事。
- (2) 環境施設の建設に附帯する事業に関する事。

## 2 予算・決算

# 1 平成8年度一般会計当初予算額

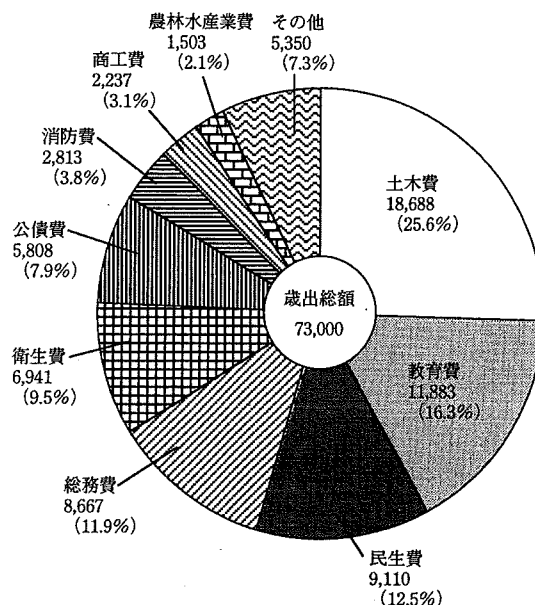
## (1) 歳入の状況

(単位：百万円)



## (2) 歳出の状況

(単位：百万円)



## (3) 行政重点施策

- ・ 交通渋滞の解消
- ・ 防災対策の強化
- ・ 高齢者福祉の充実

## (4) 市民の1人当たりの予算額

款名	予算額	款名	予算額
議会費	2,028円	商工費	10,709円
総務費	41,486円	土木費	89,449円
民生費	43,604円	消防費	13,465円
衛生費	33,224円	教育費	56,876円
労働費	3,233円	公債費	27,798円
農林水産業費	7,194円	その他	20,342円
		<b>合計</b>	<b>349,408円</b>
<b>1人当たりの市税負担額 219,407円</b>			
※ 人口は208,925人(1月1日現在)で計算			

## (5) 環境保全関係事業費

(単位：千円)

事業費名		予算額
環境衛生費	環境衛生対策事業費	480
	動物保護対策事業費	5,750
	環境美化推進事業費	17,282
	河川美化推進事業費	5,896
	年末美化清掃推進事業費	5,156
	駅周辺環境美化推進事業費	30,187
	環境保全審議会運営費	1,451
	環境保全指導事業費	537
	環境政策事業費	227
	環境基本計画策定事業費	9,547
自然環境保護事業費	1,201	
計		77,714
公害対策費	水質汚濁防止対策事業費	14,466
	大気汚染防止対策事業費	7,171
	公害防止研修事業費	221
	騒音防止対策推進事業費	673
	合併処理浄化槽普及促進事業費	50,440
	水質管理センター運営事業費	216
	公害対策事業費	10,213
	一般事務費	1,727
計		85,127
清掃総務費	職員給与費	296,631
	ごみ減量対策事業費	133,041
	上古沢環境整備委員会交付金	600
	旧環境整備工場跡地維持管理事業費	986
	環境施設建設事業費	263
一般事務費	3,096	
計		434,617

(単位：千円)

事業費名		予算額
廃棄物処理費	職員給与費	1,054,118
	環境センター維持管理事業費	498,578
	環境センター維持補修事業費	267,058
	資源再生中継所維持管理事業費	3,191
	廃棄物処理・資源化事業費	550,994
	廃棄物収集車両等維持管理事業費	42,176
	廃棄物収集車両整備事業費	46,930
	職員安全衛生事業費	933
	一般事務費	70,011
計		2,533,989
し尿処理費	職員給与費	62,102
	し尿収集運搬業務委託事業費(保全公社)	168,396
	(財)厚木市環境保全公社貸付金	17,000
	衛生プラント維持管理事業費	66,070
	衛生プラント維持補修事業費	20,500
	し尿処理手数料賦課徴収事務費	6,214
	公衆便所維持管理事業費	6,732
計		347,014
衛生プラント建設事業費(継続費)		1,057,432
不燃物処理・資源化施設建設事業費		628,751
合 計		5,164,644

2. 平成7年度環境保全関係事業費決算見込

(単位：円)

事業費名		決算見込額
環境衛生費	環境衛生対策事業費	5,421,000
	動物保護対策事業費	4,813,992
	環境美化推進事業費	10,593,608
	河川美化推進事業費	6,017,040
	駅周辺環境美化推進事業費	29,748,215
	年末美化清掃推進事業費	5,169,046
	環境保全審議会運営費	971,818
	環境保全指導事業費	533,656
	環境政策事業費	938,143
	環境基本計画策定事業費	6,963,100
	自然環境保護事業費	1,273,005
計		72,442,623
公害対策費	水質汚濁防止対策事業費	14,252,419
	大気汚染防止対策事業費	5,448,311
	公害防止研修事業費	183,918
	騒音防止対策推進事業費	653,020
	合併処理浄化槽普及促進事業費	50,420,000
	水質管理センター運営事業費	30,282
	公害対策事業費	10,232,214
	一般事務費	1,527,542
計		82,747,706
清掃総務費	職員給与費	260,436,063
	ごみ減量対策事業費	111,849,414
	ごみ袋透明化普及事業費	7,283,162
	上古沢環境整備委員会交付金	600,000
	旧環境整備工場跡地維持管理事業費	1,115,713
	環境施設建設事業費	245,885
	一般事務費	1,278,781
計		382,809,018

(単位：円)

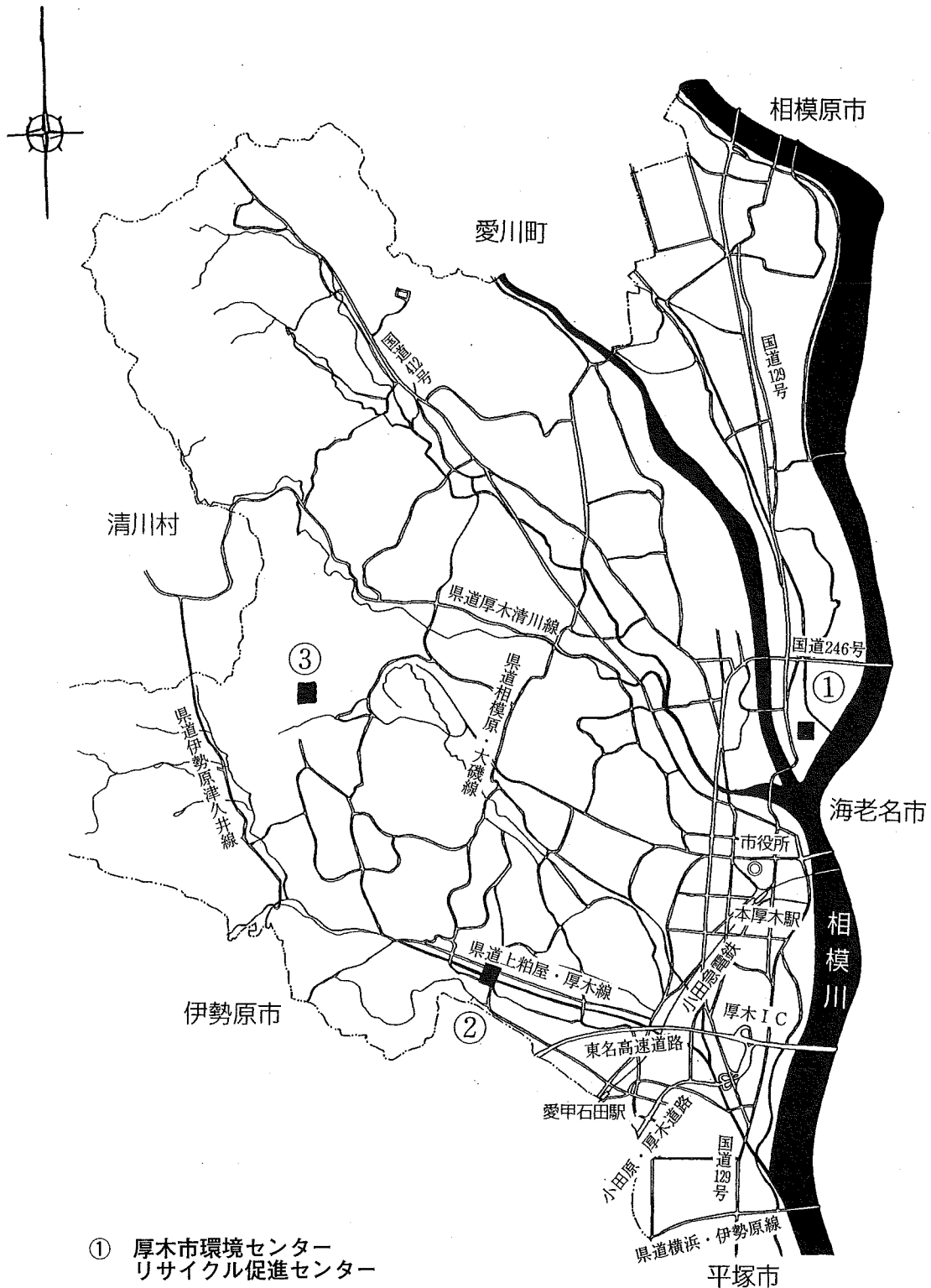
事業費名		決算見込額
廃棄物処理費	職員給与費	1,037,791,124
	環境センター維持管理事業費	470,639,236
	環境センター維持補修事業費	261,851,146
	資源再生中継所維持管理事業費	3,610,167
	廃棄物処理・資源化事業費	493,283,565
	不燃物処理・資源化施設整備事業費	23,865,100
	廃棄物収集車両等維持管理事業費	37,592,800
	廃棄物収集車両整備事業費	51,726,746
	職員安全衛生事業費	664,814
	一般事務費	59,177,236
計		2,440,201,934
し尿処理費	職員給与費	70,549,964
	し尿収集運搬業務委託事業費(保全公社)	173,774,894
	(財)厚木市環境保全公社貸付金	15,000,000
	衛生プラント維持管理事業費	63,086,620
	衛生プラント維持補修事業費	32,025,251
	し尿処理手数料賦課徴収事務費	4,008,406
	公衆便所維持管理事業費	6,470,224
計		364,915,359
衛生プラント建設事業費(継続費)		560,996,788
合計		3,904,113,428

予算・決算

### **3 廃棄物処理施設**



1 処理施設位置図

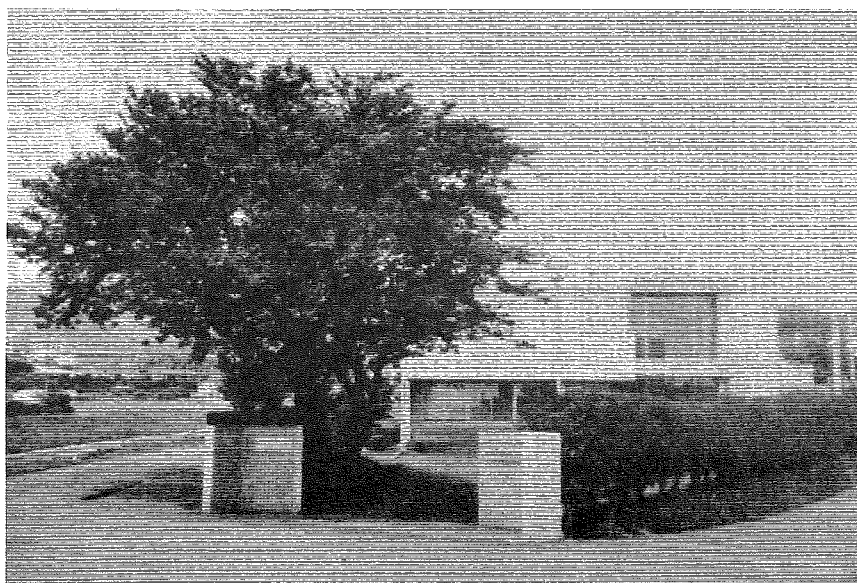
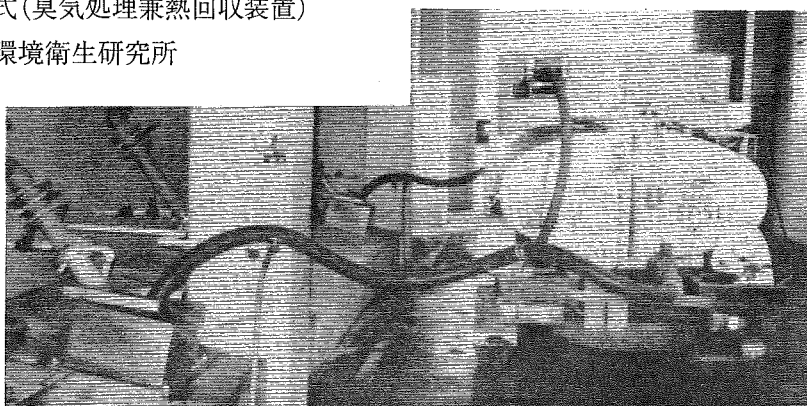


- ① 厚木市環境センター  
リサイクル促進センター
- ② 厚木市衛生プラント
- ③ 厚木市資源再生中継所

廃棄物処理施設

## 2 厚木市衛生プラント

- 所在地 厚木市長谷626-1
- 業務開始 昭和38年6月
- 敷地面積 7,842m<sup>2</sup>
- 建物面積 396.00m<sup>2</sup>
- 処理方式 し尿けん気性加温消化処理方式  
浄化槽汚泥常圧浮上処理方式
- 処理能力 昭和38年度 72kl/日  
昭和46年度 30kl/日 増設工事  
昭和60年度 改造工事
- 受入貯留設備 し尿貯留槽 123.20m<sup>3</sup>  
常圧浮上処理設備
- 一次処理設備 消化槽 1,080.00m<sup>3</sup>
- 二次処理設備 ばっき槽 1,404.00m<sup>3</sup>
- 汚泥処理設備 脱水機 6 m<sup>3</sup>/h 施設内肥料化
- 脱臭設備 燃焼方式(臭気処理兼熱回収装置)
- 施 工 (株)西原環境衛生研究所



本市では、施設の老朽化に対処するため「厚木市衛生プラント」の建替え工事を行っています。

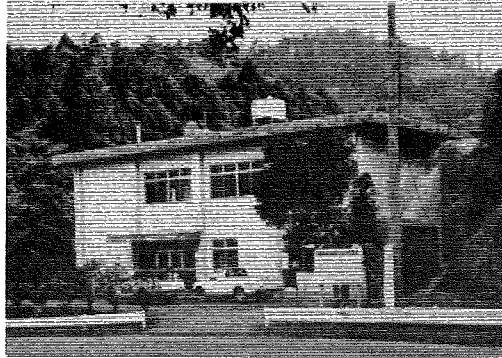
- |          |  |
|----------|--|
| 1 建設場所   | 厚木市長谷626番地の1<br>(現施設敷地 7,842㎡)   |
| 2 工期     | 着工 平成7年12月<br>竣工予定 平成9年10月   |
| 3 計画処理量  | 69kℓ/日   |
| 4 処理方式   | 標準脱窒素処理方式  |
| 5 放流先    | 相模川右岸流域下水道関連厚木市公共下水道   |
| 6 放流目標水質 | BOD (600)mg/ℓ未満<br>SS (600)mg/ℓ未満  |
| 7 汚泥処理施設 | 処理方式(濃縮貯留設備+脱水設備)  |
| 8 脱臭施設   | 処理方法<br>高濃度臭気：生物脱臭法の後に中濃度臭気へ<br>中濃度臭気：薬液洗浄法(酸+アルカリ次亜塩)+活性炭吸着法<br>低濃度臭気：活性炭吸着法    |
| 9 処理棟    | 構造概要及び外部仕上げ<br>(1) 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階<br>(2) 屋根 勾配屋根(瓦葺き)<br>(3) 外部仕上げ タイル貼り |
| 10 施設の特徴 | 雨水利用施設の設置(場内散水用)<br>太陽熱利用施設の設置(給湯用、強制循環式、貯湯量300ℓ)                                |



厚木市衛生プラント完成予想図

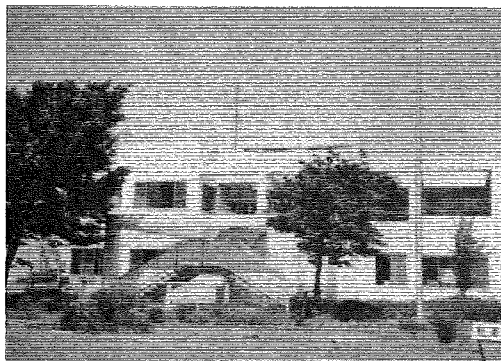
### 3 厚木市資源再生中継所

- 所在地 厚木市上古沢1013
- 開設 昭和62年12月  
厚木市環境整備工場を廃止し、厚木市資源再生中継所を設置。
- 敷地面積 18,120.00m<sup>2</sup>
- 建物面積 269.78m<sup>2</sup>
  - 管理棟 262.00m<sup>2</sup>
  - 計量室 7.78m<sup>2</sup>



### 4 リサイクル促進センター

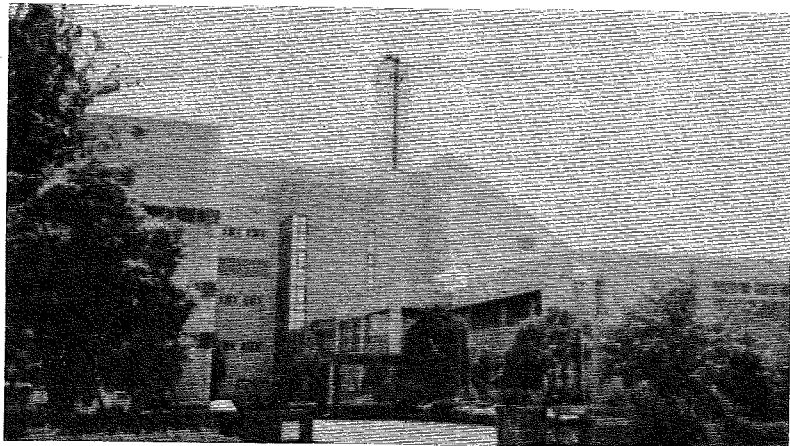
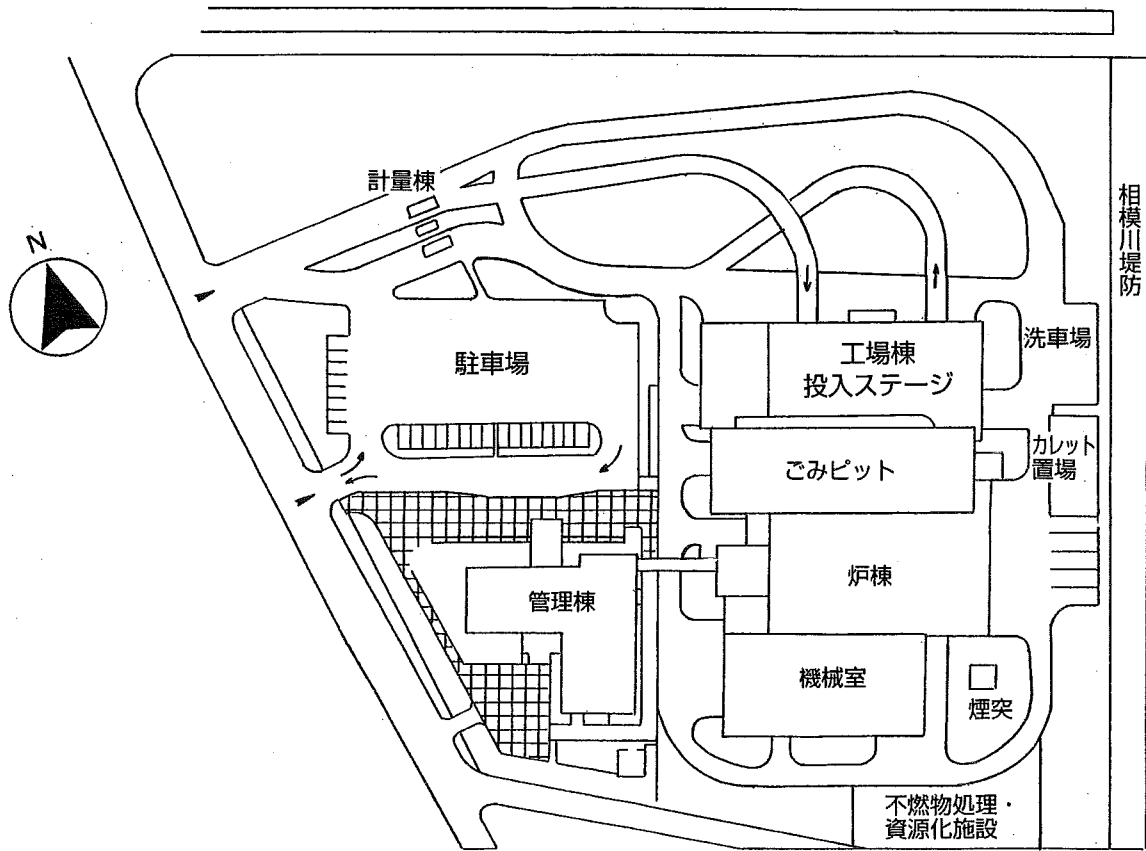
- 所在地 厚木市金田1156
- 敷地面積 2,767.65m<sup>2</sup>
- 建物面積 1,064.23m<sup>2</sup>
  - 1階 601.75m<sup>2</sup>
  - 2階 462.48m<sup>2</sup>



## 5 厚木市環境センター

○ 建設概要	所在地	厚木市金田1641番の1		
	敷地面積	28,070m <sup>2</sup>		
	建物面積	工場棟	延床面積	11,056m <sup>2</sup>
		管理棟	延床面積	1,698m <sup>2</sup>
	炉型式	旋回流型流動床焼却炉		
	処理能力	327T/日(109T/24H×3炉)		
	着工	昭和59年12月		
	竣工	昭和62年11月		
	○ 施設概要	受入供給設備	ごみ計量機	2基
			ごみ投入扉	6基
ごみピット			1式	
ごみクレーン			2基	
燃焼設備		給塵装置	3基	
		旋回流型流動床焼却炉	3基	
燃焼ガス冷却設備		廃熱ボイラ	3基	
排ガス処理設備		電気集じん器	3基	
		飛灰固化設備	1式	
		塩化水素ガス除去設備	1式	
脱硝設備			一式	
給水設備			一式	
排水処理設備			一式	
余熱利用設備		復水式蒸気タービン	1基	
		発電機 1,200KW	1基	
(場内余熱利用)		給湯設備	1式	
		空調設備(暖房・冷房)	1式	
(場内余熱利用)		高温水発生設備	1式	
		通風設備	押込送風機	3基
炉温制御用送風機			3基	
空気予熱器(蒸気式)			3基	
誘引送風機			3基	
煙突(三筒集合式)			59m	
灰出し設備		磁選機	1基	
		バンカ設備(不熱物・磁選物)	1式	
電気計装制御設備		中央制御室集中管理方式	1式	
雑設備		補助ボイラ	1基	
		洗車装置	1式	
併用施設	粗大ごみ処理施設	1式		

配置図



4 ご み

## 1 ごみ処理

### (1) ごみ処理の経過

本市のごみ処理は、戦前に始まり、当初は旅館や飲食店などの限られた事業所を請負業者が荷車で回り、耕作地に埋立て処分するというものでありました。

戦後、厚木町役場において荷車を購入し、市街地を対象に各戸収集が開始され、その後、ごみ量の増大に伴い、昭和28年には自動三輪車による収集を開始し、厚木町による全面的な収集体制に入りました。

昭和29年には、厚木町菅塵介焼却場(現松枝町)が建設され、自動三輪車両も整備され、処理体制が一応確立されました。

昭和30年には、市制に伴い清掃法並びに厚木市清掃条例の施行により、ごみ処理手数料の徴収を開始し、昭和38年の市清掃条例の改正により、一般家庭に対しては、処理手数料が無料となりました。

昭和39年からは、それまで行っていた各戸収集を改め、ステーション方式による収集を行い、収集体制の合理化を図りました。

昭和41年、施設の老朽化により市営松枝焼却場を閉鎖し、ごみの完全衛生処理に向けた第一歩として上古沢地区に新工場を建設し、更に、昭和43年に焼却炉の増設を図り、本格的な全連式ストーカ炉2基による焼却を始めました。これに伴い、ごみの収集体制も「混合収集」から「分別収集」へと移行しました。

昭和46年には、収集職員の増員と車両の拡充を確保するとともに清掃事業所を新設し、処理体制の充実を図りました。

昭和52年から「ごみ減量化と資源の再利用運動」を展開するとともに昭和56年から57年にかけて環境整備事業所を建設し、都市化の進展と増大するごみに対応する本格的処理体制を整えました。

昭和59年に『厚木市環境センター』の建設に着手し、昭和62年12月1日から全連式流動焼却炉3基によるごみ処理を稼働いたしました。

平成5年10月1日からは、前年に『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』が施工されたことに伴い、条例、規則を全面改正し、廃棄物の排出抑制、減量及び粗大ごみの有料化並びに昭和56年以来12年ぶりに事業系ごみの処理手数料の改正を実施しております。

また、平成8年1月1日からは、ごみの分別を更に徹底するため、ごみの排出容器を中身の見える袋にいたしました。



## (2) ごみ処理の今後の課題

厚木市のごみの量は、昭和61年度以降年間約10パーセントを超える割合で増加し、平成6年度には、約8万9千トンにも達しました。

ごみが増え続けると、近い将来、環境センターの焼却能力を超え、また焼却した灰を埋め立てる費用が増加するという厳しい事態が予測されたため、本市では平成4年度から『ごみ減量10,000トン運動』を提唱し、市民、事業者の方々にも、ごみの減量と再資源化を強くお願いしてきております。

## 2 平成7年度ごみ処理の実績

### (1) 可燃ごみの処理量及び焼却灰等の最終処分量

(単位：t)

月別	収集台数 (台) 収集量 (t)	直接搬入台数 (台) 搬入量 (t)	処理量 (t)	一日平均			焼却灰等の 最終処分量 (t)
				収集量 (t)	直接搬入量 (t)	処理量 (t)	
4	2,376	1,558	6,421.13	185.80	81.75	267.55	834.12
	4,459.24	1,961.89					
5	2,661	1,630	7,535.52	213.26	88.16	301.42	1,011.94
	5,331.57	2,203.95					
6	2,419	1,660	6,707.60	177.88	80.10	257.98	912.00
	4,624.88	2,082.72					
7	2,469	1,732	7,172.75	189.27	86.60	275.88	861.39
	4,921.10	2,251.65					
8	2,521	1,798	6,852.13	174.25	79.54	253.78	935.61
	4,704.67	2,147.46					
9	2,320	1,622	6,399.94	182.58	84.08	266.66	844.50
	4,381.94	2,018.00					
10	2,380	1,680	6,659.50	181.71	84.67	266.38	1,074.66
	4,542.69	2,116.81					
11	2,336	1,597	6,312.16	180.42	82.59	263.01	1,264.42
	4,330.07	1,982.09					
12	2,833	1,957	7,572.86	197.61	93.65	291.26	1,011.59
	5,137.92	2,434.94					
1	2,267	1,501	6,071.10	176.55	87.41	263.96	1,200.96
	4,060.59	2,010.51					
2	2,115	1,615	5,444.50	149.51	77.34	226.85	852.14
	3,588.31	1,856.19					
3	2,269	1,889	6,233.15	166.18	83.15	249.33	799.28
	4,154.42	2,078.73					
計	28,966	20,239	79,382.34	181.39 (一日平均)	84.10 (一日平均)	265.49 (一日平均)	11,602.61
	54,237.40	25,144.94					

## (2) 不燃ごみの処理量

金物、ガラス類

(単位：t)

月別	金物		ガラス		合計	
	台数	処理量(t)	台数	処理量(t)	台数	処理量(t)
4	382	324.39	204	293.73	586	618.12
5	473	400.18	160	286.42	633	686.60
6	378	296.66	222	303.26	600	599.92
7	416	308.06	187	291.34	603	599.40
8	555	425.56	203	281.08	758	706.64
9	421	317.74	192	279.20	613	596.94
10	452	349.36	203	253.40	655	602.76
11	389	315.67	188	241.68	577	557.35
12	476	374.99	192	290.96	668	665.95
1	375	299.06	140	305.28	515	604.34
2	340	239.10	175	254.42	515	493.52
3	400	312.77	219	239.74	619	552.51
計	5,057	3,963.54	2,285	3,320.51	7,342	7,284.05

(使用済み乾電池)

(単位：t)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
収集量	0.42	0.54	0.20	0.10	0.04	0.46	0.30	0.08	0	0	0.02	0	2

## (3) 粗大ごみの処理量

月別	収集分		直接持込分		合計	
	台数	収集量(t)	台数	持込量(t)	台数	搬入量(t)
4	132	206.22	994	82.04	1,126	288.26
5	117	144.06	1,070	97.19	1,187	241.25
6	116	142.15	744	74.28	860	216.43
7	115	194.17	956	89.58	1,071	283.75
8	143	203.60	865	107.11	1,008	310.71
9	130	121.75	551	68.94	681	190.69
10	120	52.83	640	76.89	760	129.72
11	120	46.55	617	78.77	737	125.32
12	178	86.13	1,048	165.78	1,226	251.91
1	83	32.78	509	61.18	592	93.96
2	96	37.48	479	71.09	575	108.57
3	100	44.06	880	122.38	980	166.44
計	1,450	1,311.78	9,353	1,095.23	10,803	2,407.01

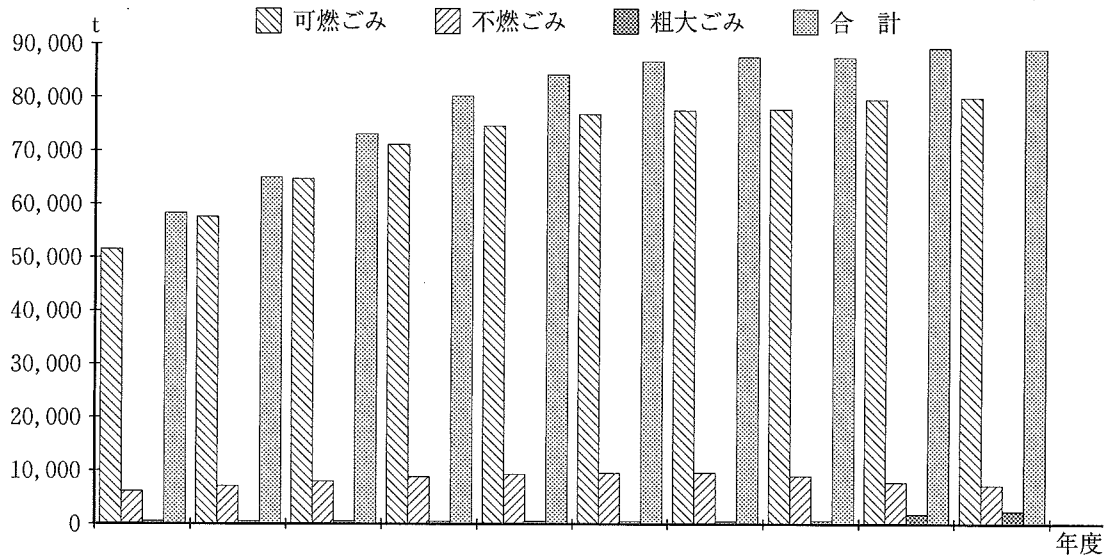
## (4) 動物の死体処理件数

(単位：件)

月別	犬	猫	その他	合計
4	13	95	3	111
5	23	77	1	101
6	20	78	1	99
7	37	92	4	133
8	22	74	4	100
9	25	81	5	111
10	21	94	9	124
11	19	65	8	92
12	30	68	3	101
1	26	68	7	101
2	21	76	1	98
3	23	85	6	114
合計	280	953	52	1,285

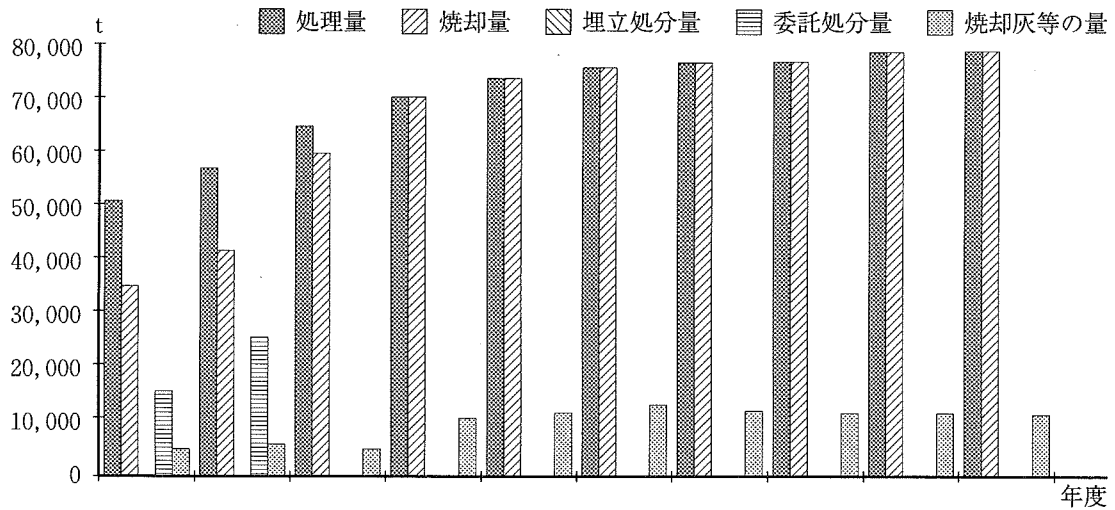
### 3 年度別ごみ処理の実績

#### (1) ごみの収集量および運搬量



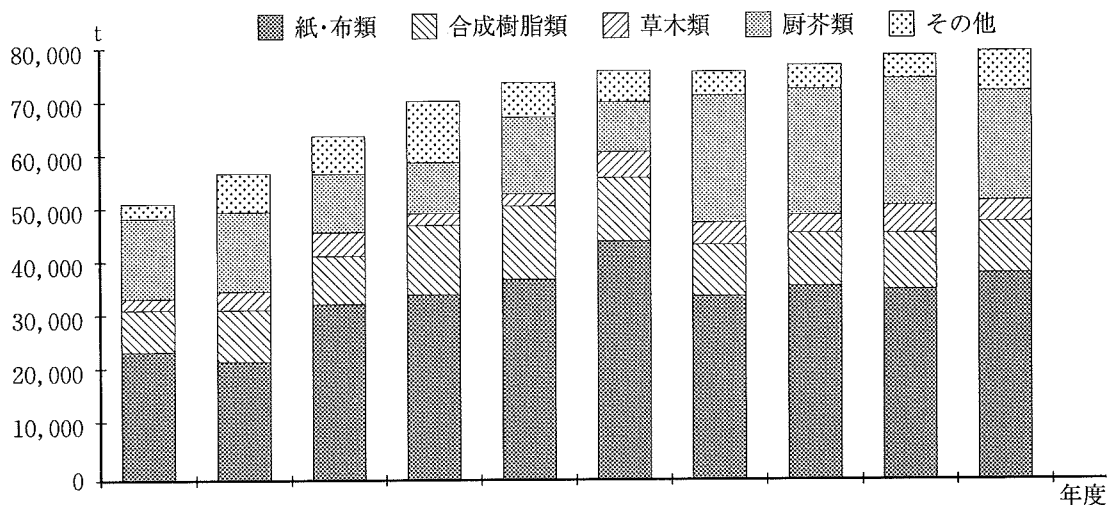
区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
可燃ごみ		51,963	57,583	64,721	71,098	74,590	76,781	77,559	77,824	79,651	79,382
不燃ごみ		6,143	7,118	7,986	8,828	9,326	9,513	9,603	8,977	7,830	7,286
粗大ごみ		187	286	384	291	296	398	386	658	1,829	2,407
合計		58,293	64,987	73,091	80,217	84,212	86,692	87,548	87,459	89,310	89,075

#### (2) 可燃ごみの処理量



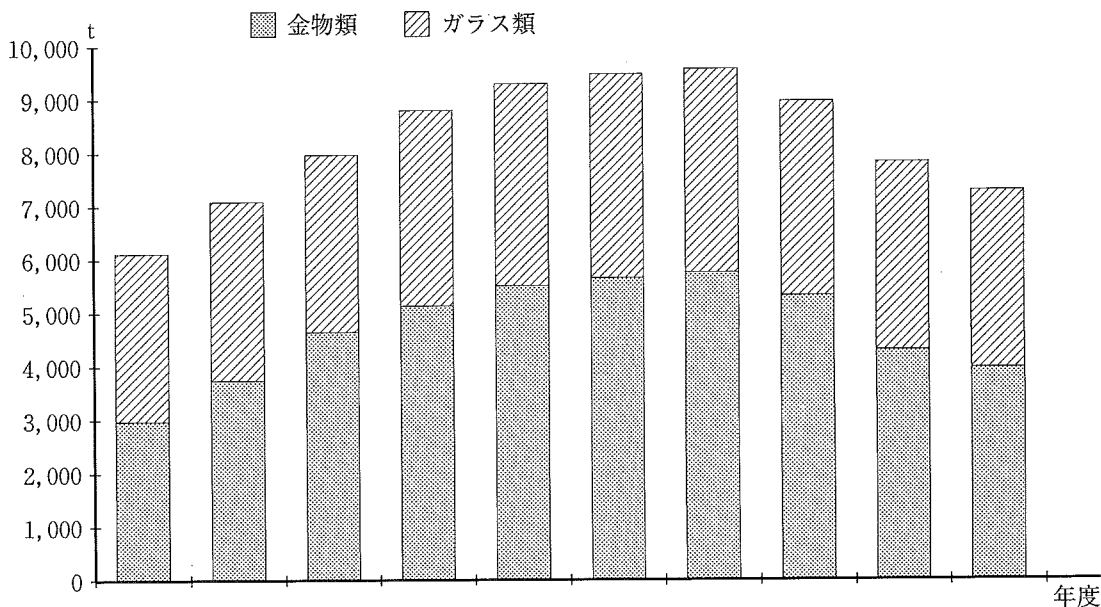
区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
処分量		51,576	57,728	65,666	71,098	74,590	76,656	77,559	77,824	79,651	79,382
焼却量		35,644	47,278	60,563	71,098	74,590	76,656	77,559	77,824	79,651	79,832
埋立処分量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託処分量		15,932	10,450	5,103	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰等の量		5,120	6,040	8,648	10,896	11,912	13,403	12,279	11,878	11,845	11,603

(3) 組成別可燃ごみの処理量



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
紙・布類		24,114	22,264	33,009	34,767	37,593	44,764	34,925	36,266	35,604	38,937
合成樹脂類		7,846	9,702	9,061	13,046	13,799	11,901	9,641	10,024	10,594	10,062
草木類		2,130	3,466	4,530	2,222	2,237	4,914	4,188	3,370	5,257	4,445
厨芥類		15,068	14,896	11,002	9,527	14,396	9,367	23,849	23,643	23,816	20,977
その他		2,805	7,255	7,119	11,536	6,565	5,835	4,956	4,521	4,380	4,961
合計		51,963	57,583	64,721	71,098	74,590	76,781	77,559	77,824	79,651	79,382

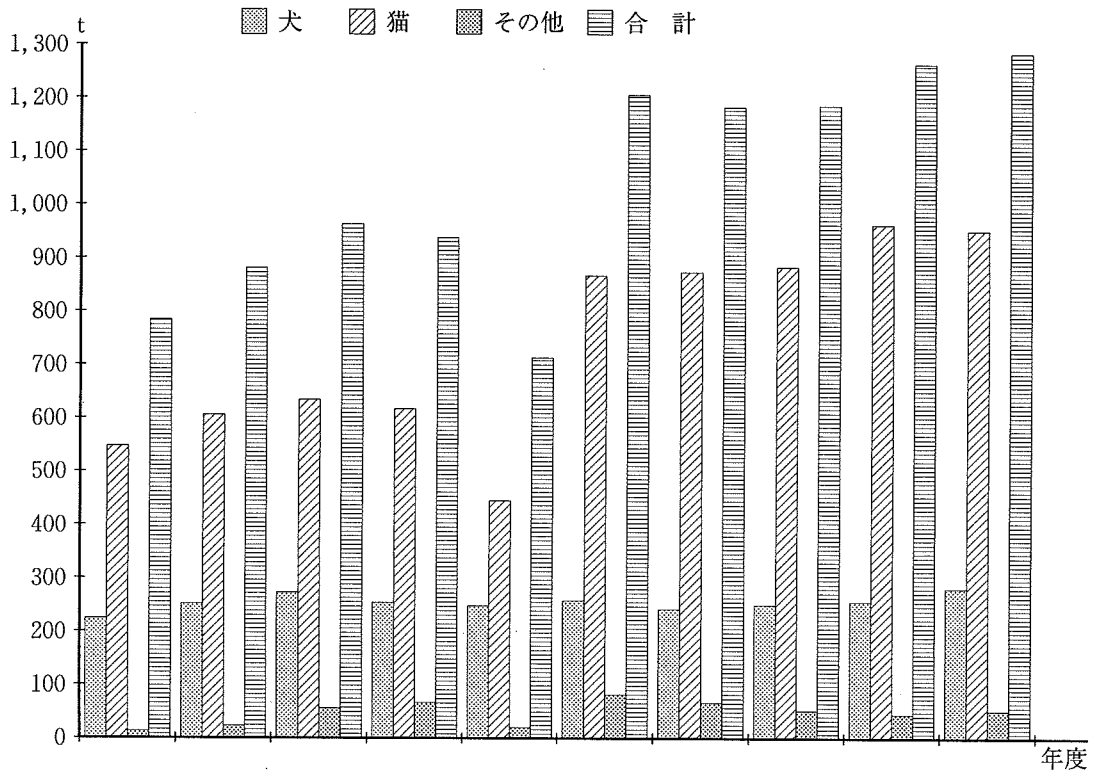
(4) 組成別不燃ごみの処理量



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
金物類		2,979	3,744	4,646	5,135	5,512	5,655	5,757	5,319	4,297	3,963
ガラス類		3,136	3,348	3,322	3,667	3,785	3,819	3,808	3,643	3,524	3,321
乾電池		28	26	18	26	29	39	38	15	9	2
合計		6,143	7,118	7,986	8,828	9,326	9,513	9,603	8,977	7,830	7,286

1  
み

(5) 種類別動物死体の処理件数



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
犬		224	252	273	254	248	258	242	250	256	280
猫		547	606	634	617	445	867	874	884	963	953
その他		13	23	56	67	20	82	67	52	45	52
合計		784	881	963	938	713	1,207	1,183	1,186	1,264	1,285

#### 4 ごみの減量化及び資源化対策

私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する廃棄物は、年々量的に増大し、質的にも多様化しており、特に、資源の大部分を海外に依存している我が国においては、その減量化と有効利用が極めて重要な課題であります。

本市においては、貴重な資源の確保と良好な生活環境を保全するため、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、次の事業を実施しています。

- (1) ごみの減量化及び資源化意識の啓発運動を展開する。
  - ① 広報紙等を利用して、趣旨の周知に努める。
  - ② 諸事業を通じて、市民意識の啓発に努める。
- (2) 有価物の有効利用を図るため、集団資源回収事業を積極的に促進する。
  - ① 奨励金の交付。
  - ② 自治会、子ども会、婦人団体等への協力の呼び掛け。
- (3) 資源分別回収事業の推進を図る。
  - ① 資源分別回収を促進し、ごみの減量化及び資源化の推進を図る。
  - ② ごみの減量化及び資源化意識の啓発に努める。
- (4) ごみの減量化及び資源化を図るため、自家処理の推進に努める。
  - ① ごみの焼却炉、生ごみ処理容器の普及を図り、購入費の一部を補助する。
  - ② 自治会の協力により、自家処理の周知を図る。
- (5) その他ごみの減量化及び資源化に関する会議を開催し、調査、研究に努める。



(1) 集団資源回収事業実施団体登録状況

(単位：団体)

年 度	3	4	5	6	7
子ども会	165	157	156	153	146
自治会	11	6	17	20	25
P T A	13	11	10	13	11
母親クラブ	0	0	2	1	1
婦人団体	5	6	7	11	9
スポーツ	7	8	6	8	9
福祉団体	6	3	2	5	3
その他	17	26	24	13	25
合 計	224	217	224	224	229

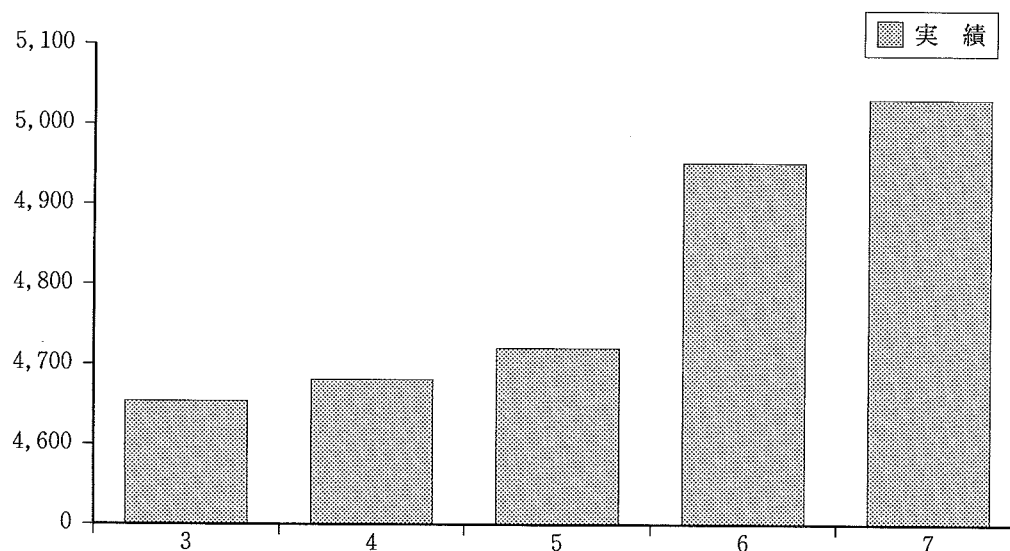
(2) 売却代金総額及び奨励金交付額

(単位：円)

年 度	3	4	5	6	7
売却代金総額	20,438,602	13,921,513	10,555,516	10,214,393	6,398,699
奨励金交付額	23,270,310	28,041,705	47,173,980	49,523,780	50,748,640

(3) 集団資源回収事業実績

(単位：トン)

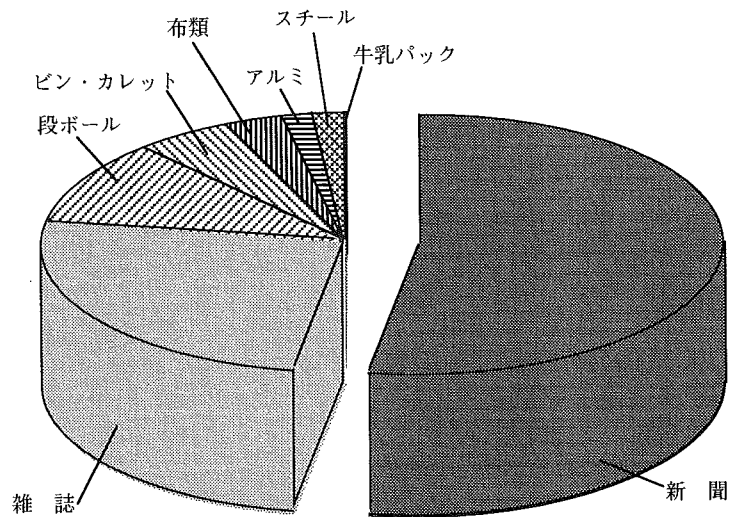


年 度	3	4	5	6	7
実 績	4,654.06	4,680.86	4,720.40	4,952.38	5,074.86

(4) 平成7年度集団資源回収品目別年間累計

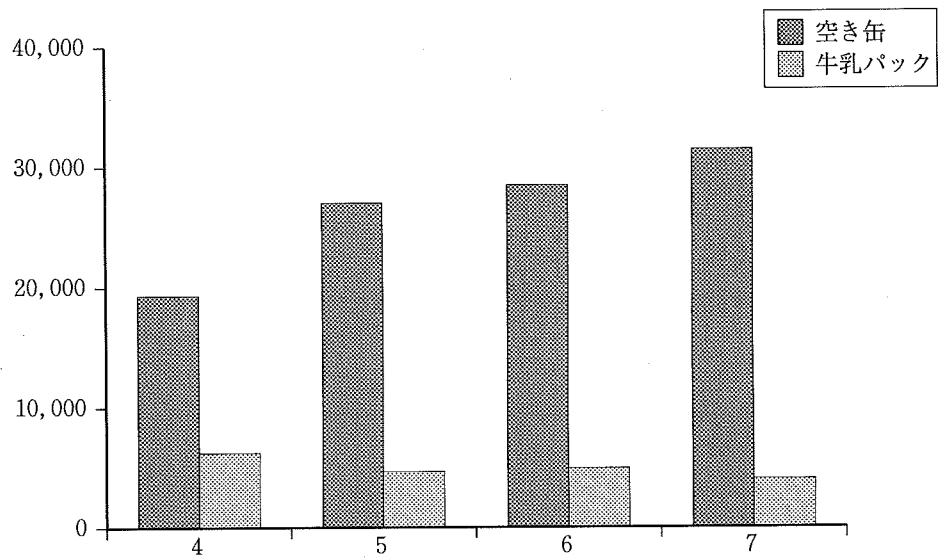
(単位：%)

新聞	雑誌	段ボール	ビン・カレット	布類	アルミ	スチール	牛乳パック
52.66	25.51	10.36	5.10	3.05	1.74	1.46	0.12



(5) 公民館等での空き缶・牛乳パック回収量

(単位：kg)



年 度	4	5	6	7
空き缶回収機	19,312	27,025	28,489	31,452
牛乳パック回収箱	6,250	4,640	4,920	4,020

し  
み

## (6) 生ごみ処理容器及び焼却炉用コンクリートブロック地区別配布状況

		59年	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	合計
厚木北	コンポスター	57	30	29	11	9	10	10	6	3	1	10	19	195
	コンクリートブロック	52	21	10	1	0	0	0	0	0	0	2	2	88
	計	109	51	39	12	9	10	10	6	3	1	12	21	283
厚木南	コンポスター	78	20	10	12	4	11	8	14	12	75	8	12	264
	コンクリートブロック	48	15	6	2	0	1	2	0	0	5	0	4	83
	計	126	35	16	14	4	12	10	14	12	80	8	16	347
依知北	コンポスター												42	42
	コンクリートブロック												15	15
	計												57	57
依知南	コンポスター	140	106	60	47	29	17	25	24	24	259	33	40	804
	コンクリートブロック	264	194	57	10	5	11	9	4	7	54	7	12	634
	計	404	300	117	57	34	28	34	28	31	313	40	52	1,438
睦合北	コンポスター	109	86	64	33	7	31	28	16	21	156	15	40	606
	コンクリートブロック	114	112	59	7	3	4	9	0	3	31	2	25	369
	計	223	198	123	40	10	35	37	16	24	187	17	65	975
睦合南	コンポスター	152	81	31	36	25	6	17	20	24	21	194	40	647
	コンクリートブロック	166	148	26	13	13	3	3	7	1	1	72	15	468
	計	318	229	57	49	38	9	20	27	25	22	266	55	1,115
荻野	コンポスター	400	189	94	56	34	38	49	34	49	371	238	80	1,632
	コンクリートブロック	256	256	105	20	8	1	6	8	13	72	19	27	791
	計	656	445	199	76	42	39	55	42	62	443	257	107	2,423
小 鮎	コンポスター	168	120	71	45	23	41	18	20	15	304	98	35	958
	コンクリートブロック	175	175	56	18	5	9	8	3	4	92	61	23	629
	計	343	295	127	63	28	50	26	23	19	396	159	58	1,587
南毛利	コンポスター	237	153	71	68	41	36	32	38	48	300	21	184	1,229
	コンクリートブロック	133	136	34	19	7	12	4	7	1	51	0	42	446
	計	370	289	105	87	48	48	36	45	49	351	21	226	1,675
南毛利南	コンポスター	71	61	26	29	11	19	9	11	9	136	4	14	400
	コンクリートブロック	78	80	23	10	6	2	4	3	0	16	1	8	231
	計	149	141	49	39	17	21	13	14	9	152	5	22	631
玉 川	コンポスター	70	48	34	34	28	18	28	46	74	60	355	48	843
	コンクリートブロック	145	120	23	12	1	6	5	12	6	2	148	14	494
	計	215	168	57	46	29	24	33	58	80	62	503	62	1,337
相 川	コンポスター	115	68	29	17	14	15	16	18	15	215	14	37	573
	コンクリートブロック	118	109	27	14	0	3	0	6	3	35	2	13	330
	計	233	177	56	31	14	18	16	24	18	250	16	50	903
緑ヶ丘	コンポスター	62	18	11	11	3	5	10	3	6	15	10	9	163
	コンクリートブロック	36	14	4	2	2	3	0	0	4	2	1	0	68
	計	98	32	15	13	5	8	10	3	10	17	11	9	231
合 計	コンポスター	1,659	980	530	399	228	247	250	250	300	1,913	1,000	600	8,356
	コンクリートブロック	1,585	1,380	430	128	50	55	50	50	42	361	315	200	4,646
	計	3,244	2,360	960	527	278	302	300	300	342	2,274	1,315	800	13,002

\* 依知地区が7年度に南北に分離。

\* 6年度までについては、依知南地区の実績を依知地区全体の実績とする。

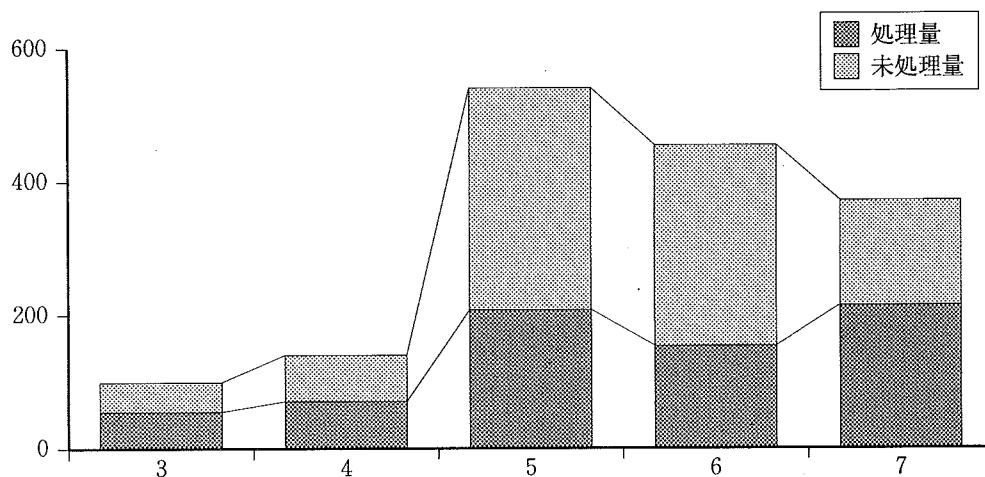
## 5 ごみの不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、美観を損ねるだけでなく環境汚染の原因にもなっているため、神奈川県及び警察等関係機関との合同取り締まり並びに市単位での不法投棄パトロールを実施し、ごみの不法投棄防止に努めています。

なお、投棄者の判明したものは警察を通じ、現状回復を命じたり、罰則を科したりしています。

### (1) 不法投棄量及び処理量

(単位：トン)

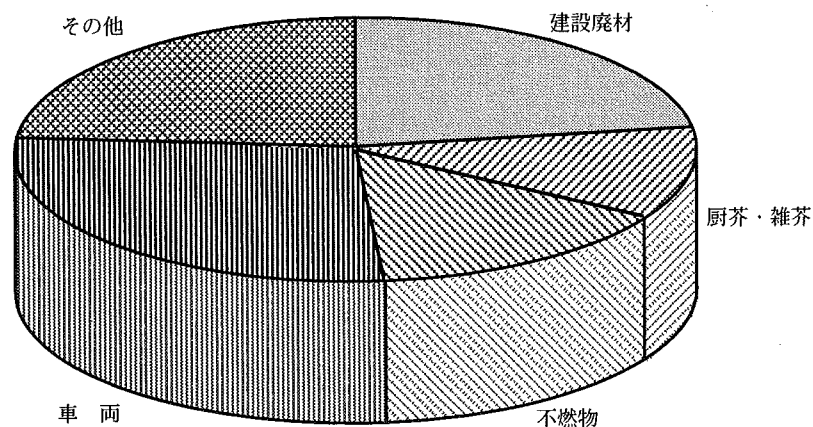


年 度	3	4	5	6	7
投 棄 量	99.59	139.90	540.57	454.34	371.25
処 理 量	55.39	70.58	207.74	153.11	213.84
未 処 理 量	44.20	69.32	332.83	301.23	157.41

### (2) 平成7年度不法投棄物の種類

(単位：%)

建設廃材	厨芥・雑芥	不燃物	車 両	そ の 他
23	11	15	28	23



### (3) 不法投棄合同パトロール

#### ア 第1回パトロール

- (ア) 実施日 平成7年6月23日(金)
- (イ) 参加機関
- ・厚木市環境保全指導員
  - ・厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会
  - ・厚木警察署
  - ・県央地区行政センター
  - ・県相模川総合整備事務所
  - ・県厚木土木事務所
  - ・厚木市
- (ウ) 実施結果 90箇所 160トンの不法投棄物を確認

#### イ 第2回パトロール(夜間)

- (ア) 実施日 平成7年8月18日(金)
- (イ) 参加機関
- ・厚木市環境保全指導員
  - ・厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会
  - ・厚木警察署
  - ・県央地区行政センター
  - ・県相模川総合整備事務所
  - ・県厚木土木事務所
  - ・厚木市
- (ウ) 実施結果 70箇所 160トンの不法投棄物を確認



不法投棄合同パトロール

## 6 一般廃棄物処理業許可状況

厚木市では、事業活動から排出される一般廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市が許可した業者が行うことを原則としています。

市では、次のとおり一般廃棄物の処理業の許可を行いました。

### (1) 平成7年度実績

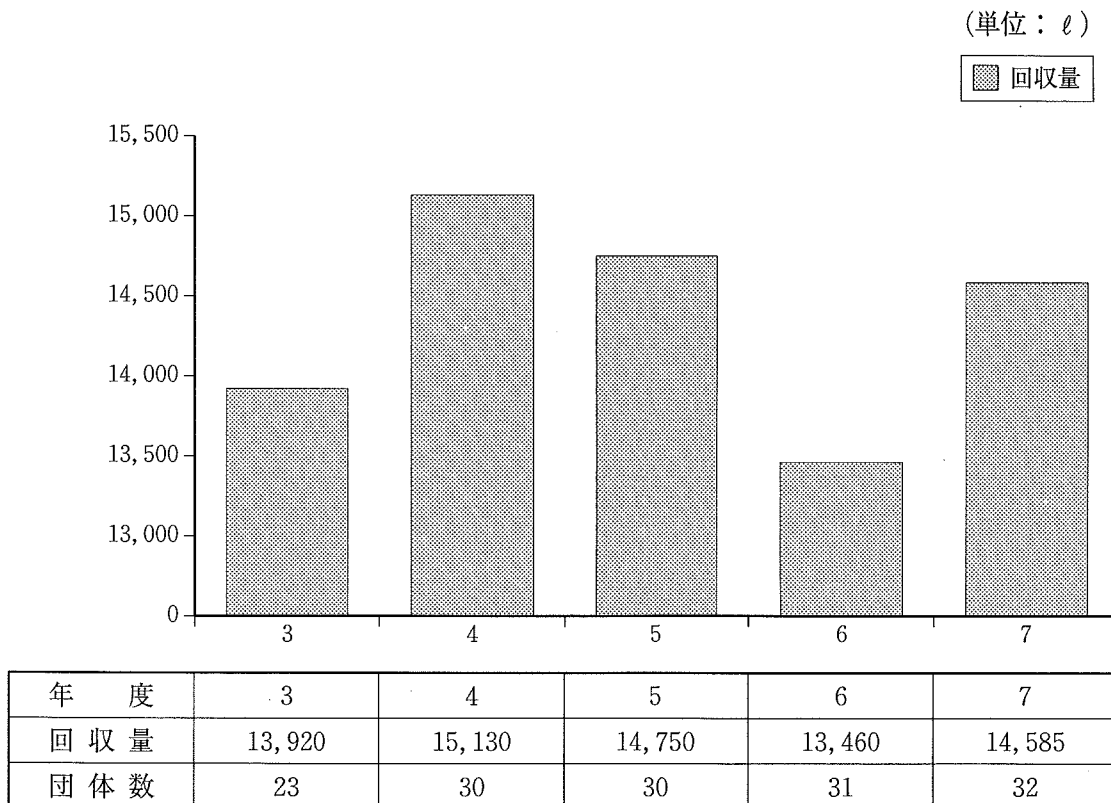
ア 許可業者数	40社
(ア) 収集、運搬	40社
(イ) 収集、運搬、中間処分	3社
イ 収集量(市施設に搬入)	21,822トン
ウ 顧客(契約締結した排出事業所)数	988

## 7 廃食油回収(食用油の拠点回収)状況

市では、家庭でいらなくなった「食用油」をリサイクルするために、廃食油回収事業を実施しています。

廃食油回収事業とは、10名以上の団体(婦人会、子ども会等)で、各家庭において不用になった食用油を決められた日に持ち寄って回収業者を通じてリサイクルするものです。

年度別廃食油回収状況



平成7年度 厚木市廃食油回収事業実施団体実績一覧表

No.	団 体 名	住 所(代表者) 氏 名(代表者)	回収量(ℓ) 奨励金(円)	第1回実績	第2回実績	第3回実績	合 計
1	厚木市地域婦人団体連絡協議会	中町1-4-3	回収量(ℓ)	2,150	1,980	1,870	6,000
		鈴木 福代	奨励金(円)	32,250	29,700	28,050	90,000
2	厚木せっけん工場をつくる会	森の里2-33-5	回収量(ℓ)	420	275	250	945
		大嶋 千枝子	奨励金(円)	6,300	4,125	3,750	14,175
3	厚木岡田団地自治会	岡田1-8-10-103	回収量(ℓ)	130	70	80	280
		岡 賢博	奨励金(円)	1,950	1,050	1,200	4,200
4	毛利台3丁目自治会	毛利台3-34-19	回収量(ℓ)	70	-	100	170
		土屋 洋	奨励金(円)	1,050	-	1,500	2,550
5	赤羽根住宅	温水322-63	回収量(ℓ)	30	-	20	50
		丸岡 英司	奨励金(円)	450	-	300	750
6	ルミエール厚木第一管理組合	水引2-1-6-104	回収量(ℓ)	20	30	30	80
		塩寺 武郎	奨励金(円)	300	450	450	1,200
7	ユニハイム本厚木	山際863-1	回収量(ℓ)	30	50	40	120
		浅田 造	奨励金(円)	450	750	600	1,800
8	本厚木スカイハイツ自治会	中依知85-1-325	回収量(ℓ)	120	120	60	300
		熊田 七郎	奨励金(円)	1,800	1,800	900	4,500
9	そりだハイツ自治会	妻田北1-14-11-1134	回収量(ℓ)	60	100	40	200
		古米 雅志	奨励金(円)	900	1,500	600	3,000
10	厚木リバーハイツ住宅管理組合	妻田東1-11-4	回収量(ℓ)	30	10	50	90
		曾我 知明	奨励金(円)	450	150	750	1,350
11	小野岡津古久子ども会	岡津古久801-2	回収量(ℓ)	-	-	-	-
		杉山 裕子	奨励金(円)	-	-	-	-
12	厚木市立玉川小学校PTA	七沢2237	回収量(ℓ)	780	340	220	1,340
		加藤 一夫	奨励金(円)	11,700	5,100	3,300	20,100
13	藤和本厚木コープⅡ	田村町11-22	回収量(ℓ)	10	10	10	30
		郡山 孝丸	奨励金(円)	150	150	150	450
14	鳶尾第二住宅管理組合	鳶尾2-24-11	回収量(ℓ)	10	10	10	30
		高岡 良助	奨励金(円)	150	150	150	450
15	コープかながわ鳶尾店	鳶尾2-25-2-602	回収量(ℓ)	160	-	-	160
		尾形 福代	奨励金(円)	2,400	-	-	2,400
16	厚木市立玉川中学校	小野301-10	回収量(ℓ)	530	450	200	1,180
		矢後 良夫	奨励金(円)	7,950	6,750	3,000	17,700
17	あすなろの会障害者自立活動センター	上荻野251	回収量(ℓ)	210	300	470	980
		玉井 明	奨励金(円)	3,150	4,500	7,050	14,700
18	南町自治会	南町25-7	回収量(ℓ)	100	50	30	180
		牧田 朋子	奨励金(円)	1,500	750	450	2,700
19	さわやか会	恩名420-1	回収量(ℓ)	30	100	30	160
		毛木 一江	奨励金(円)	450	1,500	450	2,400
20	すみれ会	林738-1	回収量(ℓ)	40	20	30	90
		相原 スエ子	奨励金(円)	600	300	450	1,350
21	かしこい主婦の会	上依知1337-1	回収量(ℓ)	50	60	50	160
		大塚 美千子	奨励金(円)	750	900	750	2,400
22	さつき会	上依知216	回収量(ℓ)	130	150	120	400
		吉田 好子	奨励金(円)	1,950	2,250	1,800	6,000
23	よい環境を考えるお母さんの会	猿ヶ島131	回収量(ℓ)	40	20	30	90
		大塚 あゆみ	奨励金(円)	600	300	450	1,350
24	まつかけ廃油の会	上荻野1115-7	回収量(ℓ)	70	60	50	180
		山崎 則子	奨励金(円)	1,050	900	750	2,700
25	金田上部ママさんバレーボール部	金田6-1	回収量(ℓ)	40	40	40	120
		後藤 美智子	奨励金(円)	600	600	600	1,800
26	さつき会	下川入1092	回収量(ℓ)	120	150	270	540
		飛川 ツル	奨励金(円)	1,800	2,250	4,050	8,100
27	東部婦人部	金田412	回収量(ℓ)	160	200	-	360
		奈良 定子	奨励金(円)	2,400	3,000	-	5,400
28	木売場自治会	妻田南1-21-4	回収量(ℓ)	-	30	-	30
		溝江 タツエ	奨励金(円)	-	450	-	450
29	ハッピープラザ	山際203-4	回収量(ℓ)	10	10	10	30
		山田 あや子	奨励金(円)	150	150	150	450
30	緑ヶ丘生活学校	緑ヶ丘1-1-9	回収量(ℓ)	40	40	50	130
		田邊 文子	奨励金(円)	600	600	750	1,950
31	立正佼成会厚木協会	水引1-9	回収量(ℓ)	130	30	-	160
		山崎 智子	奨励金(円)	1,950	450	-	2,400
32	厚木リバーサイド自治会	岡田5-11-6-303	回収量(ℓ)	-	-	-	-
		大原 俊子	奨励金(円)	-	-	-	-
合 計			回収量(ℓ)	5,720	4,750	4,160	14,585
			奨励金(円)	85,800	70,575	62,400	218,775

平成7年度廃食油回収実施日

- ・第1回 6月27日(火)、28日(水)
- ・第2回 10月24日(火)、25日(水)
- ・第3回 2月20日(火)、21日(水)

## 8 ごみ収集体験乗車

市では、ごみ収集業務を市民が体験し、ごみ問題の重要性を認識してもらうことを目的とした『ごみ収集体験乗車』を実施しています。

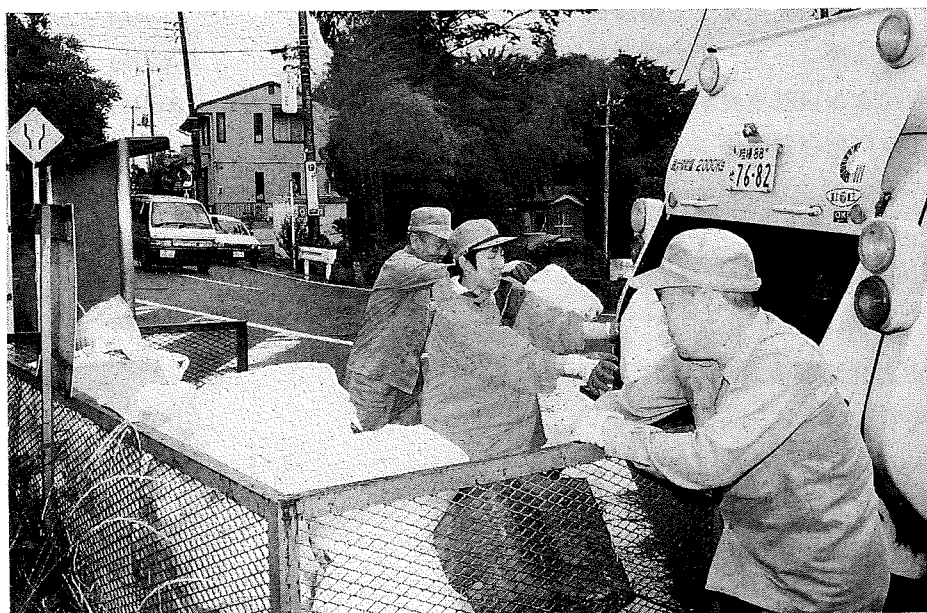
### 体験乗車参加者実績

平成4年度 34人(女性30人、男性4人・30歳～50歳)

平成5年度 29人(女性23人、男性6人・23歳～89歳)

平成6年度 29人(女性18人、男性11人・23歳～68歳)

平成7年度 29人(女性19人、男性10人・19歳～60歳)



ごみ収集車に市職員とともにごみ袋を積み込む参加者(いずれも中央)



## 9 イベント行事

市と市ごみ対策協議会では、春季に「ごみの中からこんなもの展」、秋季に「ごみと生活展」を開催しています。

これらのイベントでは、ごみの減量化と資源化に対する意識の高揚を図ることを目的に「粗大ごみリサイクル市」や「再資源交換コーナー」などの催し物を設けて行われています。

### (1) '95ごみの中からこんなもの展実績

ア	入場者数	13,000人
イ	粗大ごみリサイクル市出品数	108点
ウ	市民ふれあいマーケット出店数	38店
エ	再資源交換コーナーでの資源物回収量	1,320kg
オ	リサイクル自転車展示、即売コーナー展示数	100台
カ	生ごみ処理容器斡旋コーナー	コンポスター130型 9基
		190型 5基
		コンクリートブロック焼却炉 4基
キ	環境センター見学会参加者	130人

### (2) '95ごみと生活展実績

ア	入場者数	17,000人
イ	粗大ごみリサイクル市出品数	69点
ウ	市民ふれあいマーケット出店数	40店
エ	古本販売コーナーにおいて恵与された古本	5,000冊
オ	再資源交換コーナーでの資源物回収量	1,340kg
カ	リサイクル自転車展示、即売コーナー出品数	40台
キ	生ごみ処理容器斡旋コーナー	コンポスター130型 20基
		190型 10基
		コンクリートブロック焼却炉 11基
ク	環境センター見学参加者	140人

5 し 尿

## 1 し尿処理

### (1) し尿処理の経過

本市におけるし尿処理事業は、昭和29年「清掃法」制定に伴い許可業者によって始められ、その後「清掃法」の一部改正に伴い昭和41年から3業者による委託制へ切り替え、昭和47年11月にはその委託3業者が合併し(株)三和環境が設立されました。以後、同社に委託をしてきましたが、公共下水道事業の進展による当該事業の逐次減少が予測されることから、し尿処理体制の抜本的改革の必要性が生じてきました。

そこで、昭和48年11月、庁内に「し尿処理制度研究専門委員会」を設置し、調査研究をした結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の趣旨に沿い、公共事務としての性格を基本とした処理体制を図るため、公益法人である財団法人厚木市環境保全公社(以下「公社」という。)が設立されました。

このことにより、昭和50年8月1日から公社にし尿の収集、運搬業務を委託し、浄化槽清掃については引き続き(株)三和環境が行っていましたが、昭和50年10月31日に同社が解散したため、同業務についても公社が行うようになり現在に至っております。

一方、し尿の処理については、昭和36年から38年度に計画処理量72kl/日の嫌気性消化・活性汚泥法処理方法による施設を建設し昭和38年6月から稼働を開始しました。

その後、搬入量の増加等により昭和45年から46年度に30kl/日分を増設して合計処理量を102kl/日とし、さらに、昭和59年から60年度には、浄化槽汚泥濃縮処理設備の設置及び受入・貯留設備の更新を行いました。しかしながら、本施設は、随所に経年的な損傷がみられ、作業の効率性、安全性及び衛生面等から改善を必要とする設備装置も多いことから、現在スクラップアンドビルド方式による建替え工事を進めているところです。

### (2) し尿処理の現状と今後の予測

本市のし尿及び浄化槽(合併・単独)汚泥の処理量は、平成7年度26,252kl/年であり、このうち、し尿量の割合は25%で、対前年度比では、公共下水道の整備・普及、浄化槽への切り替え等により12%減少しております。また、浄化槽汚泥量の割合は75%で、対前年度比では6%減少しております。

今後、し尿量及び単独浄化槽汚泥量は、公共下水道や合併浄化槽への移行が多くなる等、減少する要素が多く、また、合併浄化槽汚泥量の伸びも公共下水道整備の影響を受けることとなります。

## 2 平成7年度し尿処理の実績

### (1) し尿及び浄化槽汚泥処分量

(内 清川村搬入分)

月	処 分 量 (kl)		
	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
4	632.5 ( 59.8)	1,743.4 (163.0)	2,375.9
5	569.0 ( 58.6)	1,706.3 ( 91.6)	2,275.3
6	599.6 ( 32.6)	1,946.4 (130.2)	2,546.0
7	570.7 ( 44.0)	1,786.4 (145.4)	2,357.1
8	560.3 ( 47.8)	1,696.5 (113.8)	2,256.8
9	511.6 ( 42.0)	1,623.6 (193.4)	2,135.2
10	569.1 ( 47.6)	1,701.7 (159.8)	2,270.8
11	525.8 ( 38.2)	1,667.6 (129.4)	2,193.4
12	519.8 ( 44.2)	1,528.6 ( 95.8)	2,048.4
1	515.9 ( 29.2)	1,460.0 (136.5)	1,975.9
2	488.0 ( 39.8)	1,504.5 (112.4)	1,992.5
3	495.4 ( 45.2)	1,330.1 (102.8)	1,825.5
合 計	6,557.7 (529.0)	19,695.1 (1,574.1)	26,252.8

### (2) 型式別浄化槽清掃基数

区分 月	営業日数	清 掃 基 数 ・ 容 積					清川村 汚泥引抜	計	処理容積 (kl)	一日平均 処理容積 (kl)
		ぼつき型	分離ぼつき型	腐敗型	小型合併	汚泥引抜				
4	20日	310基 288.01m³	362基 631.91m³	54基 128.90m³	18基 66.54m³	28基 414.18m³	5基 84.60m³	777基 1,614.14m³	1,580.4kl	79.02kl
5	20日	334基 336.97m³	390基 650.46m³	75基 261.17m³	24基 72.80m³	21基 216.00m³	1基 7.20m³	845基 1,544.60m³	1,614.7kl	80.73kl
6	22日	368基 349.67m³	528基 873.18m³	67基 136.90m³	30基 100.10m³	26基 210.96m³	3基 25.20m³	1,022基 1,696.01m³	1,816.2kl	82.55kl
7	21日	254基 254.83m³	401基 686.59m³	54基 100.85m³	22基 83.96m³	26基 407.70m³	4基 54.00m³	761基 1,587.93m³	1,641.0kl	78.14kl
8	22日	252基 235.44m³	347基 586.59m³	42基 110.90m³	31基 113.60m³	23基 463.86m³	2基 14.40m³	697基 1,524.79m³	1,582.7kl	71.94kl
9	20日	254基 245.30m³	387基 651.47m³	56基 204.68m³	21基 66.11m³	17基 154.08m³	3基 97.20m³	738基 1,418.84m³	1,460.2kl	73.01kl
10	21日	278基 244.80m³	378基 657.94m³	72基 147.33m³	27基 103.00m³	23基 269.46m³	3基 73.80m³	781基 1,496.33m³	1,541.9kl	73.42kl
11	20日	301基 275.38m³	363基 635.66m³	59基 134.40m³	24基 81.56m³	26基 306.09m³	2基 28.80m³	775基 1,461.89m³	1,538.2kl	76.91kl
12	18日	271基 263.06m³	356基 568.41m³	60基 156.20m³	20基 69.09m³	44基 278.73m³	0基 0m³	751基 1,335.49m³	1,432.8kl	79.60kl
1	19日	223基 257.13m³	339基 549.31m³	42基 129.30m³	33基 103.60m³	21基 195.12m³	3基 54.90m³	661基 1,289.36m³	1,323.5kl	69.65kl
2	20日	217基 213.53m³	314基 531.31m³	48基 106.49m³	15基 62.74m³	34基 384.66m³	1基 10.80m³	629基 1,309.53m³	1,392.1kl	69.60kl
3	20日	207基 204.14m³	319基 557.39m³	61基 121.75m³	26基 91.40m³	21基 152.10m³	1基 32.40m³	635基 1,159.18m³	1,227.3kl	61.36kl
合計	243日	3,269基 3,169.26m³	4,484基 7,580.22m³	690基 1,738.87m³	291基 1,014.50m³	310基 3,452.94m³	28基 483.30m³	9,072基 17,438.09m³	18,151.0kl	74.69kl

## (3) 汚泥脱水量

(単位：m<sup>3</sup>)

月	区分	消化汚泥量	余剰汚泥量	合計
4		245.0	693.1	938.1
5		235.0	708.4	943.4
6		220.0	815.0	1,035.0
7		215.0	809.9	1,024.9
8		350.0	705.6	1,055.6
9		280.0	697.5	977.5
10		200.0	662.4	862.4
11		230.0	715.9	945.9
12		215.0	703.4	918.4
1		490.0	701.8	1,191.8
2		—	1,194.8	1,194.8
3		—	1,187.4	1,187.4
合計		2,680.0	9,595.2	12,275.2

## (4) 発生ガス量及び使用量

(単位：m<sup>3</sup>)

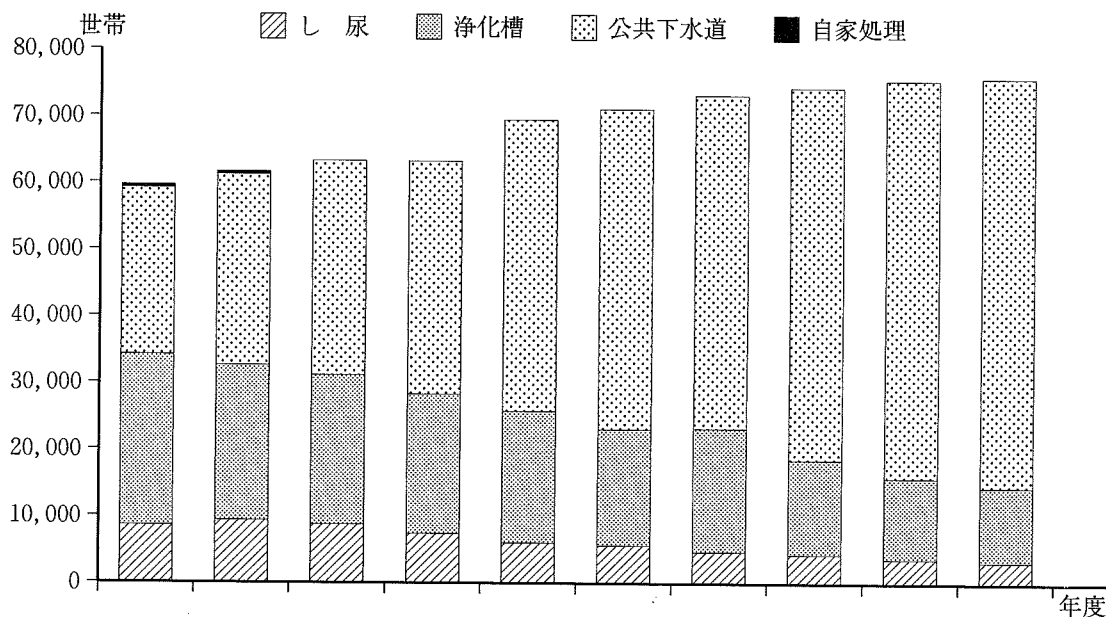
月	区分	ガス発生量	ガス使用量
4		5,212	4,970
5		4,335	4,070
6		5,314	4,844
7		4,290	4,100
8		3,925	2,859
9		2,555	2,375
10		2,845	2,635
11		4,213	3,825
12		4,575	4,505
1		1,455	1,375
2		—	—
3		—	—
合計		38,719	35,558

## (5) 汚泥肥料の利用状況

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数		219	223	167	70	109	219	173	203	84	126	2	2	1,597
量 (t)		23.4	20.9	16.8	4.0	14.9	21.9	27.4	61.5	62.5	52.4	10.0	8.0	323.7

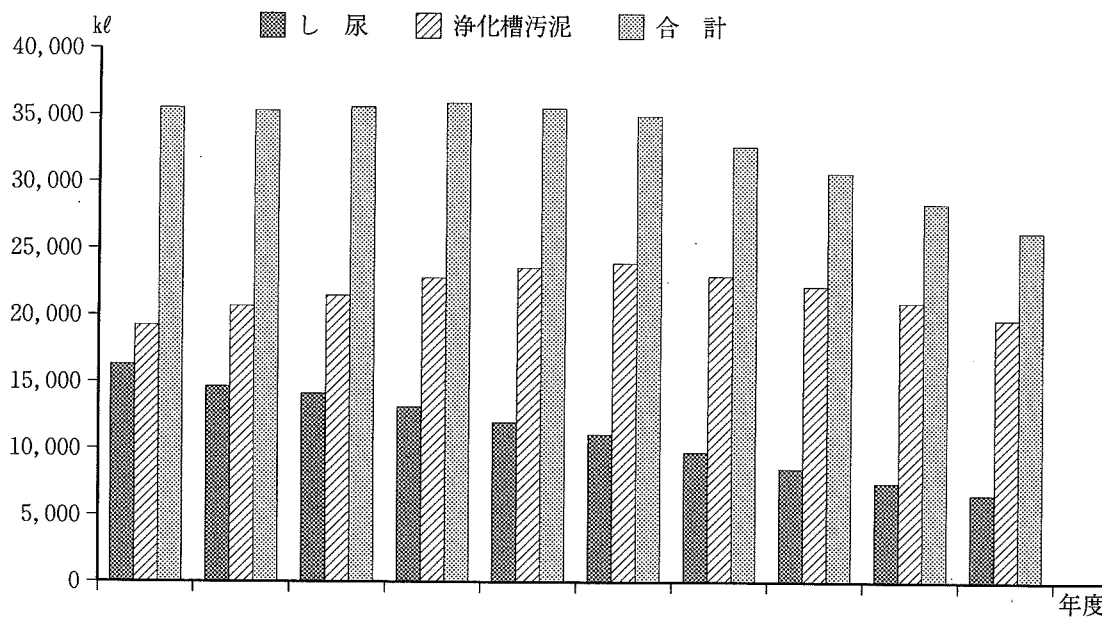
### 3 年度別し尿処理の実績

#### (1) 種類別し尿処理世帯数



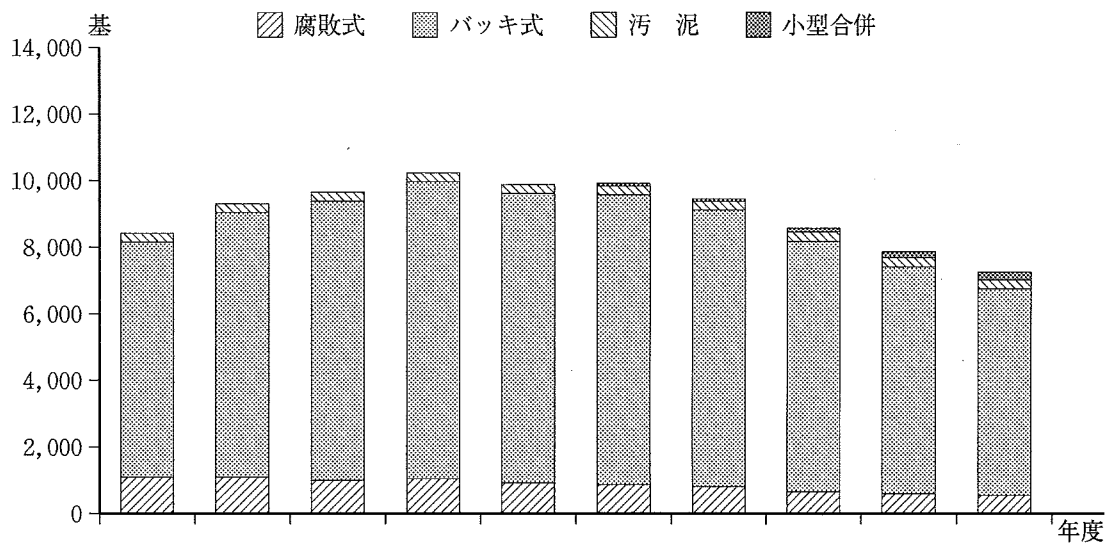
区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
し尿		8,596	9,358	8,768	7,405	6,038	5,672	4,735	4,342	3,683	3,267
浄化槽		25,566	23,257	22,384	20,897	19,744	17,407	18,522	14,221	12,174	11,223
公共下水道		25,023	28,618	32,139	34,932	43,664	48,029	49,993	55,838	59,641	61,385
自家処理		147	140	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		59,332	61,373	63,291	63,234	69,446	71,108	73,250	74,401	75,498	75,875

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処分量



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
し尿		16,292	14,646	14,124	13,128	11,953	11,073	9,746	8,517	7,437	6,557
浄化槽汚泥		19,227	20,682	21,484	22,796	23,550	23,893	22,947	22,177	20,965	19,695
合計		35,519	35,328	35,608	35,924	35,503	34,966	32,693	30,694	28,402	26,252

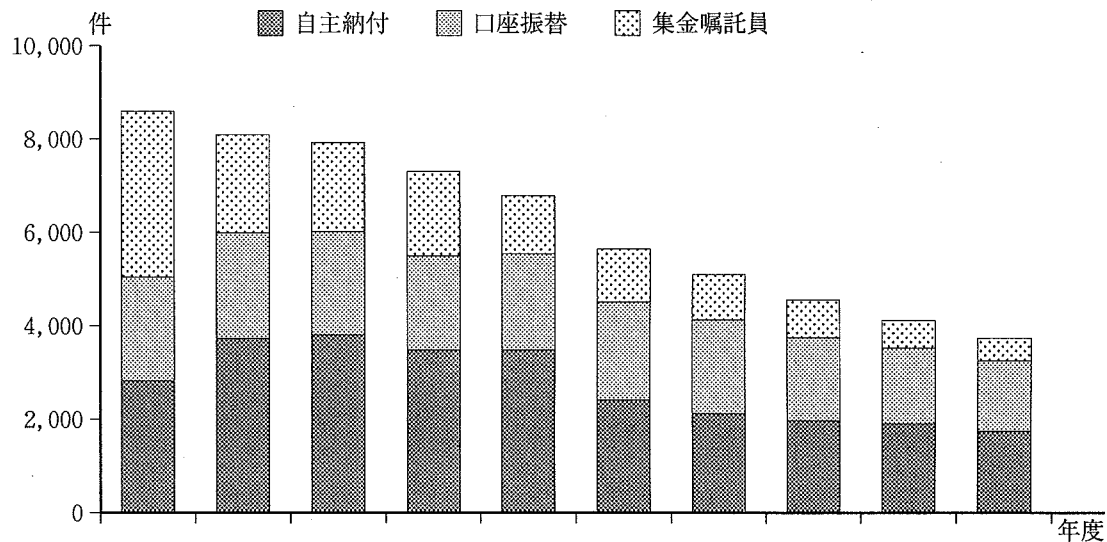
(3) 型式別浄化槽清掃基数



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
腐敗式		1,372	1,374	1,250	1,306	1,154	1,088	1,016	826	757	690
バッキ式		8,820	9,935	10,478	11,160	10,867	10,885	10,380	9,392	8,511	7,753
汚泥		329	319	342	324	331	332	322	360	348	338
小型合併		—	—	—	—	—	25	71	135	224	291
合計		10,521	11,628	12,070	12,790	12,352	12,330	11,789	10,713	9,840	9,072

(4) 方法別し尿処理手数料納付件数

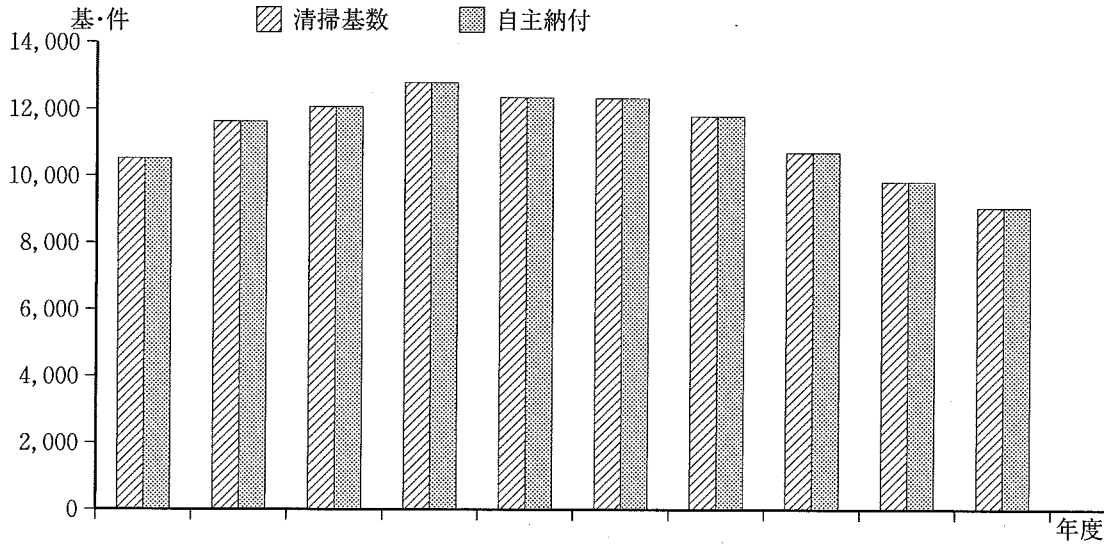
ア し 尿



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
自主納付		2,820	3,726	3,804	3,484	3,481	2,407	2,114	1,967	1,910	1,747
口座振替		2,219	2,260	2,214	2,014	2,063	2,100	2,003	1,775	1,616	1,510
集金嘱託員		3,557	2,100	1,903	1,803	1,246	1,139	978	811	593	483
合計		8,596	8,086	7,921	7,301	6,790	5,646	5,095	4,553	4,119	3,740

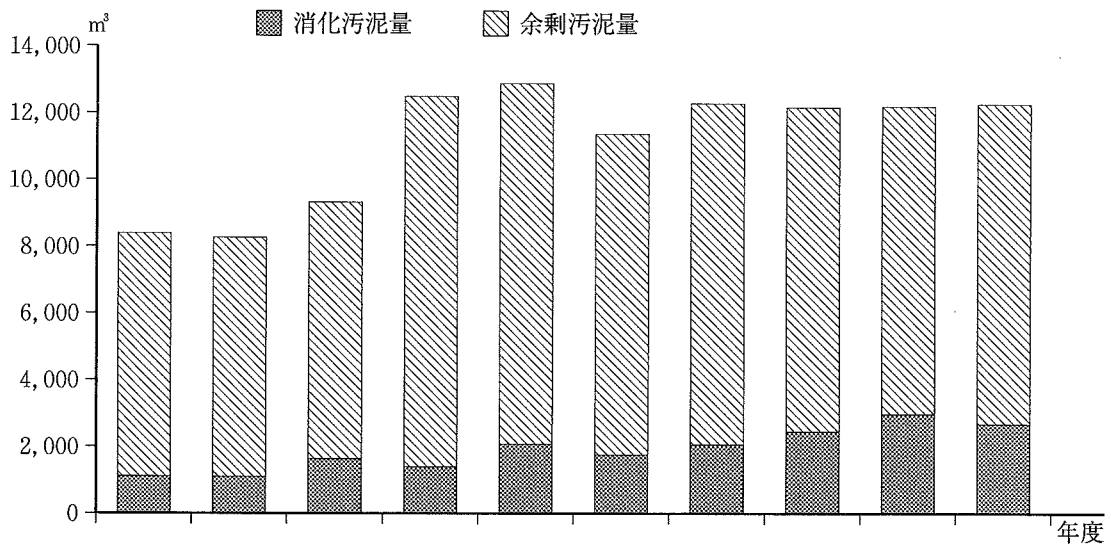
し  
尿

### イ 浄化槽



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
清掃基数		10,521	11,628	12,070	12,790	12,352	12,330	11,789	10,713	9,840	9,072
自主納付		10,521	11,628	12,070	12,790	12,352	12,330	11,789	10,713	9,840	9,072

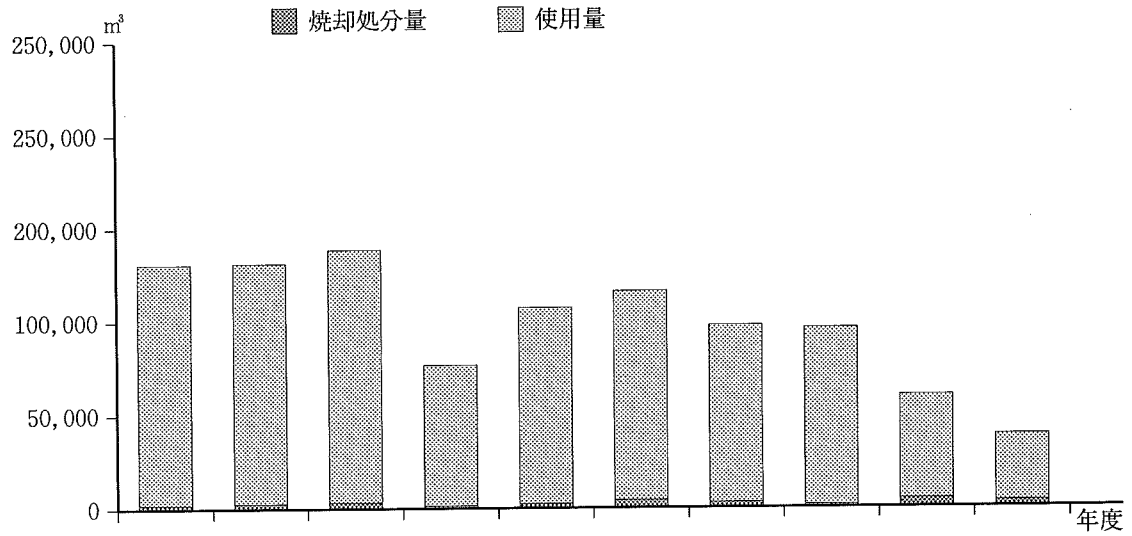
### (5) 污泥脱水量



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
消化污泥量		1,109	1,101	1,639	1,399	2,080	1,758	2,064	2,454	2,985	2,680
余剩污泥量		7,282	7,161	7,679	11,086	10,797	9,617	10,224	9,717	9,225	9,595
合計		8,391	8,262	9,318	12,485	12,877	11,375	12,288	12,171	12,210	12,275



(6) 発生ガス焼却処分量及び使用量



区分区	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
焼却処分量		2,259	2,885	3,441	611	2,418	4,086	2,832	1,295	4,589	3,161
使用量		128,433	128,502	135,258	75,321	105,066	111,948	94,795	25,898	55,459	35,558
合計		130,692	131,387	138,699	75,932	107,484	116,034	97,627	27,193	60,048	38,719

し  
尿

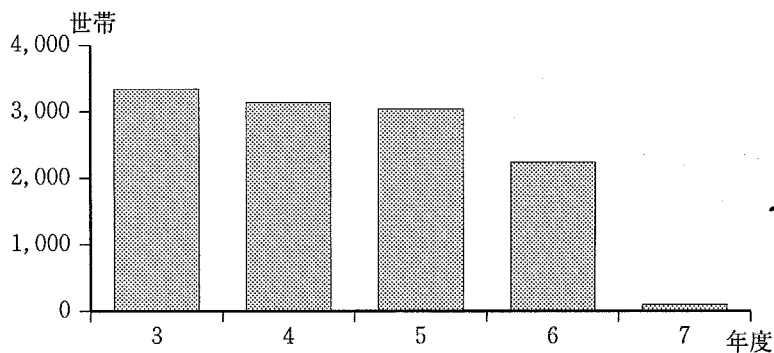
## 6 環境衛生

# 1 地区衛生対策事業実績

## (1) ねずみ駆除

各種伝染病を媒介するねずみの駆除の為、随時、窓口による殺そ剤の配布を行っています。  
(平成6年度までは、1月下旬から2月中旬にかけて駆除週間を設け希望世帯に配布を行っていました。)

殺そ剤配布状況



年 度	3	4	5	6	7
配布世帯件数	3,340	3,137	3,036	2,236	98

## (2) 地区防除

環境美化部長に衛生害虫、樹木害虫駆除用薬剤を配布し、公共用地等の害虫発生に対しての駆除をお願いしています。

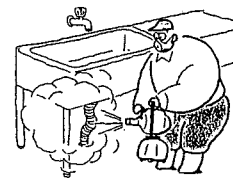
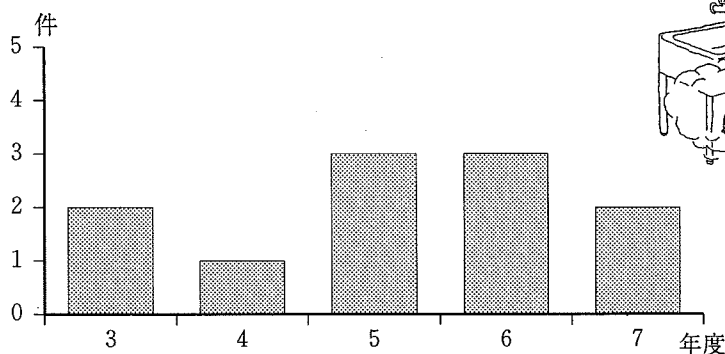
薬剤配布数

(1) 乳剤(衛生害虫用)	500ml瓶	7 瓶
(2) ディプテレックス(樹木害虫用)	100ml瓶	8 瓶

## (3) 伝染病防疫作業

伝染病防疫作業として県保健所・健康づくり課と協力し、伝染病発生世帯の消毒を実施しました。

消毒件数

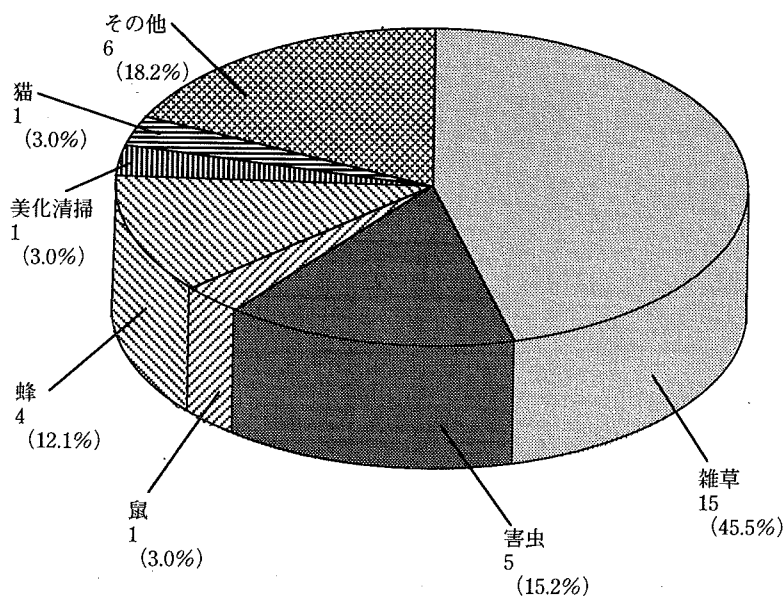


年 度	3	4	5	6	7
消毒件数	2	1	3	3	2

(4) 苦情相談処理件数

年 度	3	4	5	6	7
処理件数	249	134	94	64	33

平成7年度苦情相談構成表



2 環境美化推進事業

(1) きれいなまちづくり事業

ポイ捨て防止キャンペーン

美しいまちづくりが望まれているなか、タバコの吸い殻やガムの噛みカス、空き缶などを捨てるいわゆる「ポイ捨て」行為の防止を呼び掛けるため、厚木市環境美化部長連絡協議会の協力を得て平成7年11月から毎月1回駅前広場においてキャンペーンを展開し、啓発に努めました。

実施日	11月1日	12月1日	1月8日	2月1日	3月1日
場 所	本厚木駅	本厚木駅	本厚木駅	本厚木駅	本厚木駅
	—	—	愛甲石田駅	愛甲石田駅	愛甲石田駅

(2) 地 区 組 織

ア 環境美化部長

明るく住み良い環境づくりを目指すため、環境美化部長を各自治会(計210)に1人ずつ置き、市民の生活環境の保全にきめ細かな対応を図っています。

なお、環境美化部長の業務は次のとおりです。

- (ア) 美化意識の啓発普及に関すること。
- (イ) ごみ集積所の衛生管理に関すること。

- (ウ) 不法投棄の通報に関すること。
- (エ) 衛生害虫類の防除に関すること。
- (オ) 猫の登録促進に関すること。
- (カ) 畜犬及び狂犬病予防の促進に関すること。
- (キ) その他環境保全に必要な活動に関すること。

イ 厚木市環境美化部長連絡協議会

環境美化部長の代表者からなる組織として、各地区(計13)ごとの環境美化部長から互選により選出された正・副会長の計26人で構成し、円滑な環境美化業務等の推進を目的としています。

(3) 美化運動実施結果

散乱ごみに対しては、1人ひとりの自覚と実践が必要です。こうしたことから、広く市民の参加を呼び掛け、清掃活動を通じて美化意識の高揚を図っています。

・相模川クリーンキャンペーン(河川美化)

日 時 平成7年5月26日(日)  
 会 場 三川合流点・旭町スポーツ広場  
 内 容 美化清掃及び稚鮎の放流



相模川クリーンキャンペーン

年度	内容 参加団体数	参加人数 (人)	ごみの量 (t)			
			缶 類	瓶 類	可燃物	合 計
3	77	4,500	2.1	0.4	2.3	4.8
4	81	5,300	2.0	0.5	2.5	5.0
5	81	4,200	1.5	0.5	2.0	4.0
6	95	5,000	1.1	0.6	3.3	5.0
7	89	4,700	2.0	0.3	2.4	4.7

・丹沢・大山クリーンキャンペーン(山岳美化)

日 時 平成7年11月3日(金)

会 場 日向山ハイキングコース

内 容 市観光協会主催の“おはようハイキング”にあわせたごみ持ち帰り運動の啓発と清掃活動

内容 年度	実施月日	実 施 場 所	参加人数 (人)	ごみ収集量 (t)
3	11.3	白山順礼峠(飯山～七沢)	400	0.39
4	11.3	鐘ヶ岳ハイキングコース	350	0.24
5	11.3	鳶尾山ハイキングコース	250	0.23
6	11.3	白山順礼峠ハイキングコース	226	0.01
7	11.3	日向山ハイキングコース	130	1.2

・あつぎゴミ・ウォッチングハント・ファミリーハイク

日 時 平成7年10月29日(日)

コース 依知南小学校～吾妻坂古墳～建徳寺～牛久保用水～妙純寺～金田神社  
～環境センター東側河川敷

内 容 自然や名所旧跡を見ながら散乱ごみを拾う、ハイキングを兼ねた美化運動

内容 年度	実施月日	実施地区	実 施 場 所	参加人数 (人)	ごみ収集量 (t)
3	11.10	荻野地区	荻野公民館～七沢森林公園	80	0.3
	11.24	小鮎地区	小鮎地区内	100	0.4
		計		180	0.7
4	11.14	依知地区	各公民館～中津川河川敷	53	0.1
		睦合南地区		78	0.23
		緑ヶ丘地区		75	0.16
		計		206	0.5
5	11.7	玉川地区	若宮公園～七沢	121	0.17
		南毛利地区	若宮公園～小野	156	0.15
		計	277	0.32	
6	10.30	厚木地区	厚木北公民館～中津川河川敷	60	0.14
		睦合北地区	睦合北公民館～中津川河川敷	68	0.21
		相川地区	酒井青少年広場～中津川河川敷	76	0.34
		計	204	0.69	
7	10.29	依知南地区	依知南小～相模川河川敷	130	1.2

・「クリーン厚木」美化キャンペーン(市街地美化)

日 時 平成7年12月10日(日)

会 場 厚木公園・本厚木駅前・愛甲石田駅前

内 容 駅周辺の美化清掃

年度	内容	参加団体数	参加人数 (人)	ごみの量 (t)			
				缶 類	瓶 類	可燃物	合 計
3		62	980	2.37	0.53	2.85	5.75
4		60	1,100	2.2	0.62	3.25	6.07
5		60	1,120	2.29	0.53	3.3	6.12
6		58	830	1.34	0.56	1.4	3.3
7		64	880	市民総ぐるみ年末美化清掃と同時に回収 (厚木北に含む)			

・市民総ぐるみ年末美化清掃(市内全域美化)

日 時 平成7年12月10日(日)

会 場 市内全域

内 容 年末を一つの節目として、市内一斉の美化清掃を実施

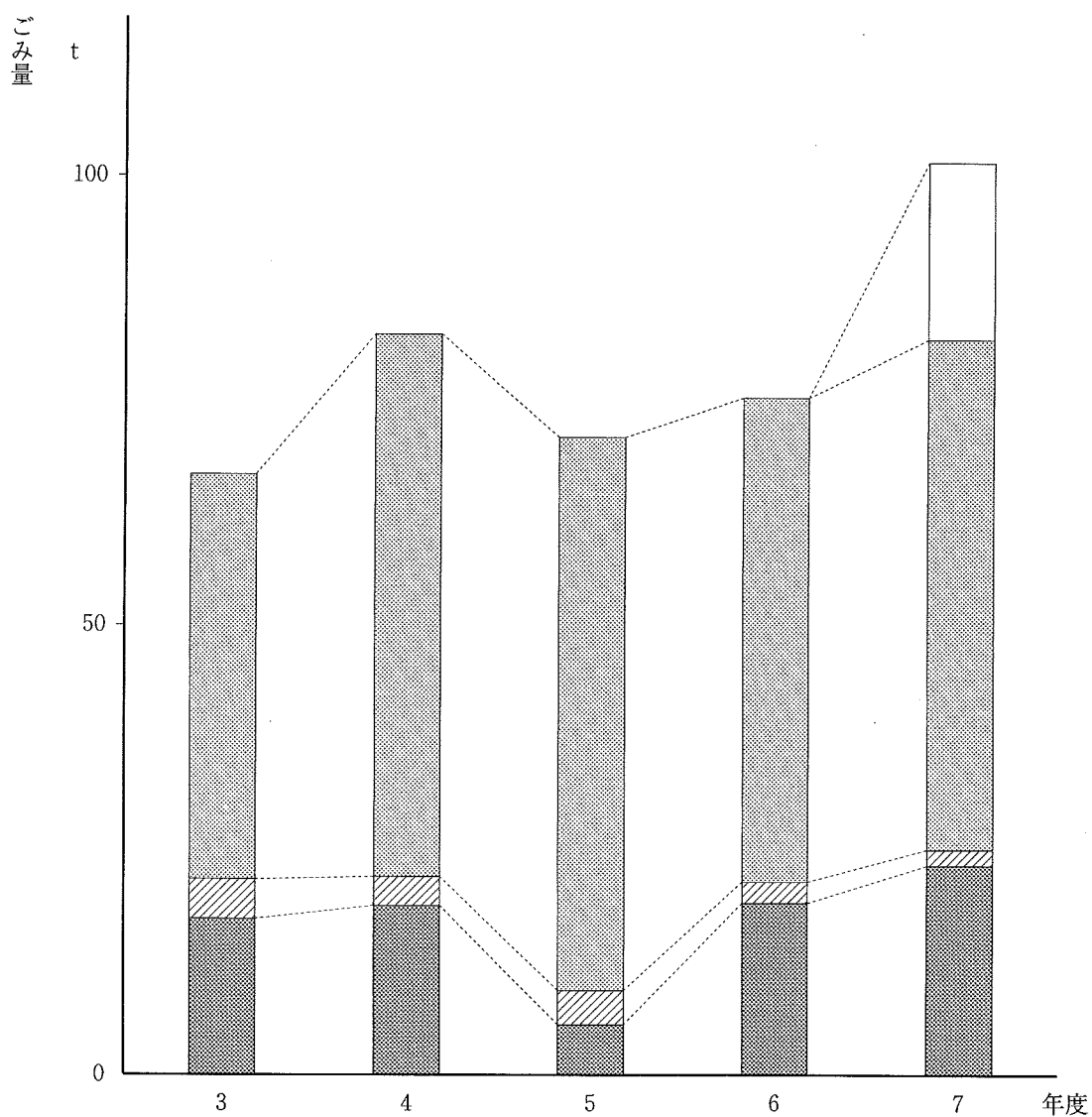
平成7年度実績

地区名	参加自治会 (自治会)	参加人数 (人)	ごみ袋 (袋)	回 覧 (枚)	ごみ収集 自治会数 (自治会)	収集箇所 (箇所)	ごみ 類				
							可燃物 (t)	金物類 (t)	ガラス類 (t)	粗 大 (t)	合 計 (t)
厚木北	11	1,520	2,140	499	6	9	0.45	0.98	0.01	0.32	1.76
厚木南	12	1,283	1,760	420	8	11	1.48	0.86	0.04	0.38	2.76
依知北	10	2,985	2,620	261	7	7	11.09	3.77	0.52	4.78	20.16
依知南	8	2,180	1,650	211	4	6					
睦合北	12	2,924	1,416	338	6	5	0.17	1.54	0	0.15	1.86
睦合南	19	6,207	4,015	752	14	33	7.36	3.39	0.33	1.67	12.75
萩野	28	5,385	3,028	554	16	41	8.90	2.16	0.12	1.52	12.70
小 鮎	29	3,188	1,891	411	12	15	3.04	1.13	0.09	0.18	4.44
南毛利	29	8,344	4,924	979	19	32	6.60	1.75	0.09	0.77	9.21
南毛利南	10	2,050	1,540	356	9	18	3.50	2.38	0.02	0.06	5.96
玉 川	20	2,232	2,769	386	9	17	4.61	0.50	0.02	0.05	5.18
相 川	15	2,125	2,755	337	13	19	2.75	3.76	0.29	6.37	13.17
緑ヶ丘	7	1,646	2,360	286	7	17	6.77	0.97	0.30	3.32	11.36
合 計	210	42,069	32,868	5,790	130	230	56.72	23.19	1.83	19.57	101.31

年度別実績

	参加自治会	参加人数	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみの量 (t)				
					金物類	ガラス類	可燃物	粗大	合計
3	207	38,695	57	103	21.79	4.33	45.04	—	71.16
4	207	39,048	102	212	18.80	3.09	60.52	—	82.41
5	208	38,913	85	173	9.41	3.94	61.52	—	74.87
6	210	38,746	107	176	19.25	2.45	53.89	—	75.59
7	210	42,069	130	230	23.19	1.83	56.72	19.57	101.31

金物類
  ガラス類
  可燃物
  粗大



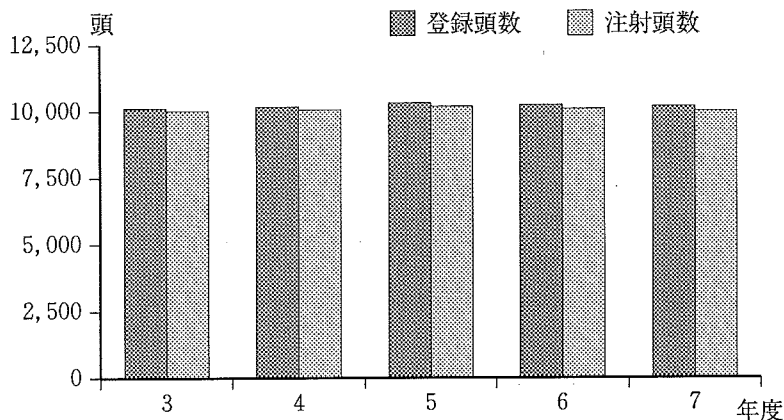


### 3 動物保護対策事業実績

#### (1) 犬対策

犬の登録、狂犬病予防定期集合注射の実施に当たっては、飼育者へハガキによる通知及び市広報により周知し、平成7年度は、49会場で13日間にわたり実施いたしました。また、飼育者のマナーに対する啓発を図るため、チラシ、犬ふん注意看板を希望者に配布しています。

畜犬登録状況及び注射状況

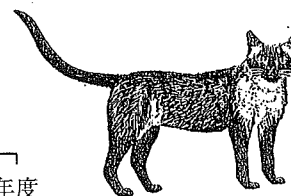
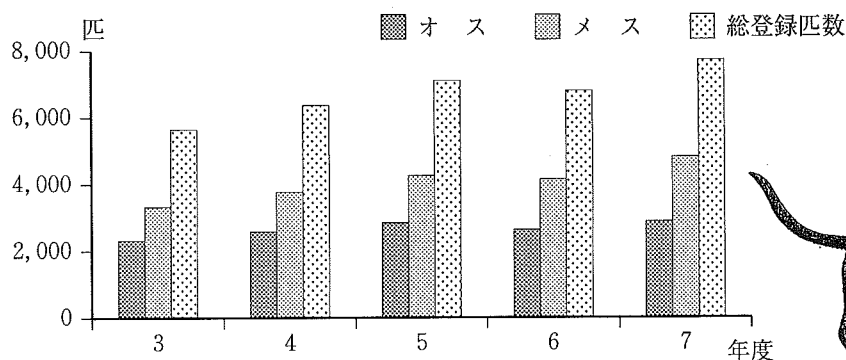


年 度	3	4	5	6	7
登録頭数	10,121	10,170	10,318	10,236	10,180
注射頭数	10,019	10,063	10,191	10,092	10,006

#### (2) 猫対策

昭和48年10月から、野良猫対策として獣医師会の協力のもと不妊・去勢手術を開始しました。昭和53年度には登録精度を実施、さらに動物愛護精神の高揚と、登録精度の徹底を図るため、昭和57年4月に「厚木市猫の保護及び管理に関する指導要綱」を制定しております。

##### ア 飼い猫登録状況



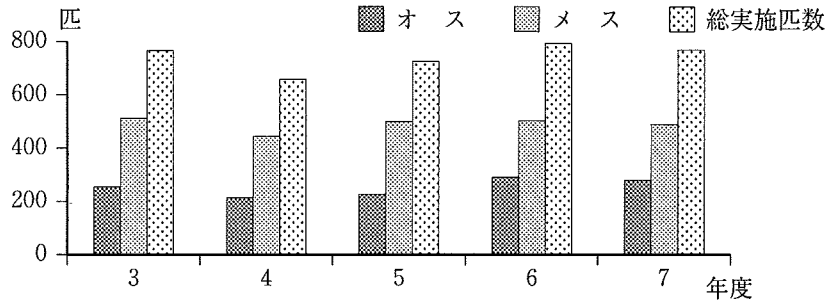
年 度	3	4	5	6	7
登録匹数	5,648	6,366	7,103	6,792	7,709
オ ス	2,323	2,587	2,848	2,638	2,891
メ ス	3,325	3,779	4,255	4,154	4,818

環 境 衛 生

イ 猫不妊・去勢手術助成状況

平成7年度実績

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
オス	28	24	22	14	18	16	19	21	19	36	35	28	280
メス	56	30	38	25	35	30	34	44	39	58	63	38	490
合計	84	54	60	39	53	46	53	65	58	94	98	66	770



年 度	3	4	5	6	7
実施匹数	767	658	726	794	770
オス	255	214	226	291	280
メス	512	444	500	503	490

(3) 鳥獣保護対策

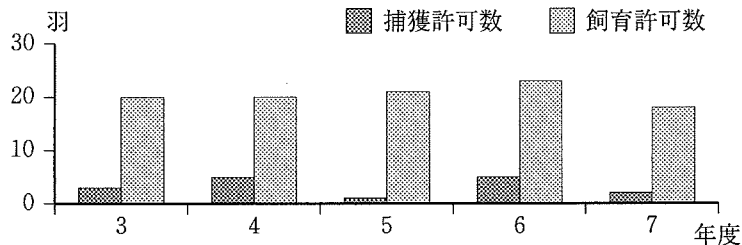
昭和56年1月に県から権限移譲を受け、愛がんを目的とした捕獲、飼育許可等の業務を行っています。

なお、捕獲対象につきましては、まひわ、うそ、ほおじろ、めじろの4羽に限定され、許可対象者については、高齢者、長期療養者、身体障害者の一定条件を有する者に限られています。

ア 鳥獣飼育許可の状況

めじろ	ほおじろ	うぐいす	やまがら	合計
13	2	1	2	18

イ 鳥獣捕獲及び飼育許可の状況



年 度	3	4	5	6	7
捕獲許可	3	5	1	5	2
飼育許可	20	20	21	23	18



# 7 公 害

# 1 公害行政の概要

## (1) 公害の行政機構

### ① 組織の推移

本市の公害行政機構は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後公害対策が重要視され、法体系も整備されるに伴い本市の機構もそれに対応し、逐次拡充が図られてきており、工場排水、河川水質、大気等の調査を実施し、公害防止の指導に努めるとともに、良好な生活環境保全のため各種の調査・研究に取り組んでいる。

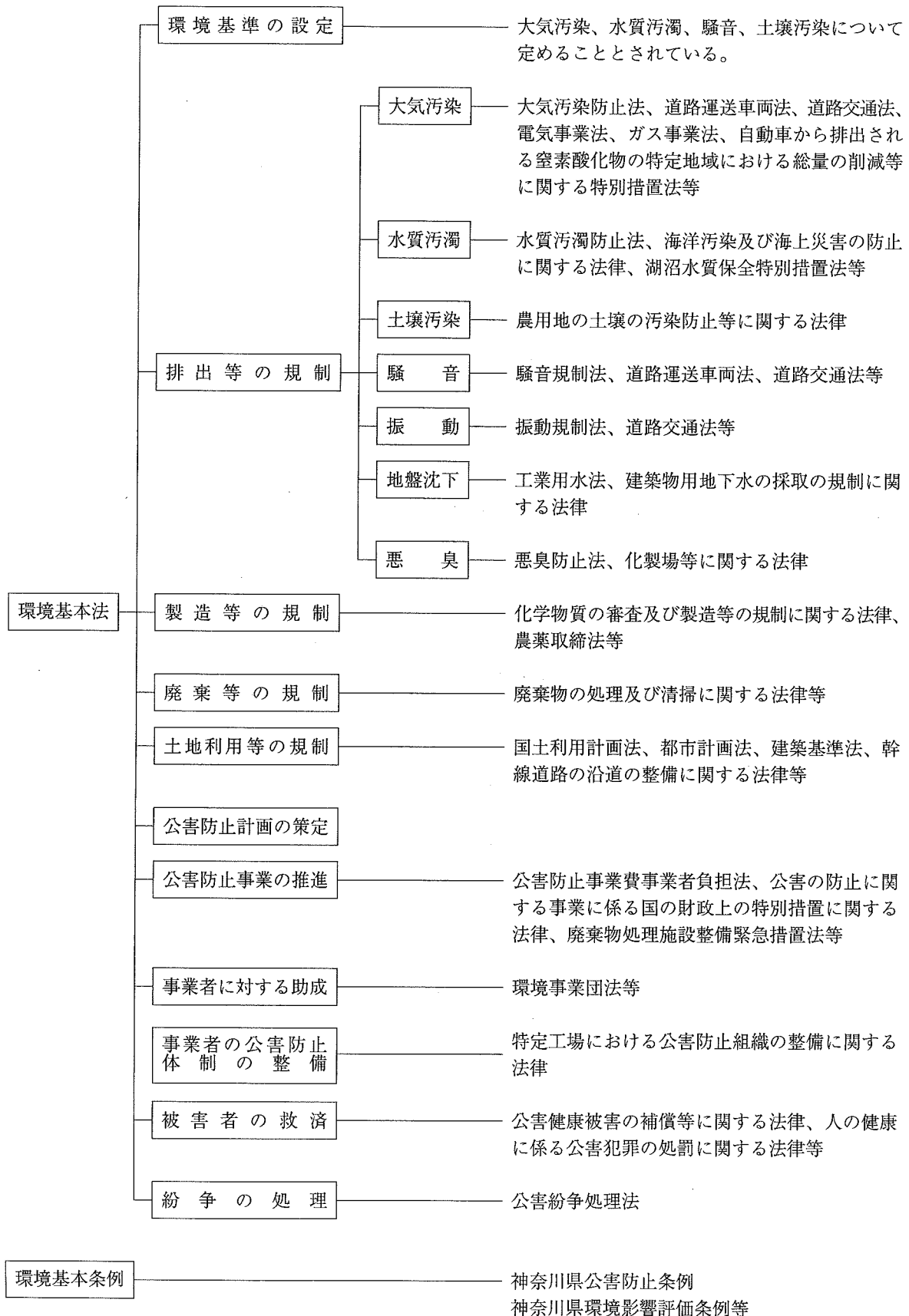
平成8年4月、地球環境等新しい時代の要請に応じて長期的視点に立った機構改革が行われ環境総務課として、より一層公害防止対策の推進に努めている。

公害行政機構の推移

(表-1)

年 月	職 員 数 (課長を含む)	摘 要
昭和44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45 4	4	経済部商工課に公害係を置く
46 4	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46 11		庁舎内に公害実験室を設置
47 4	7	経済部から生活環境部公害課へ
48 4	8	技術職2人増員
49 4	8	対策係(事務3人) 調査指導係(事務1人、技術3人)
50 7	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54 7	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56 7	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62 4	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ
平成2 4	7	事務職1人増員(技術1人、事務6人)
6 4	7	環境政策担当課長代理を置く(事務2人)
7 7	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
8 4	6	環境保全課から環境総務課へ(公害対策係5人)

## ② 公害関係法令の体系



③ 主要測定機器等整備状況

平成7年3月末日現在(表-2)

		機 器 名	数量	型 式	購入年月			機 器 名	数量	型 式	購入年月
騒 音	振 動	普通騒音計	1	リオンNA-20型	54.3	水 質	溶存酸素分析計	1	東芝	46.6	
		精密騒音計	1	リオンNA-61型	54.11		分光光度計	1	日立101-0001型	58.7	
		〃	1	〃	61.2		流速計	1		46.7	
		騒音振動レベル処理器	1	リオンSV-73型	56.5		pHメーター	1	日立M-7型	46.6	
		騒音計用デジタルユニット	1	リオンDA-03型	54.3		〃	1	尾崎理科M-130	54.1	
		デジタル騒音計	1	リオンNA-76型	49.9		〃	1	堀場H-7AD	61.6	
		デジタル騒音計	1	リオンNA-78型	53.1		〃	1	堀場F14	3.5	
		デジタル騒音計	1	リオンNA-32型	2.5		シアン蒸留装置	1	5連式	46.6	
		振動計	1	リオンVM-12型	44.9		原子吸光度計	1	日立Z-6000型	59.9	
		3チャンネル振動レベル計	1	リオンVM-16型	63.5		電導度計	1	TDA CM-30ET	60.1	
		振動レベル計	1	リオンVM-14B型	53.1		有機塩素系溶剤簡易測定器	1	荏原実業けんたろう IIGX100	2.5	
		振動レベル計	1	リオンVM-15型	56.3		試料保存庫	1	東芝	46.6	
		レベルレコーダー	4	リオンLR-04型	53.1		直示天秤	1	メトラ-AE-1000型	59.6	
		レベルレコーダー	1	リオンLR-01型	53.1		上皿天秤	1	島津電子上皿天秤EB-H2000S	59.11	
		データレコーダー	1	ソニーFR-3215W型	53.1		超音波洗浄器	1	ヤマト2型	50.7	
		オクターブ分析器	1	リオンSA-57型	49.9		低温恒温器	1		49.1	
		騒音収録装置	1	リオンXN-49型	57.5		低温乾燥器	1	ヤマトBZ-54型	46.6	
		4チャンネル騒音・振動レベル処理器	1	リオンSV-72A型	61.2		電子冷却恒温器	1	ヤマトLTG-1B型	46.6	
		積分騒音計	1	リオンNL-10A型	61.7		湯煎器	1	いすゞGA-14S型	54.1	
雑音発生器(オクターブバンド)	1	リオンSF-05型	62.5	蒸留器	1	WAG-28型	52.3				
大 気		二酸化硫黄自動測定機	1	松本電子工業303型	52.7	そ の 他	遠心分離機	1		46.6	
		オキシダント自動測定機	1	電気科学計器GXH-72型	61.6		窒素分解装置	1		47.3	
		〃	1	〃	62.6		万能シェーカー	1		48.2	
		〃	1	〃	2.4		超音波ピペット洗浄器	1	シャープUT-55型	60.1	
		窒素酸化物自動測定機	1	電気科学計器GPH-74M-1型	元.2		顕微鏡	1	ウチダ115-0130型	56.2	
		〃	1	〃	3.5		トランシーバー	1	ソニーTCB-680型	55.9	
		ガスクロマトグラフィ(FID,FPD)	1	島津GC-4BM-PFFP型	49.1		カメラ	1	ポラロイドSX-70型	55.2	
		ガスクロマトグラフィ(FID)	1	島津GC-8APF型	61.3		〃	1	コニカF-35AF型	55.9	
		ガスクロマトグラフィ(FPD)	1	島津GC-8APFP型	61.3		大型冷蔵庫	1	東芝GR-316AZV型	61.6	
		データ処理装置	1	島津C-R3AFFC型	61.3		器具乾燥器	1	ヤマトDG-81型	61.6	
悪臭物質簡易測定器	1	フジテコムポータブル型ニオイセンサー-XP329	2.5	遠心分離器	1	トミーLC-130型	61.6				
						低温恒温槽	1	サンヨーMIR-251型	61.6		
						ウォーターバス	1	ヤマトBS-65型	61.9		
						公害パトロール車	1	ニッサンブルバードADワゴン	61.2		

(2) 公害関係法令に基づく届出等の状況

公害関係法規の整備は、昭和42年8月に制定された公害対策基本法を基に、騒音規制法(昭和43年)、大気汚染防止法(昭和43年)、水質汚濁防止法(昭和45年)、悪臭防止法(昭和46年)、振動規制法(昭和51年)が立法化され、規制が強化されてきた。神奈川県においては、昭和26年に事業場公害防止条例を、39年には公害の防止に関する条例を制定し、昭和46年3月指定工場の許可制度を取り入れた神奈川県公害防止条例が公布された。現行条例は、指定工場の許可制度を骨子に企業の自主規制などを新たに取り入れ、昭和53年3月全面改正されたものである。

なお、本市における騒音規制法及び振動規制法に基づく届出受理等の状況は表-5及び表-7のとおりである。

① 県公害防止条例に基づく届出状況

平成7年度の届出総件数は251件あり、内訳は表-7のとおりである。

新たに設置許可申請をし、許可された工場数は21社あり、廃止工場が10社あった。したがって、平成8年3月末日現在の指定工場数は812社となっている。

(表-3)

	届出等の種類	県条例	件数
指定 工 事	設置許可申請書	第3条	19
	事業開始届出書	第7条	15
	変更許可申請書	第8条	44
	変更完了届出書	第8条	29
	変更計画中止届出書	第8条	0
	変更計画届出書	第9条	2
	変更届出書	第10条	53
	地位承継届出書	第11条	3
	廃止等届出書	第12条	10
	既設届出書	第16条	0
	変更計画早期着手申請書	第17条	0
地 盤 沈 下	地下水採取届出書	第46条	0
	地下水採取引継届出書	第46条	0
	地下水採取変更計画届出書	第47条	4
	地下水採取変更届出書	第48条	4
	地下水採取廃止届出書	第49条	0
	採取量及び水位測定結果報告書	第52条	34
	特別水位測定結果報告書	第52条	34
計			251

② 騒音規制法に基づく届出状況(平成8. 3. 31)

- ・特定工場数332社
- ・特定施設別届出数

(表-4)

特 定 施 設 の 種 類	施 設 数
金属加工機械	845
空気圧縮機、送風機	2221
土石用破碎機等	58
織 機	4
建設用資材製造機械	6
穀物用製粉機	0
木材加工機械	60
抄 紙 機	0
印刷機械	96
合成樹脂用射出成形機	123
鋳造型機	0
計	3,413

- ・平成7年度騒音規制法に基づく届出件数

(表-5)

届 出 の 種 類	騒音規制法	件 数
特定施設設置届	第 6 条	7
数等の変更届	第 8 条	0
騒音の防止の方法変更届	第 8 条	0
氏名等の変更届	第 10 条	23
使用全廃届	第 10 条	9
承 継 届	第 11 条	1
特定建設作業実施届	第 14 条	31
電気工作物及びガス工作物	第 21 条	0
計		71



③ 振動規制法に基づく届出状況(平成8. 3. 31)

- ・特定工場数225社
- ・特定施設別届出数

(表-6)

特定施設の種類	施設数
金属加工機械	967
圧縮機	341
破砕機等	80
織機	5
コンクリートブロックマシン等	2
木材加工機械	2
印刷機械	49
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	16
合成樹脂用射出成形機	163
鋳造型機	0
計	1,625

- ・平成7年度振動規制法に基づく届出件数

(表-7)

届出の種類	振動規制法	件数
特定施設設置届	第6条	0
数等の変更届	第8条	2
振動の防止の方法変更届	第8条	0
氏名等の変更届	第10条	17
使用全廃届	第10条	4
承継届	第11条	1
特定建設作業実施届	第14条	18
電気工作物及びガス工作物	第21条	0
計		42

(3) 環境影響評価制度

① 制度の概要

一定規模以上の事業の実施が環境に与える影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、できるだけ良好な環境を確保していくため神奈川県では、「神奈川県環境影響予測評価条例」を制定して、昭和56年7月1日から実施している。

本市にかかわる該当事業については、条例に基づき必要な事務を行っている。

・環境影響評価条例対象事業

(表-8)

事業の種類	規模など	事業の種類	規模など
1 道路の建設	高速自動車国道……全事業 自動車専用道路……全事業 その他の道路 4車線以上かつ延長 5 km以上	11工業団地の造成	施工区域の面積10ha 以上
		12研究団地の造成	施工区域の面積10ha 以上
2 鉄道、軌道の建設	線路の延長 1 km以上	13流通団地の造成	施工区域の面積10ha 以上
3 鋼索鉄道、索道の建設	全事業	14ダムの建設	堤高15m以上
		15取水堰の建設	堤長200m以上
4 操車場、検車場の建設	敷地面積10ha 以上	16土石の採取	採取場の面積10ha 以上
5 飛行場の建設	敷地面積 1 ha 以上	17墓地、墓園の造成	施工区域の面積20ha 以上
6 工場、事業場の建設	敷地面積 3 ha 以上	18住宅団地の造成	施工区域の面積20ha 以上
		19学校用地の造成	施工区域の面積20ha 以上
7 電気工作物の建設	(1)変電所 敷地面積 3 ha 以上 (2)発電所 水力発電所 …出力 3 万kw 以上 火力発電所 …出力15万kw 以上 地熱発電所 …出力 1 万kw 以上 原子力発電所……全事業 (3)送電線 電圧17万ボルト以上の架空 送電線で自然公園地域などに 設置されるもの	20レクリエーション施設用地の造成	施工区域の面積20ha 以上
		21浄水施設及び配水施設用地の造成	施工区域の面積20ha 以上
		22土地区画整理事業	施工区域の面積40ha 以上
		23公有水面の埋立て	埋立て区域の面積15ha 以上
8 研究所の建設	敷地面積 3 ha 以上	24宅地の造成	施工区域の面積20ha 以上
9 廃棄物処理施設の建設	敷地面積 3 ha 以上		
10 下水道終末処理場の建設	敷地面積10ha 以上	25前各号に掲げる物のほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業	

② 環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成7年度の対象事業は6件で、本市における事務の進捗状況は、次のとおりである。

ア さがみ縦貫道路事業(愛川町中津～城山町川尻)

事業者 神奈川県

- ・環境影響予測評価書案の写し・周知計画書の写し [収受]
- ・周知計画書についての意見
- ・環境影響予測評価書案の説明会概要報告書の写し [収受]

イ 第二東名自動車道事業

事業者 神奈川県

- ・環境影響評価審査書の写し [収受]

ウ 厚木秦野道路(一般国道246号バイパス)事業

事業者 神奈川県

- ・環境影響評価審査書の写し [収受]

エ 相模取水施設建設事業

事業者 神奈川県内広域水道企業団

- ・環境影響評価書変更届出書の写し [収受]

オ 第一東海自動車道(厚木～大井松田)事業

事業者 日本道路公団東京第一建設局

- ・第一東海自動車道(厚木～大井松田)事業に係る対象事業完了届出の写し [収受]

カ 神奈川県産業技術総合研究所建設事業

事業者 神奈川県

- ・神奈川県産業技術総合研究所建設事業に係る(一部)完了届の写し [収受]

(4) 合併処理浄化槽整備事業

公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

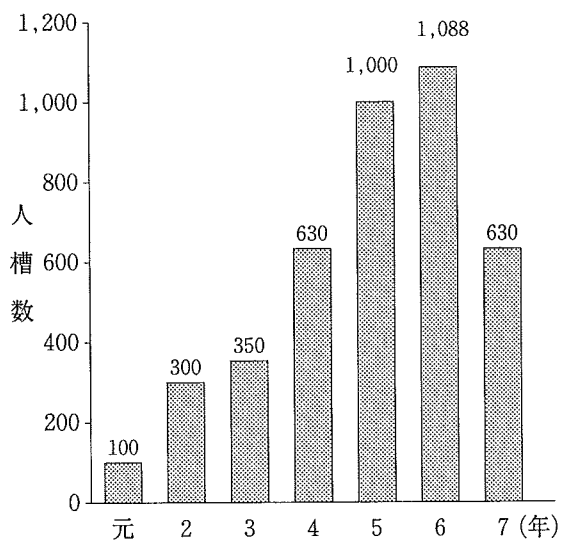
この制度は公共下水道処理予定区域外を対象地域とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成7年度の実施状況は次のとおりである。

・平成7年度人槽区分別補助件数

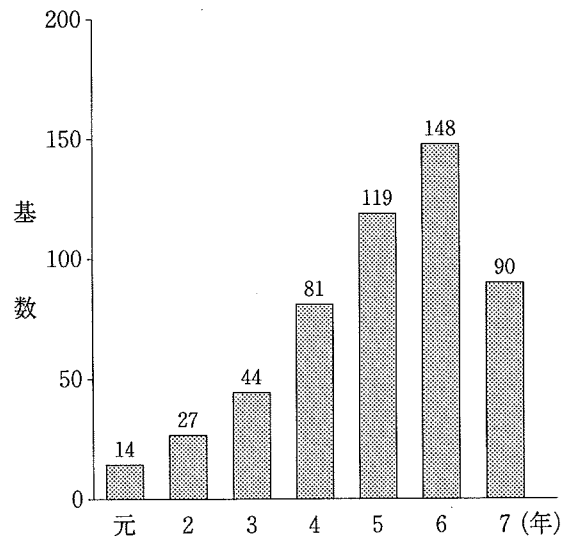
(表-9)

人槽区分	補助件数	人槽数	補助金(円)
5人槽	18	90	7,200,000
6人槽	26	156	12,480,000
7人槽	18	126	10,080,000
8人槽	11	88	7,040,000
10人槽	17	17	13,600,000
合計	90	630	50,400,000

合併処理浄化槽年度別補助人槽数 (図-1)



合併処理浄化槽年度別補助基数 (図-2)



・平成7年度合併処理浄化槽地区別実績

(表-10) ( )は人槽数

地区	人槽	5	6	7	8	10	地区計
	町名						
依知	関口					1	1 (10)
	中依知	1					1 (5)
	金田			1			1 (7)
	小計	1		1		1	3 (22)
陸合	下川入					1	1 (10)
	棚沢	1			1		2 (13)
	三田		2	6	1		9 (62)
	及川					2	2 (20)
	小計	1	2	6	2	3	14 (105)
荻野	上荻野	8	10	1	1	2	22 (135)
	中荻野	2		2	1	3	8 (62)
	小計	10	10	3	2	5	30 (197)
小結	飯山	6	6	5	2	2	21 (137)
	上古沢		2				2 (12)
	下古沢		2				2 (12)
	小計	6	10	5	2	2	25 (161)
南毛利	温水				1	1	2 (18)
	愛名					1	1 (10)
	愛甲			1			1 (7)
	小計			1	1	2	4 (35)
玉川	七沢		1	1	3	2	7 (57)
	小野		2		1	1	4 (30)
	小計		3	1	4	3	11 (87)
相川	酒井			1			1 (7)
	岡津古久		1			1	2 (16)
	小計		1	1		1	3 (23)
人槽別基数		18	26	18	11	17	90(630)

(5) 広報・啓発

① かながわ環境月間

1972年6月スエーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。また、国連人間環境会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同年12月の国連会議で決定されるにいたった。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日を環境の日と定め、環境庁所管の下に6月の1か月間を環境月間と定め、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても、「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のため、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

平成7年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

(表-11)

行事名称	行事内容	実施数	実施主体
工場・事業場立入調査	市内指定工場の立入調査を実施し、環境の整備状況や公害防止施設の調査点検を行う。	14社	神奈川県 厚木市
公害防止啓發文書送付	市内指定工場に月間を周知し、企業の公害防止意識の高揚を図る。	市内指定工場 800社	厚木市
「広報あつぎ」掲載	月間の趣旨を広く市民に周知する。	全戸配布	厚木市
相模川クリーン キャンペーン	市民ボランティア団体等に参加を呼び掛け、清掃活動を通じて河川美化意識の高揚を図る。	参加者 4,700人	厚木市 関係団体
鳶尾山自然観察会	6月の環境月間を捉え、身近な自然を観察することにより、自然環境保護意識の高揚を図る。	参加者 35人	厚木市

※ 環境総務課扱いに限る

## ② 研修会及び視察研修会

良好な生活環境の保全を望む住民の社会的要請に対処するため、指定工場の公害防止担当者を対象に、環境・公害に対する理解と認識を深めるため研修会及び視察研修会を厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会との共催により開催した。

### 研 修 会

開 催 日 平成 8 年 2 月 28 日(水)  
場 所 厚木市荻野運動公園会議室  
研 修 内 容 講 演 「環境監査・管理システムについて」  
講 師 (財)日本規格協会

技術部標準課環境監査準備室室長 寺 田 博

### 視察研修会

開 催 日 平成 7 年 9 月 14 日(木)  
場 所 (1) 神奈川県立生命の星・地球博物館  
(2) 神奈川県温水地学研究所  
(3) 神奈川県防災センター  
参 加 者 48人(事務局職員を含む。)

## ③ 厚木市冬期自動車交通量対策

本市における窒素酸化物による大気汚染は年々悪化の傾向にあることから、二酸化窒素の濃度が高くなる冬期に自動車の使用の抑制、マイカー通勤の自粛などを行い、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市、全庁的に行う。

期間中の毎週水曜日(13日間)を自動車の使用の抑制日とし、市内事業所、商店会等に自動車使用抑制の協力依頼及びポスターの配布等を行った。また、市役所として職員のマイカー通勤の自粛、庁用車両の使用の抑制を行った。

ア 実施期間 平成 7 年 11 月 1 日から平成 8 年 1 月 31 日までの 3 か月間  
イ 庁用車両使用抑制率 42.3%

(6) 公害苦情の状況

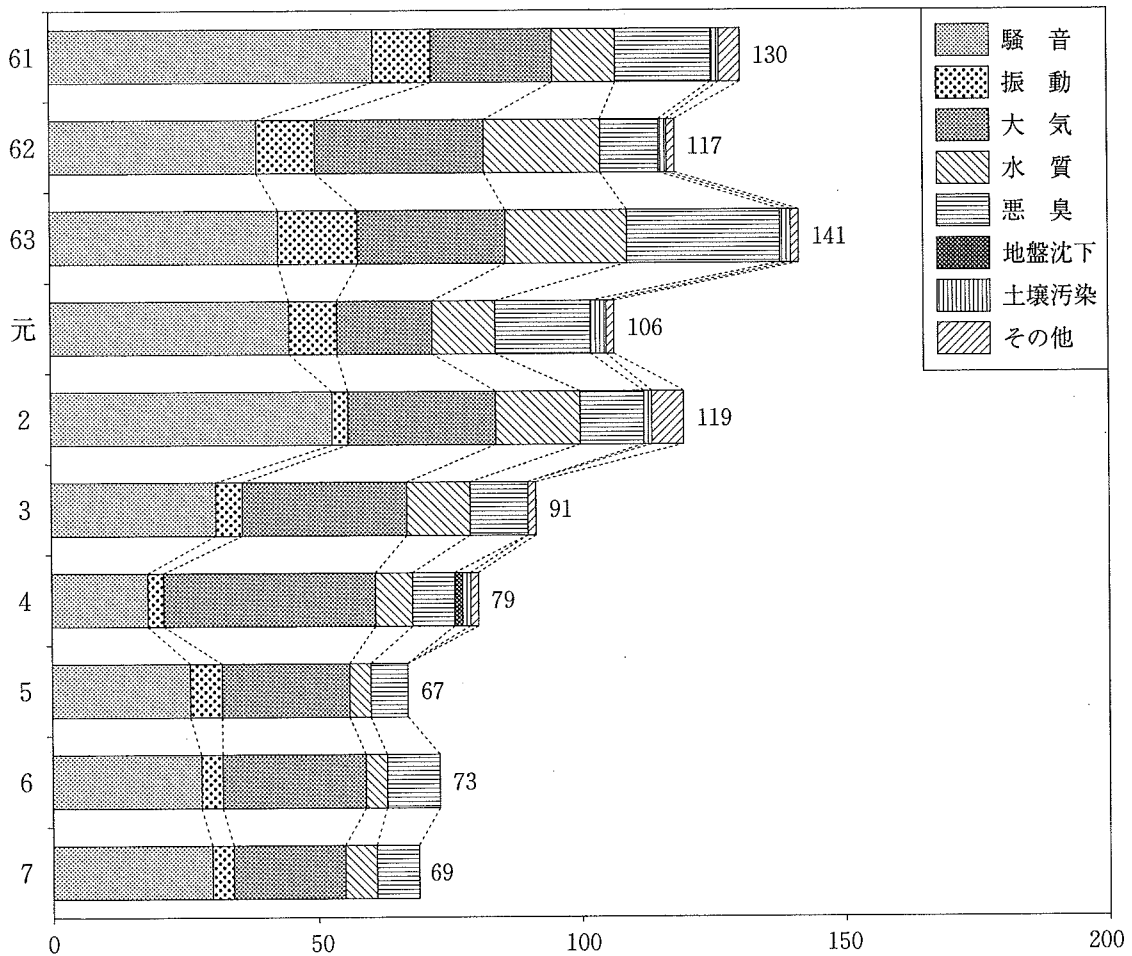
① 概 況

公害苦情の受付件数は、昭和63年度に過去最高の141件を記録した。しかし、その後は減少傾向を示しており、近年は、70件前後で推移している。

苦情の内容は、健康被害に係るものは皆無で、うるさい、くさい、けむい等の感覚的なものが大半であった。また、公害の種類としては騒音、大気汚染、悪臭の順になっている。その中で、大気の苦情の内容としては簡易焼却炉や屋外燃焼(野焼き)によるものが大半を占めていた。昨今の公害苦情は、小規模な事業場と地域住民とのトラブルといった局部的なものや民事訴訟の側面の強い感情的な対立によるものが増加してきている。このため、法的規制の及ばない部分が多く、行政指導によって解決を図っていく面が重要になってきている。

公 害 苦 情 経 年 変 化

(図-3)



公  
害



② 公害苦情の発生状況

・年度別公害苦情の発生状況

(表-12)

種類		月													
		58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	
騒音		38	45	48	61	39	43	45	53	31	18	26	28	30	
振動		3	6	13	11	11	15	9	3	5	3	6	4	4	
水質汚濁		9	10	14	12	22	23	12	16	12	7	4	4	6	
大気汚染	ばい煙	21	22	17	19	18	23	14	25	25	35	21	22	19	
	粉じん	2	4	7	4	14	5	4	3	6	5	3	5	2	
悪臭		16	15	26	18	11	29	18	12	11	8	7	10	8	
地盤沈下		0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
土壌汚染		0	3	2	1	1	2	3	1	0	1	0	0	0	
その他		0	8	1	4	1	1	1	6	1	1	0	0	0	
計		89	114	128	130	117	141	106	119	91	79	67	73	69	

・平成7年度公害苦情の月別発生件数

(表-13)

種類		月													計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
騒音		1	2	4	2	4	3	3	1	0	3	5	2	30	
振動		0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	4	
水質汚濁		0	0	2	0	0	0	1	2	1	0	0	0	6	
大気汚染	ばい煙	2	0	1	0	5	3	3	1	2	1	0	1	19	
	粉じん	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	
悪臭		1	0	0	2	2	0	1	0	0	1	1	0	8	
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		4	3	7	4	13	6	8	4	4	5	6	5	69	

・平成7年度公害苦情業種別発生源

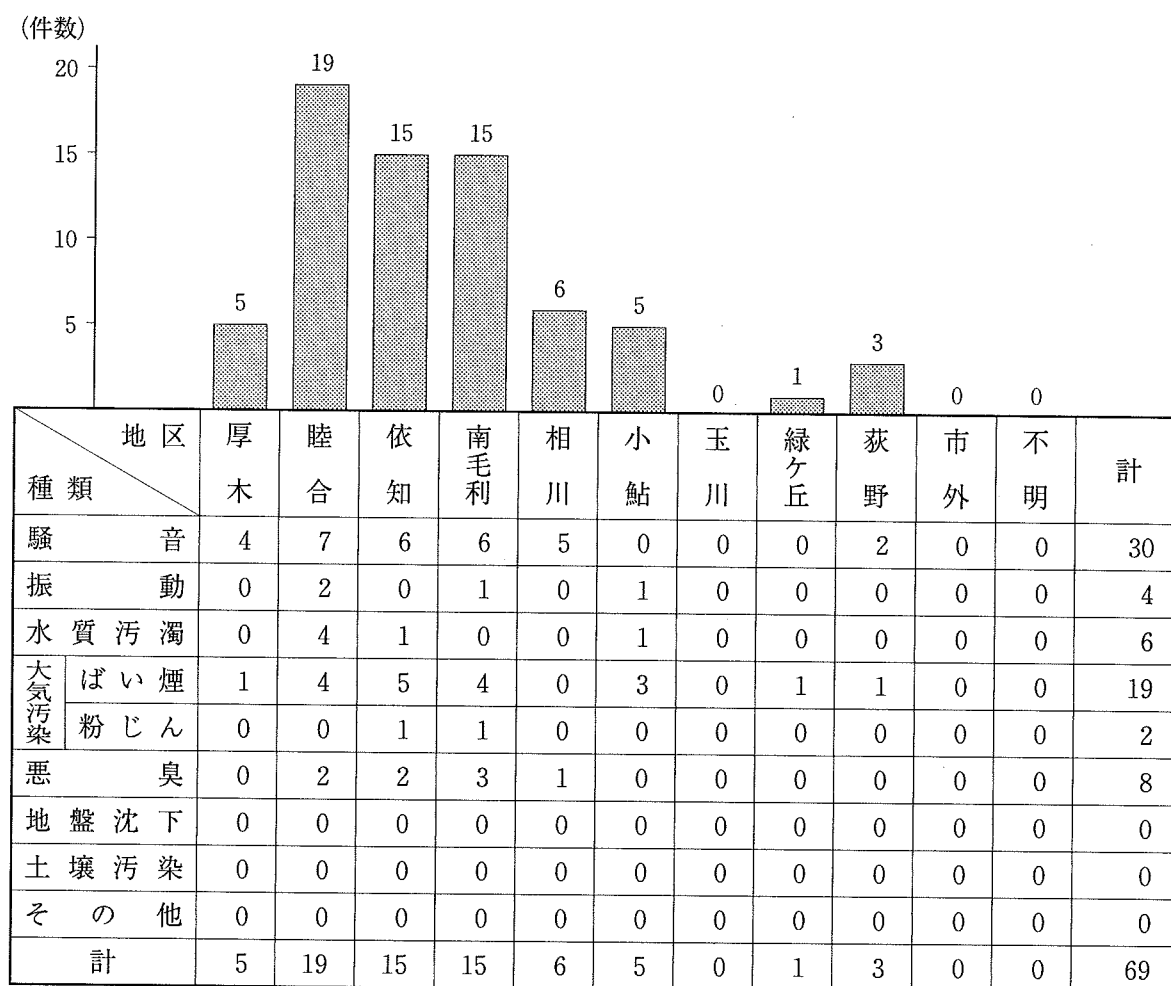
(表-14)

A 農 業	2	I 卸売・小売業、飲食店	12
01 農 業	2	51 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	4
B 林 業	0	57 自動車・自転車小売業	2
C 漁 業	0	59 その他の小売業	1
D 鉱 業	2	60 一般飲食店	1
08 非金属鉱業	2	61 その他の飲食店	4
E 建 設 業	23	J 金融・保険業	0
09 総合工事業	13	K 不動産業	1
10 職別工事業	9	71 不動産賃貸業・管理業	1
11 設備工事業	1	L サービス業	7
F 製 造 業	9	72 洗濯・理容・浴場業	1
12 食料品製造業	1	77 自動車整備業	2
16 木材・木製品製造業	1	87 廃棄物処理業	2
20 化学工業	1	91 教 育	1
22 プラスチック製品製造業	1	92 学術研究機関	1
28 金属製品製造業	1	M 公 務	0
29 一般機械器具製造業	2	N 分類不能の産業	4
30 電気機械器具製造業	1	分類不能	0
31 輸送用機械器具製造業	1	不 明	4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0	大 分 類	件 数
H 運輸・通信業	8	中 分 類	件 数
41 道路貨物運送業	6		
45 運輸に附帯するサービス業	1		
47 電気通信業	1		

※業種は日本標準産業分類による

・平成7年度公害苦情の地区別発生状況

(図-4) (表-15)



・公害苦情の用途地域別発生状況(平成7年度受付分)

(表-16)

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用途地域	件数	割合(%)	用途地域	件数	割合(%)
第一種住居専用	0	0	第一種住居専用	3	4.4
第二種住居専用	4	5.8	第二種住居専用	8	11.6
住居	12	17.4	住居	15	21.7
準工業	9	13.0	準工業	8	11.6
近隣商業	3	4.4	近隣商業	2	2.9
商業	1	1.4	商業	3	4.4
工業	9	13.0	工業	8	11.6
工業専用	4	5.8	工業専用	0	0
市街化調整	24	34.8	市街化調整	21	30.4
市外	0	0	市外	0	0
不明	3	4.4	不明	1	1.4
合計	69	100.0	合計	69	100.0

③ 公害苦情の被害・処理状況

・平成7年度公害苦情の被害状況

(表-17)

生命・身体	財 産	動物・植物	感覚・心理	そ の 他	不 明	計
0(0.0)	0(0.0)	2(3.0)	67(97.0)	0(0.0)	0(0.0)	69(100)

( )内数字は構成割合(%)を示す。

生命・身体 …… 体に直接被害を受けている場合、又は精神的なもので医療を受けた場合をいう。

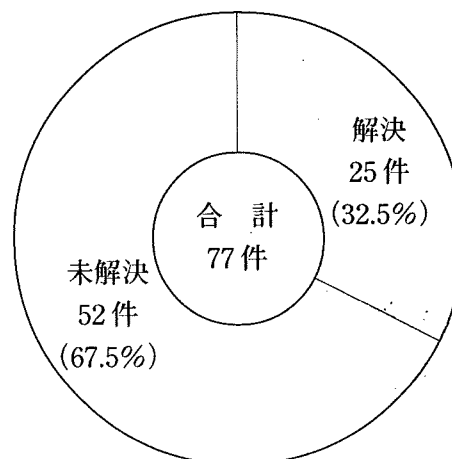
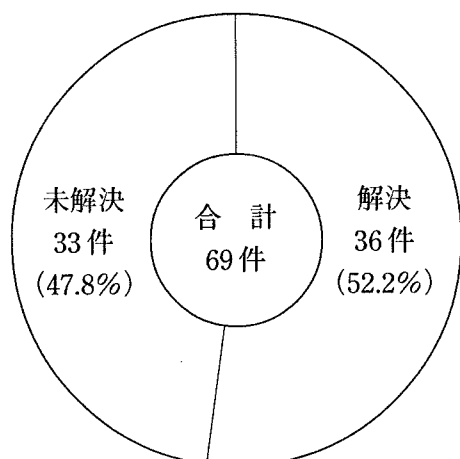
財 産 …… 家具や生活用品の破損、汚れ等による損害をいう。

動物・植物 …… 家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう。

感覚・心理 …… うるさい、くさい、汚ない、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害するに至らない程度のもをいう。

・平成7年度公害苦情の処理状況(図-5)

・前年度繰越し苦情処理状況(図-6)



・平成7年度公害苦情解決方法

(表-18)

解決の種類	平成7年度受付分の解決件数	前年度繰越し分の解決件数	合計	割合(%)
工場の移転	1	2	3	4.9
工場の改善	1	0	1	1.6
機械施設の改善	3	4	7	11.5
故障の修理・復旧	1	0	1	1.6
作業・操業方法等の改善	12	8	20	32.8
操業時間の改善	0	0	0	0
操業行為の中止	12	5	17	27.9
その他	6	6	12	19.7
合計	36	25	61	100.0

・前年度繰越し苦情及び平成7年度受付苦情の処理に要した期間

(表-19)

解決に要した期間	件数	割合(%)
1週間以内	1	1.7
1週間～1か月	4	6.5
1か月～3か月	4	6.5
3か月～6か月	20	32.8
6か月～1年	15	24.6
1年～3年	15	24.6
3年以上	2	3.3
計	61	100.0

## 2 大気汚染の状況

### (1) 概 況

大気汚染とは大気中のいろいろな汚染物質により人の健康や生活環境に影響が生じてくる状態をいうが、公害上は事業場の活動や車の排出ガスなど人為的に発生したものを大気汚染として取り上げ、法律や条例で規制を行っている。

我が国における大気汚染の問題は、別子銅山の亜硫酸ガスの被害(愛媛県)や浅野セメント工場の粉じん(東京都)などが発生しているが、昭和30年代半ばごろから、経済の高度成長に伴い深刻化し、昭和37年「ばい煙の排出の規制に関する法律」(ばい煙規制法)が制定されるに至った。

次いで、昭和43年に「大気汚染防止法」が制定され、汚染物質に対する規制が強化されてきた。

また、移動発生源である自動車排出ガスについては、従来の大気汚染防止法に加え平成4年に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が制定され、自動車の排出ガス規制対策が行われることになった。

代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物、窒素酸化物、(一酸化窒素、二酸化窒素)、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質等の一次汚染物質と、これらの物質から光化学反応によって生成する光化学オキシダント等の二次汚染物質がある。これらのうち環境基準が設けられている物質は、硫黄酸化物(二酸化硫黄)、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質である。

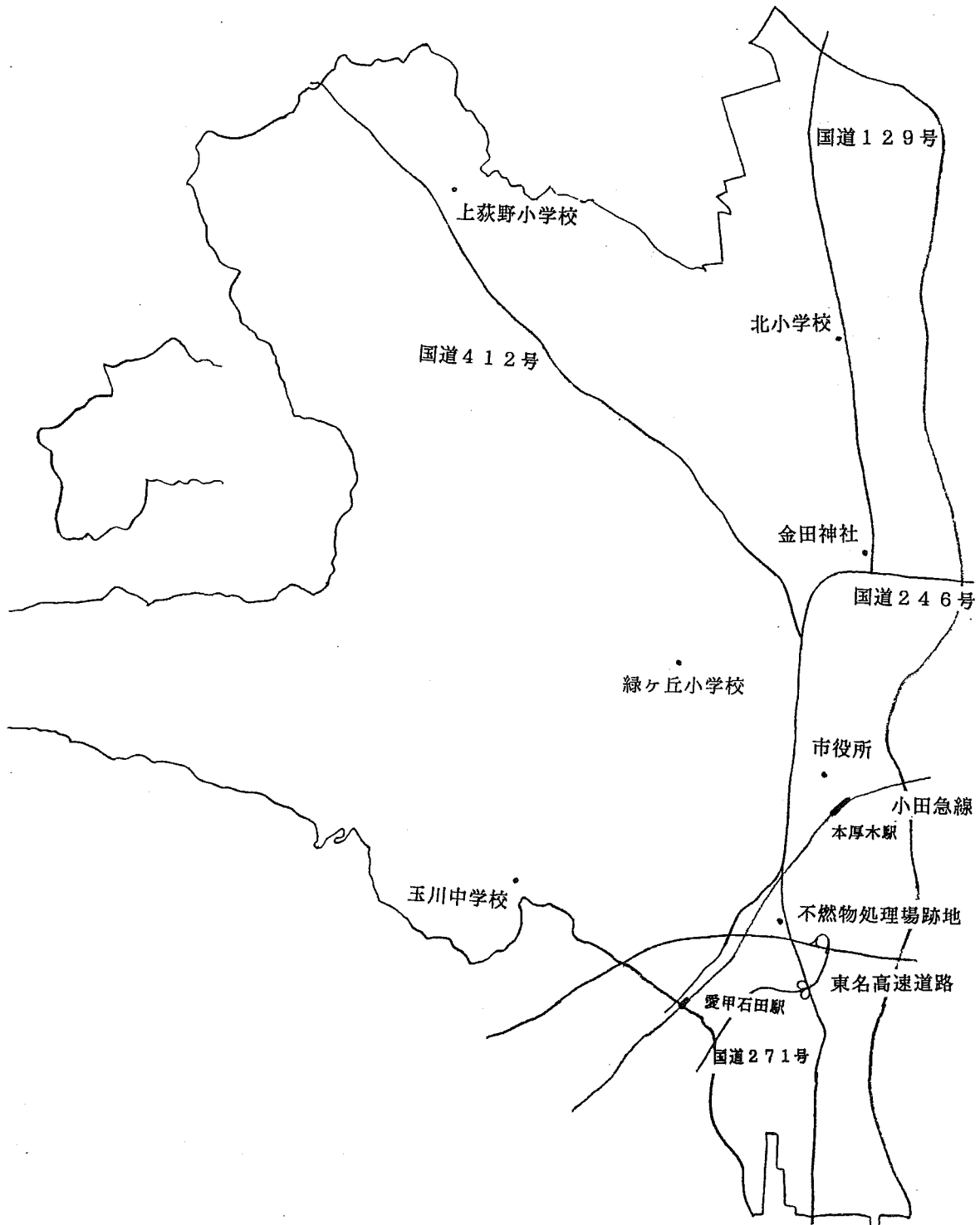
このほか、県公害防止条例によって規制している物質として炭化水素系物質があるが、この規制対象施設は市内ではガソリンスタンド(揮発油の貯蔵タンクの総量30kl以上のものに限る)が対象になっている。

また、道路交通網として市内には、東名高速道路をはじめ、国道246号、129号、412号そして271号(小田原厚木線)などの主要幹線が通過し、交通の要衝として発展が著しく、市域の大気に対する自動車排出ガスの影響が大きくなっている。自動車排出ガスによる大気汚染は大都市共通の課題であり、特にディーゼル車の排出ガス規制が急務となっている。

大気汚染の状況をみると、硫黄酸化物、一酸化炭素は年々改善が図られ環境基準をクリアし低濃度で安定している。しかし、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質は、低減傾向がみられるものの環境基準を超えており、窒素酸化物については、横ばいから微増の傾向にある。

大気汚染の自動測定点

(図-1)



● 大気の汚染に係る環境基準について

大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。物質及び環境上の条件は表-1のとおりである。

大気の汚染に係る環境基準

(表-1)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/㎡以下であり、かつ、1時間値が、0.20mg/㎡以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が、0.06ppm以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

(2) 大気汚染監視測定結果

大気汚染の状況を監視するため、神奈川県環境科学センターを中心に県下の測定局がテレメータ化され大気汚染の常時監視が行われている。

本市においては、一般環境大気測定局(一般局)が市庁舎屋上に、自動車排出ガス測定局(自排局)が金田神社に設置されている。自排局は従来、中央通りに設置されていたが、平成5年6月から金田神社に移設された。市庁舎屋上では、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのほか、気象等の測定をしており、金田神社では、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、気象の常時監視を行っている。



① 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

硫黄酸化物とは重油などの硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄のことをいい、人体に対し慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎などの影響を与える代表的な大気汚染物質である。

環境基準は二酸化硫黄について設定されており、県下の各測定点で常時監視を行っているが、発生源の工場等に対する大気汚染防止法に基づく着地濃度規制と、県公害防止条例に基づく工場単位の総量規制による良質燃料への転換等の指導により、環境基準を満足するに至っている。

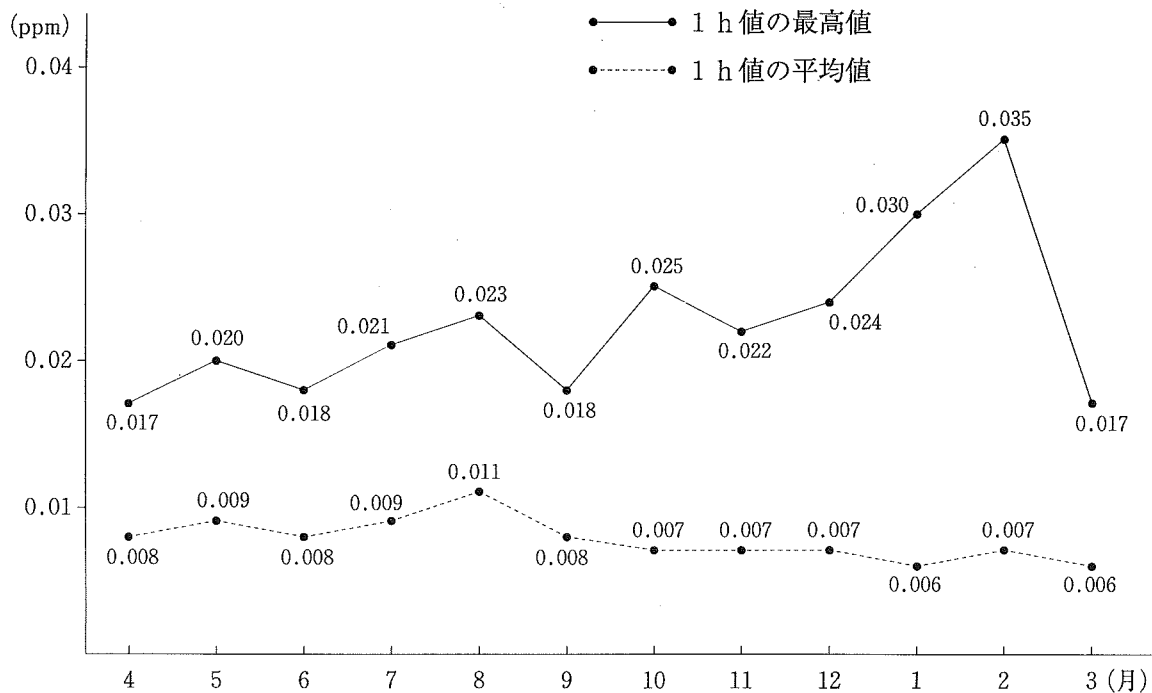
二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

(表-2)

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	363日
測定時間数	8,682時間
1時間値の年平均値	0.008ppm
1時間値が0.1ppmを超える時間数と割合	0時間(0%)
1時間値の1日平均が0.04ppmを超える日数と割合	0日(0%)
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日の有無	無

市庁舎屋上SO<sub>2</sub>月別変化

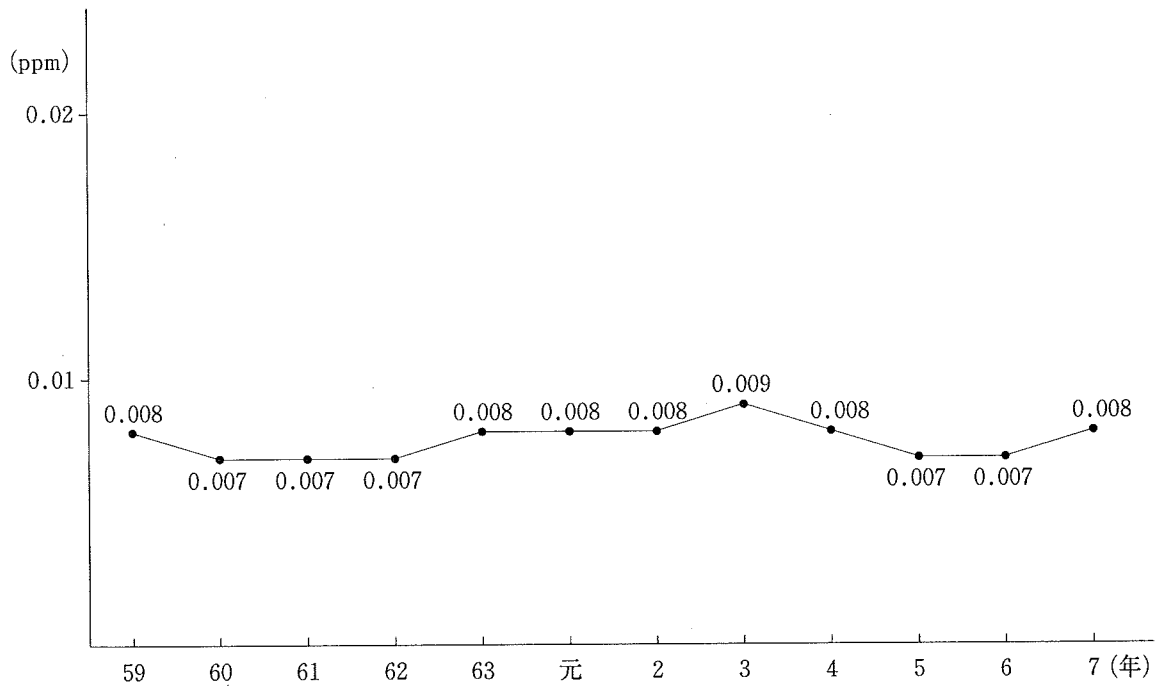
(図-2)



※ 1 h とは 1 時間を表わす。以下同じ。

市庁舎屋上SO<sub>2</sub>経年変化(1時間値の年平均値)

(図-3)



② 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響を与える物質であるが、近年は低い濃度で安定し、市庁舎屋上、金田神社とも環境基準を満足している。

これは、48年度から実施された自動車排出ガス減少装置の取付け義務を始め、50年度規制、51年度規制、53年度規制等のいわゆる排ガス対策の効果が現れているものと思われる。

一酸化炭素(CO)

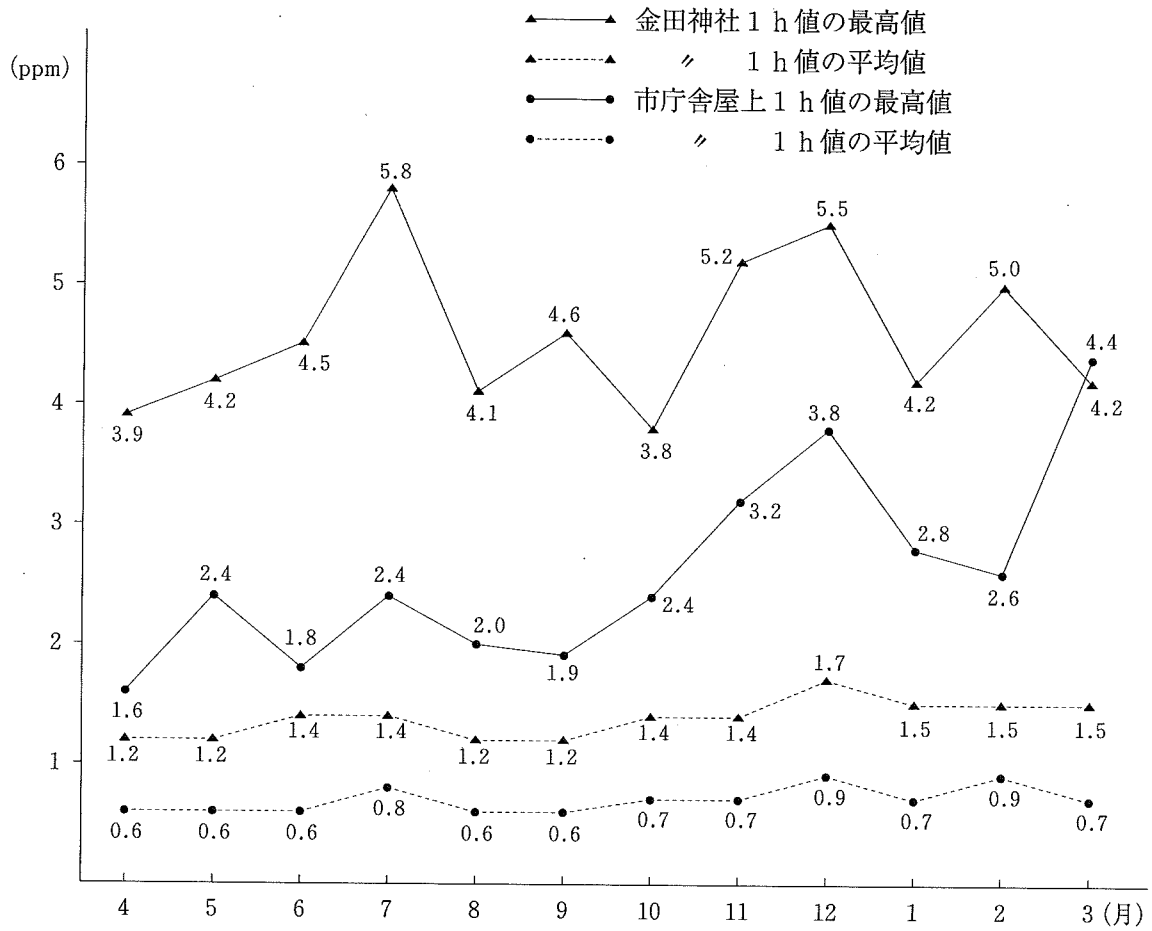
(表-3)

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	339日	363日
測定時間数	8,015時間	8,573時間
1時間値の年平均値	0.7ppm	1.4ppm
8時間平均値が20ppmを超える回数と割合	0回(0%)	0回(0%)
日平均値が10ppmを超える日数と割合	0日(0%)	0日(0%)

公害

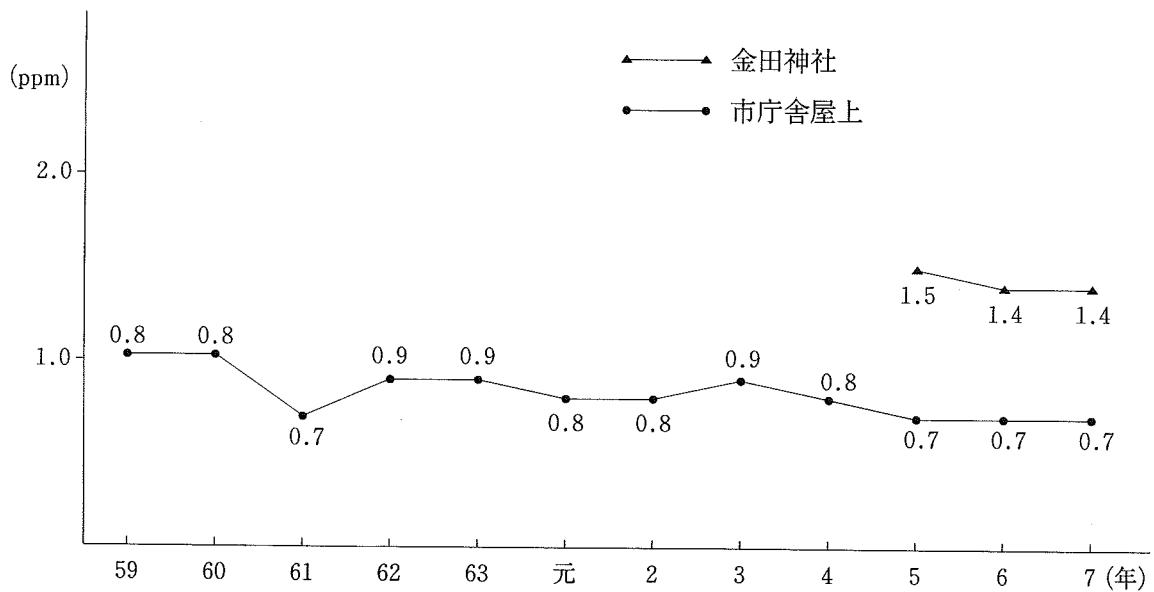
CO月別変化

(図-4)



CO経年変化(1時間値の年平均値)

(図-5)



③ 炭化水素(HC)

炭化水素は、炭素と水素を含んだ有機化合物の総称である。発生源は、重油、灯油、ガソリン、有機溶剤から揮発するものが主で、光化学スモッグ発生の原因物質の一つと考えられている。

そのため神奈川県公害防止条例では、一定量を超える貯蔵施設、出荷施設、給油施設に対し蒸発防止の措置を定め、特に身近な例として給油施設(ガソリンスタンド)に、ベーパーリターン装置の設置を義務付けている。

7年度の結果は、1時間値の年平均値が2.18ppmであり、経年変化でみるとわずかずつではあるが減少傾向にある。

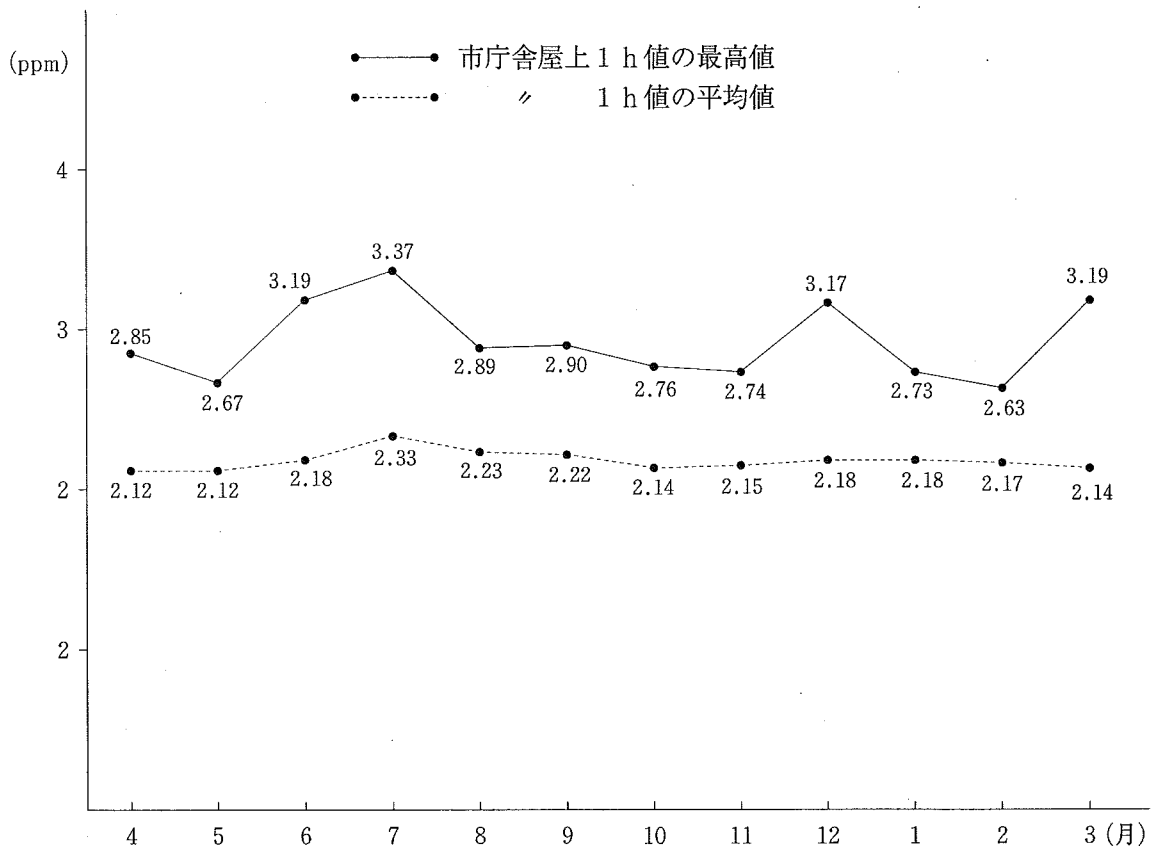
全炭化水素(THC)

(表-4)

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	177日
測定時間数	6,562時間
1時間値の年平均値	2.18ppm

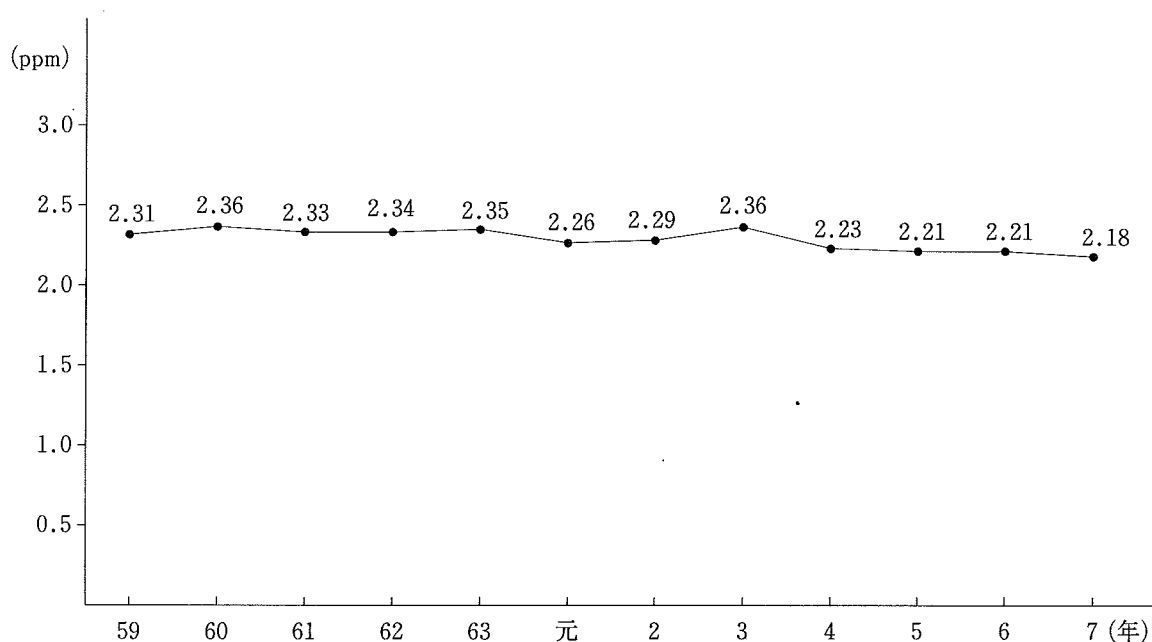
THC月別変化

(図-6)



市庁舎屋上T H C 経年変化(1時間値の年平均値)

(図-7)



## ④ 浮遊粒子状物質(S P M)

浮遊粒子状物質は、粉じん、ばいじん等を総称して呼び、粒径10ミクロン以下のものを環境基準では浮遊粒子状物質と定めている。厚木市に設置されている測定局では、従来粒径10ミクロン以上のものも測定していたため環境基準との比較はできなかった。そのため、市庁舎屋上で昭和62年、中央通りで平成元年から環境基準に基づいた測定方法に変更された。

7年度の測定結果は、日平均値が環境基準を超えた日数が市庁舎屋上で17日、金田神社で81日と昨年度と比べ増加した。1時間値が環境基準を超えた時間数は市庁舎屋上で21時間と昨年度と比べ減少したが、金田神社では263時間と大幅な増加となっており、依然、環境基準を達成できないままとなっている。

また、経年変化でも、市庁舎屋上、金田神社とも年々悪化の傾向にある。

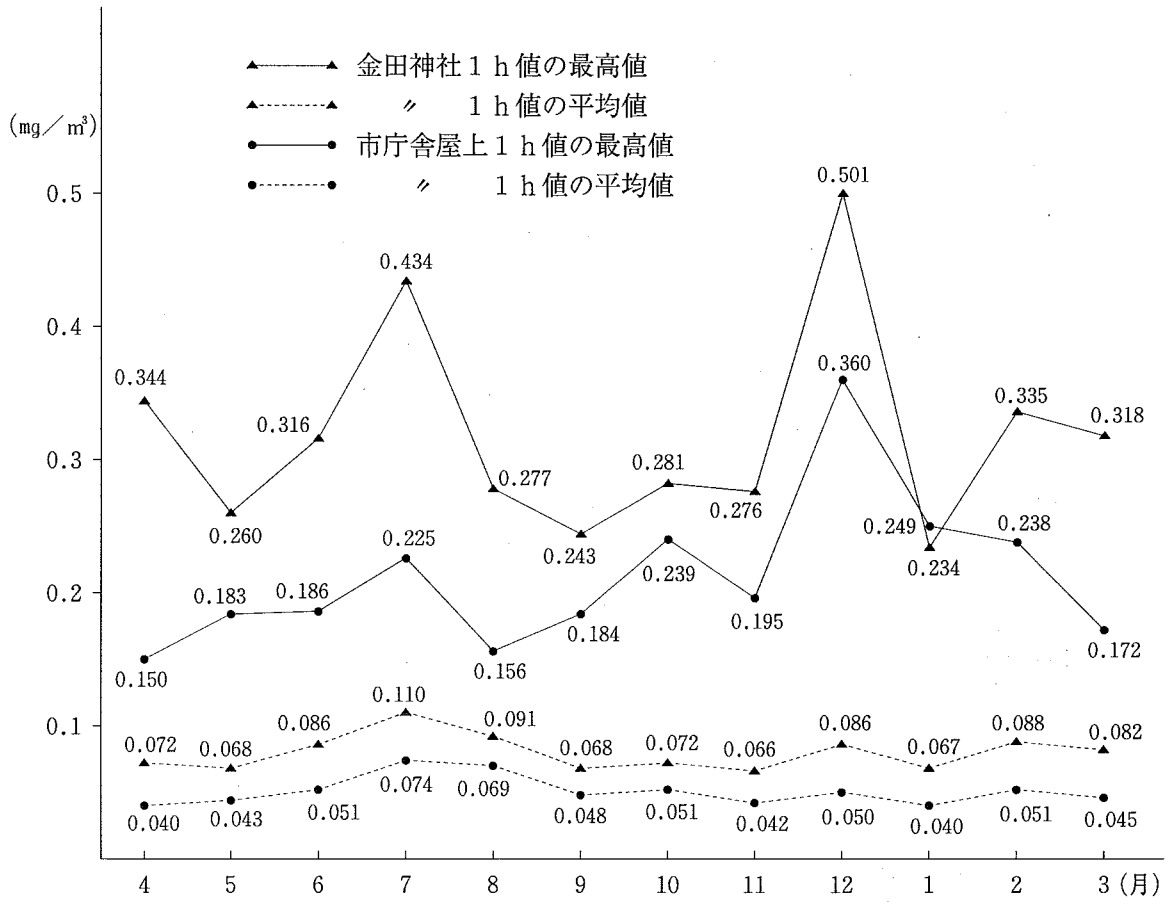
浮遊粒子状物質(S P M)

(表-5)

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	362日	364日
1時間の年平均値	0.050mg/m <sup>3</sup>	0.080mg/m <sup>3</sup>
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数と割合	21時間(0.2%)	263時間(3.0%)
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数と割合	17日(4.7%)	81日(22.3%)

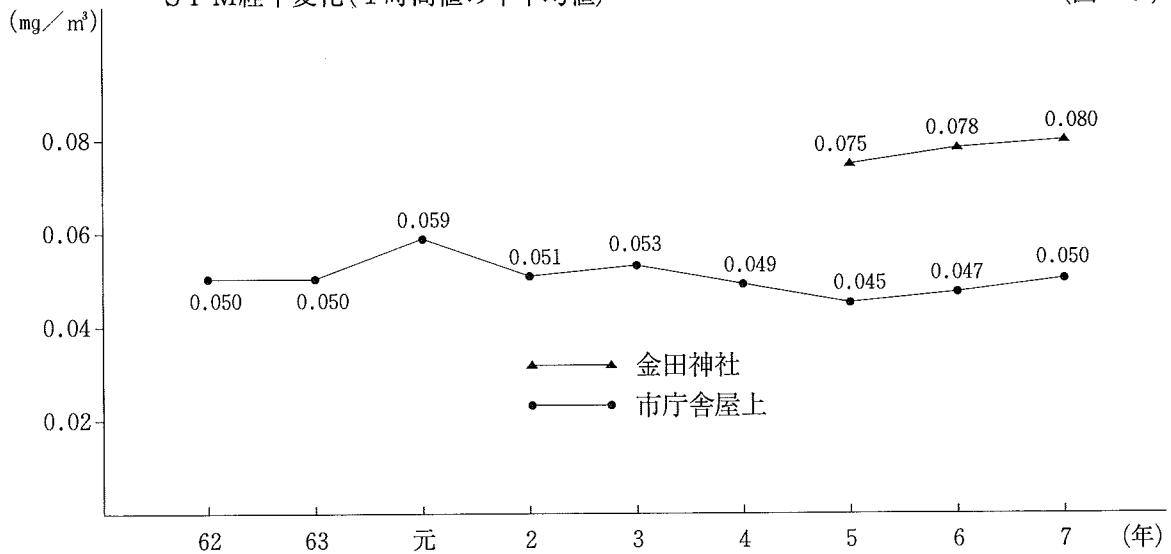
SPM月別変化

(図-8)



SPM経年変化(1時間値の年平均値)

(図-9)



### ⑤ 窒素酸化物(N<sub>O</sub>x)

窒素酸化物とは一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素、四酸化窒素などの総称であり、そのうち大気中の濃度と毒性の面から一酸化窒素、二酸化窒素が大気汚染物質とされている。この2物質は人体に呼吸器系障害を与えるほか、光化学スモッグの原因物質でもある。

窒素酸化物は、物が燃焼するときに発生するが、そのメカニズムは、空気中や燃料中に含まれている窒素が酸素と結合し一酸化窒素となり、さらに大気中で二酸化窒素に変化すると考えられている。

窒素酸化物の汚染対策としては、昭和48年に工場・事業場に対する規制が着手され、昭和57年4月には、県公害防止条例により総量規制が実施されるなど規制基準の強化が図られてきた。今後も、低いNO<sub>x</sub>(ノックス)燃焼技術の導入や排煙脱硝など技術的改善のほか、移動発生源の自動車排出ガスを含め低減対策が望まれる。

#### ア 一酸化窒素(NO)

一酸化窒素には環境基準の設定はないが、汚染物質として測定項目に加えている。7年度の結果を年平均値の経年変化でみた場合、市庁舎屋上ではほぼ横ばいの傾向にあり、また、金田神社では、1時間値の年平均値が0.110ppmと昨年度と比べ下がっているが、かなり高い数値となっている。

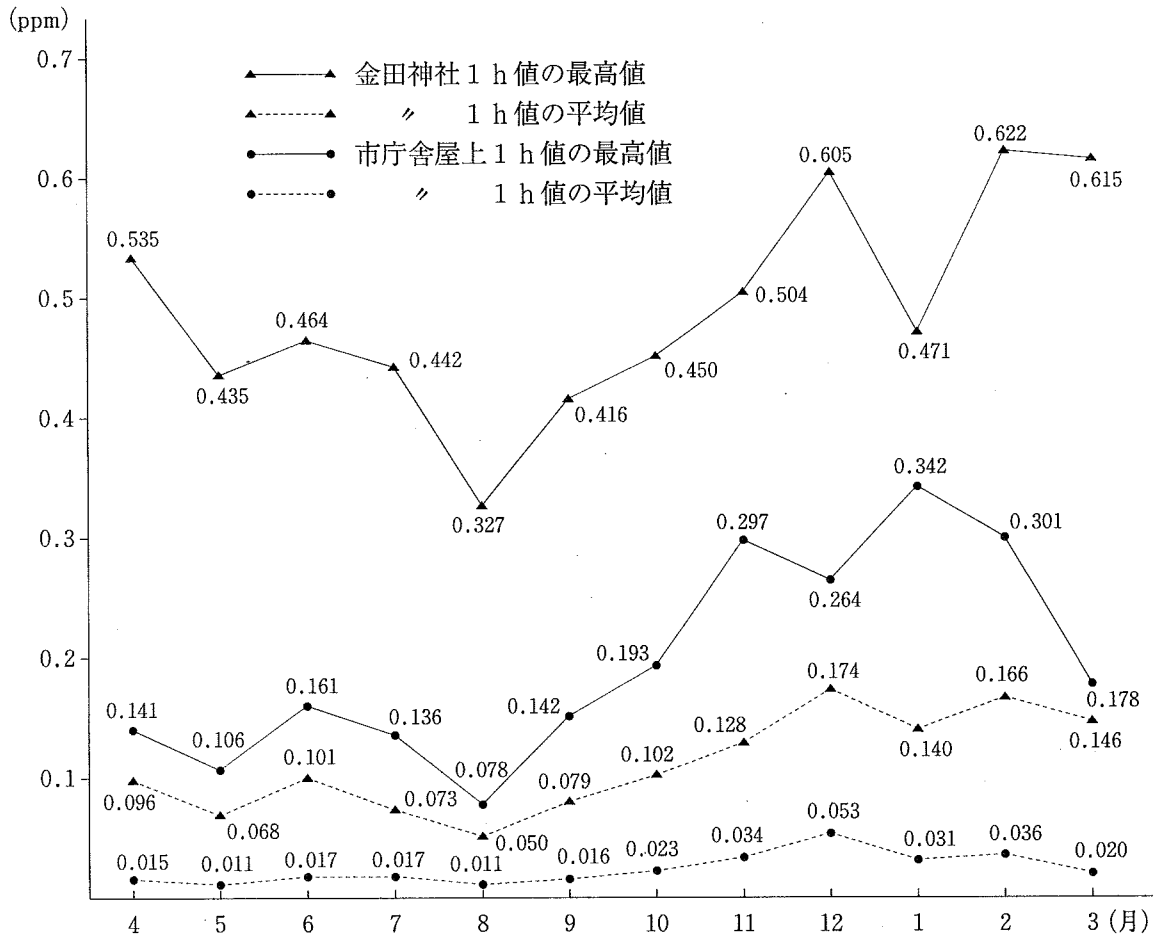
#### 一酸化窒素(NO)

(表-6)

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	364日	364日
測定時間数	8,684時間	8,687時間
1時間値の年平均値	0.024ppm	0.110ppm

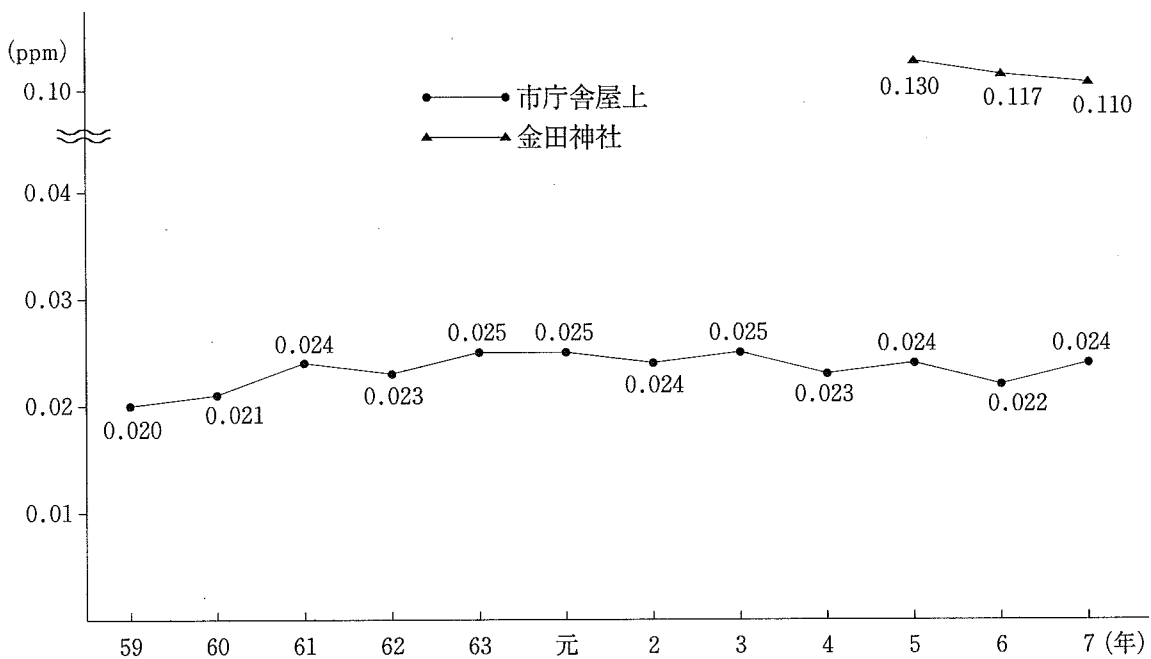
NO月別変化

(図-10)



NO経年変化(1時間値の年平均値)

(図-11)



公害



イ 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は大気汚染物質の中でも改善が進まず、首都圏ではさらに汚染の広域化が進むなど、最近では大気汚染問題の焦点となっている。

7年度の測定結果は市庁舎屋上において、日平均値が0.06ppmを超えた日が2日あり、環境基準を満足することはできなかった。金田神社でも、98%評価による日平均値で0.06ppmを超えた日が昨年度の11日と比べ減少しているが、環境基準を満足することはできなかった。

なお、経年変化ではほぼ横ばいといえる。

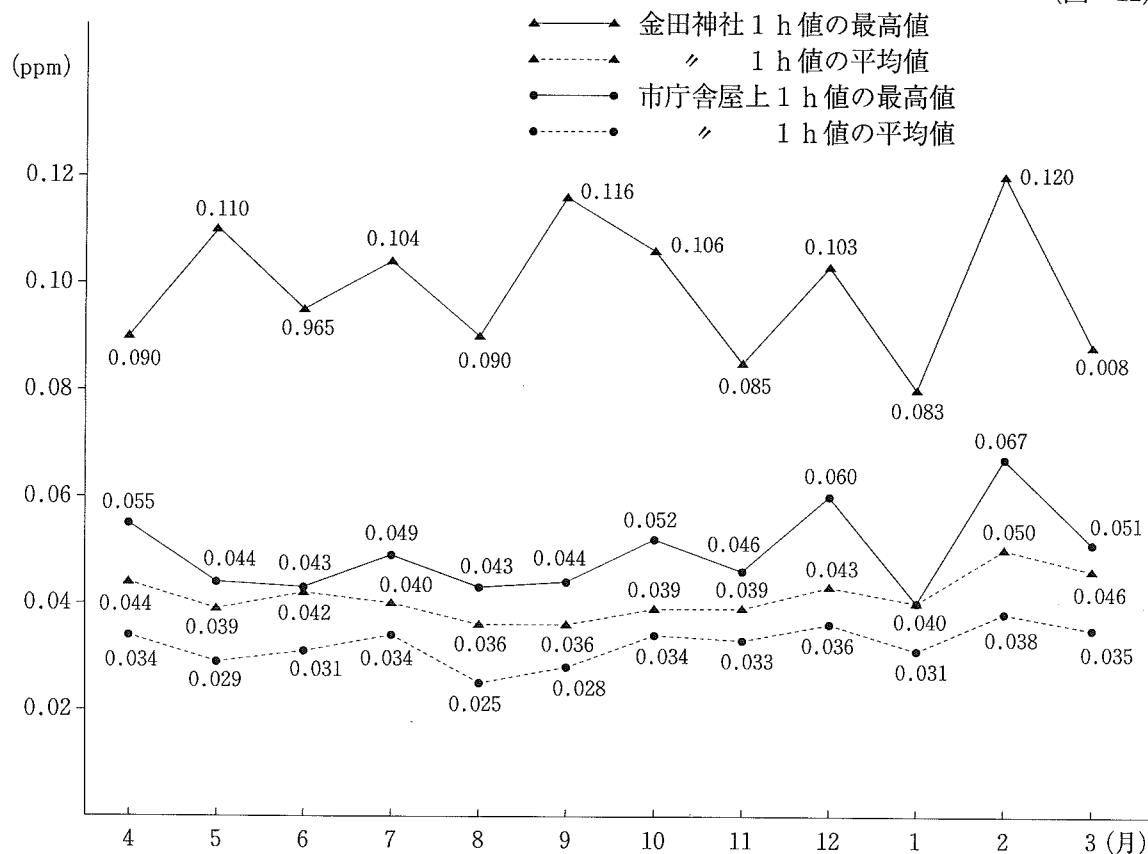
二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

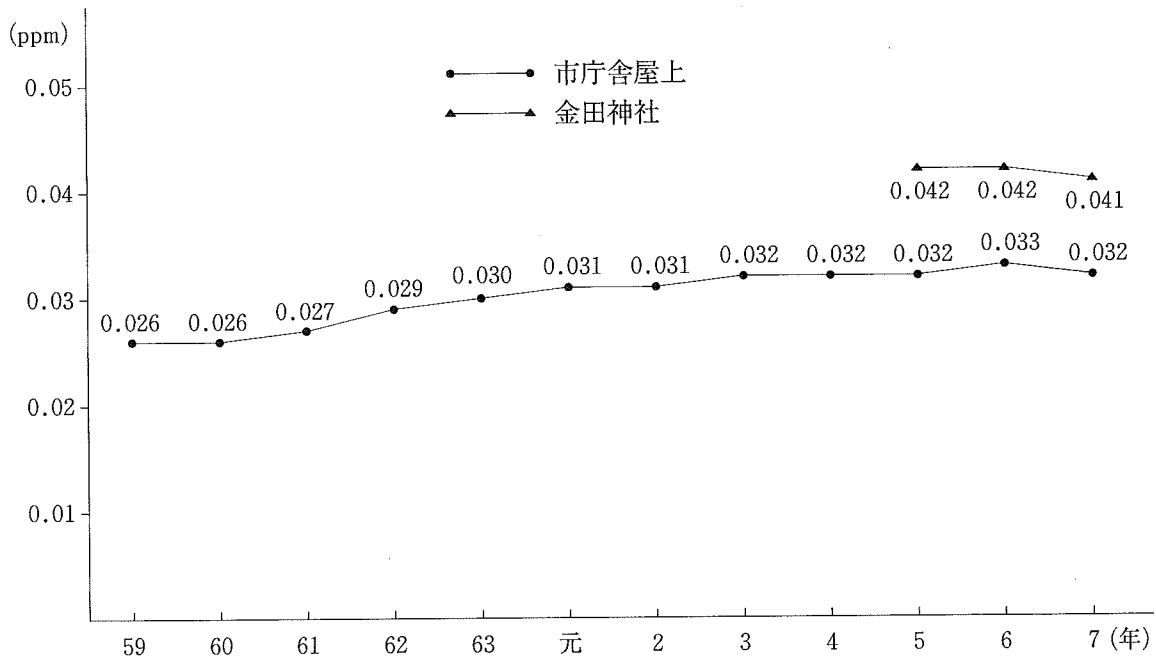
(表-7)

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	364日	364日
測定時間数	8,684時間	8,687時間
1時間値の年平均値	0.032ppm	0.041ppm
1時間値の日平均値が0.04ppmを超える日数と割合	69日(19.0%)	190日(52.2%)
1時間値の日平均値が0.06ppmを超える日数と割合	2日(0.5%)	12日(3.3%)
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超える日数と割合	0日(0%)	5日(0.0%)

NO<sub>2</sub>月別変化

(図-12)





⑥ オキシダント(Ox)

オキシダントは、工場や自動車の排出ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系の物質が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される光化学スモッグの原因物質である。また、この物質は、目やのどに対する刺激や、植物を枯らす等の被害を与える。

7年度の測定結果を環境基準と比較すると日数で59日、時間数で214時間と大幅に環境基準を超過した。年平均値では0.022ppmと昨年度より高い値であった。

また、光化学スモッグ注意報の発令基準である0.12ppmを超えた日が1日あり、経年変化でも、年々悪化の傾向にある。

オキシダント(Ox)

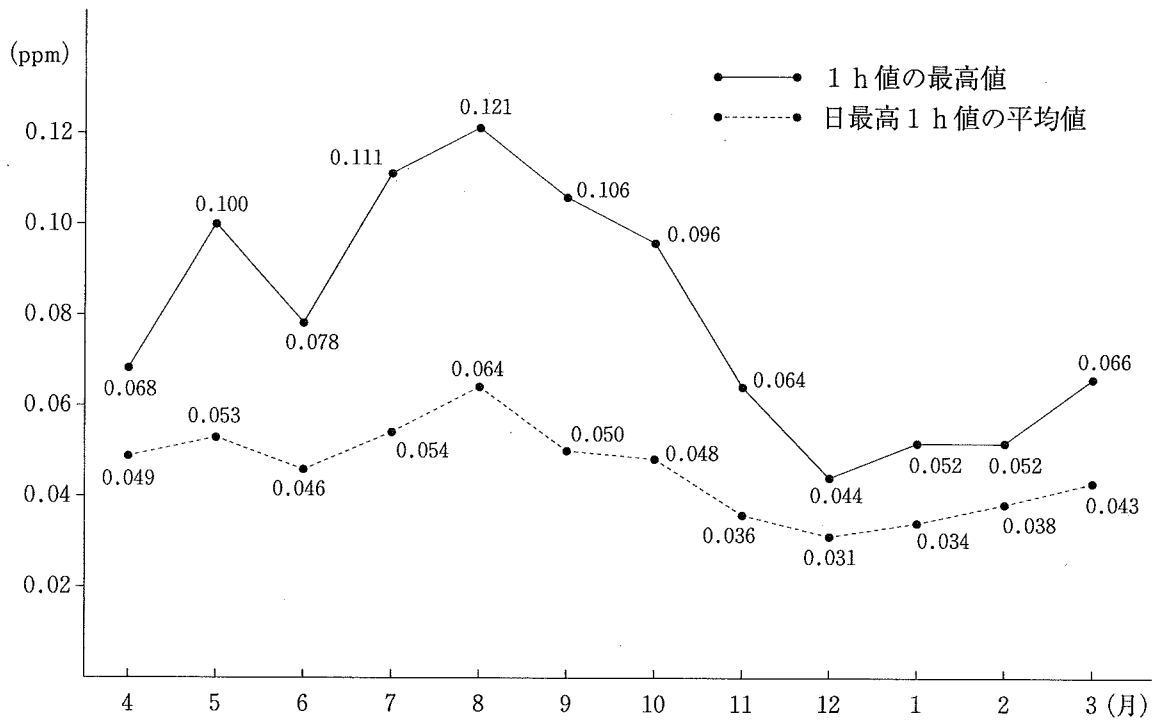
(表-8)

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	353日
測定時間数	8,254時間
日最高1時間値の年平均値	0.022ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	59日(16.1%)214時間(2.6%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	1日(0.3%)1時間(0.0%)
1時間値の年平均値	0.022ppm

公  
害

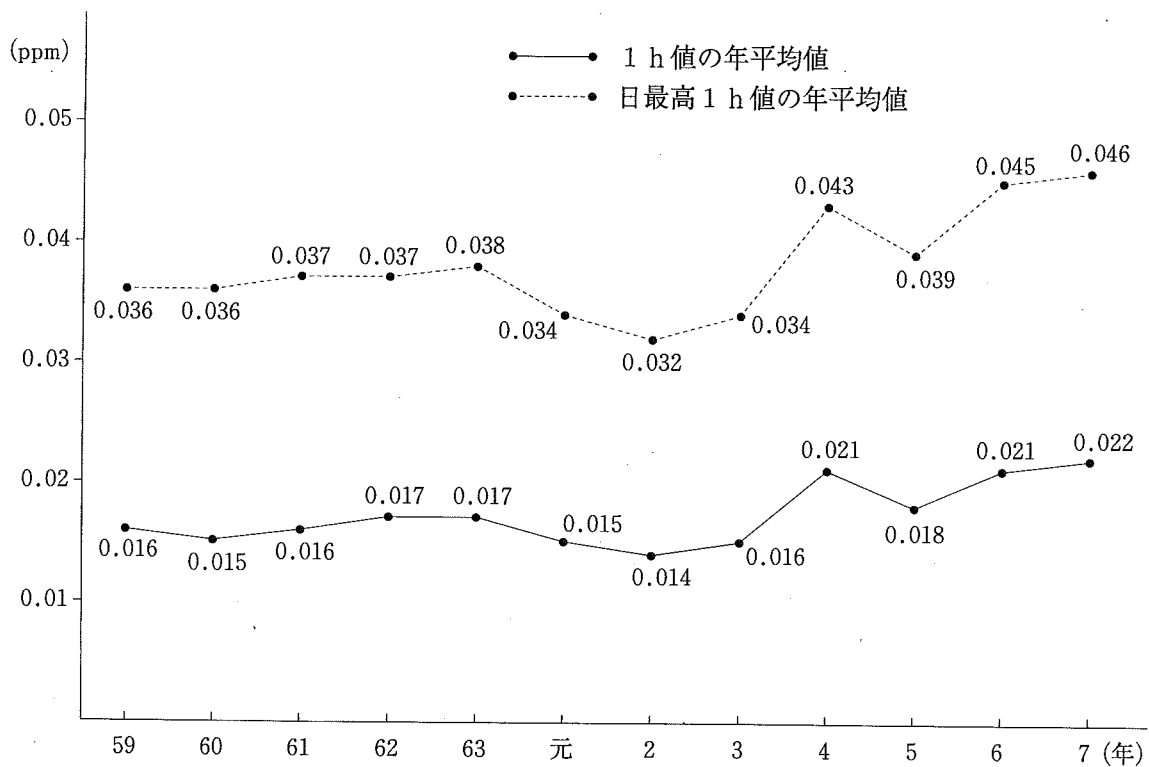
○ x (市庁舎屋上) 月別変化

(図-14)



○ x 経年変化(市庁舎屋上)

(図-15)



市内測定点の項目別経年変化表(1時間値の年平均値)

(表-9)

測定場所	測定項目 〔単位〕	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市 庁 舎 屋 上	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) [ppm]	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.008
	一酸化炭素 (CO) [ppm]	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7
	浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m <sup>3</sup> ]	0.052	0.048	0.050	0.050	0.050	0.059	0.051	0.053	0.049	0.045	0.047	0.050
	一酸化窒素 (NO) [ppm]	0.020	0.021	0.024	0.023	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.024	0.022	0.024
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) [ppm]	0.026	0.026	0.027	0.029	0.030	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032	0.033	0.032
	オキシダント (Ox) [ppm]	0.016	0.015	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.016	0.021	0.018	0.021	0.022
金 田 神 社	一酸化炭素 (CO) [ppm]	中央通りから測定局移設									1.5	1.4	1.4
	浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m <sup>3</sup> ]										0.075	0.078	0.080
	一酸化窒素 (NO) [ppm]										0.130	0.117	0.110
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) [ppm]										0.042	0.042	0.041

※ 網文字の数値は、浮遊粉じんの測定値

(3) 自動測定機によるオキシダント濃度調査

① 玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成7年4月1日～平成8年3月31日  
 調査場所 厚木市小野301番地の10・市立玉川中学校  
 測定方法 電気化学計器製GXH-72M型全オキシダント自動計測機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定  
 調査結果 この測定局は、昭和59年7月から測定を開始した。

7年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた時間数が315時間あり、全測定時間数8,255時間に対する割合は3.8%と昨年度の4.0%と比べ若干減少した。しかし、日数では71日と昨年度の68日と比べ3日増加した。また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日が7日、時間数で28時間と昨年度より大幅に増加した。最高値は8月2日の0.206ppmであった。

なお、年平均値は0.025ppmで経年的にわずかずつではあるが増加してきている。

(表-10)

測定場所	玉川中学校
有効測定日数	360日
測定時間数	8,255時間
日最高1時間値の年平均値	0.047ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	71日(19.5%)315時間(3.8%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	7日(1.9%)28時間(0.3%)
1時間値の年平均値	0.025ppm

オキシダント測定結果(玉川中学校)

(表-11)

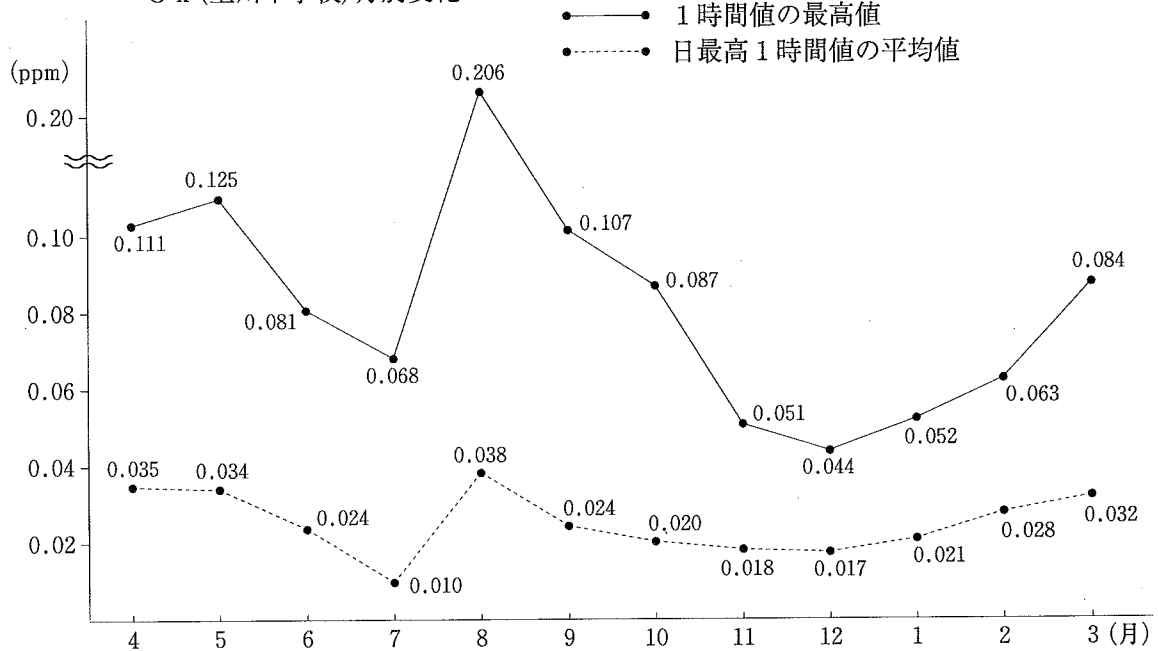
項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.035	0.034	0.024	0.010	0.038	0.024	0.020	0.018	0.017	0.021	0.028	0.032	0.025
1時間値の最高値	0.111	0.125	0.081	0.068	0.206	0.107	0.087	0.051	0.044	0.052	0.063	0.084	0.206
全測定時間数	681	704	683	703	698	685	704	686	713	636	661	701	8,255
0.06ppmを超える時間数	47	49	20	3	133	17	14	0	0	0	1	31	315
割合(%)	6.9	7.0	2.9	0.4	19.1	2.5	2.0	0	0	0	0.2	4.4	3.8
0.12ppmを超える時間数	0	2	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	28
昼間(5時～20時)の時間数	441	457	443	458	450	445	456	443	457	412	429	454	5,345
0.06ppmを超える時間数	41	49	20	3	127	17	14	0	0	0	1	31	303
割合(%)	9.3	10.7	4.5	0.7	28.2	3.8	3.1	0	0	0	0.2	6.8	5.7
0.12ppmを超える時間数	0	2	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	28

玉川中学校におけるオキシダント濃度経年変化 (表-12) 〈単位ppm〉

年 度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
1時間値の年平均値	0.026	0.024	0.026	0.024	0.025	0.026	0.020	0.018	0.023	0.024	0.025
4月～10月までの 1時間値平均値	0.027	0.025	0.028	0.024	0.028	0.027	0.023	0.016	0.024	0.025	0.026

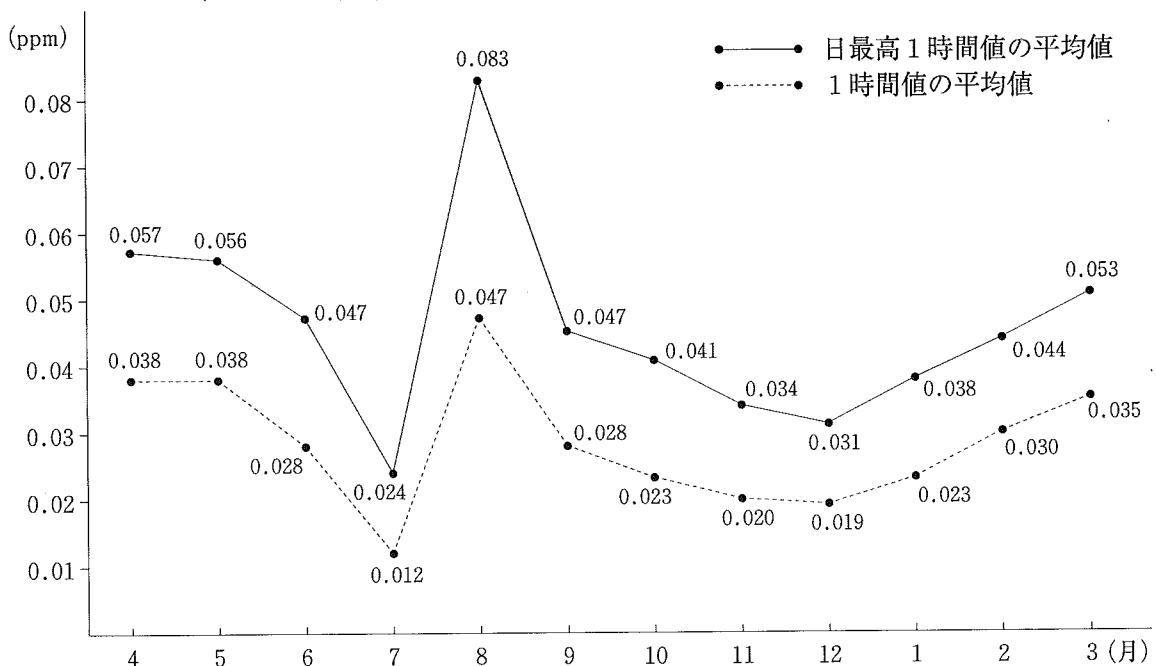
○ x (玉川中学校) 月別変化

(図-16)



○ x (玉川中学校) 〈昼間(5時～20時)〉

(図-17)



公  
書

② 北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成7年4月1日～平成8年3月31日

調査場所 厚木市山際658番地・市立北小学校

測定方法 電気化学計器製GXH-72M型全オキシダント自動計測機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定

調査結果 この測定局は、昭和54年9月から測定を開始した。

7年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた時間数が90時間あり、全測定時間数8,326時間に対する割合は1.1%と昨年度1.7%と比べ減少した。日数では28日と昨年度と同日数であった。また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた時間数及び日数が昨年度はなかったが7年度は1日及び2時間あった。最高値は7月25日の0.138ppmであった。

なお、年平均値は0.015ppmで経年的にはほぼ横ばいである。

(表-13)

測定場所	北小学校
有効測定日数	363日
測定時間数	8,326時間
日最高1時間値の年平均値	0.034ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	28日(7.7%)90時間(1.1%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	1日(0.3%)2時間(0%)
1時間値の年平均値	0.015ppm

オキシダント測定結果(北小学校)

(表-14)

測定年月 項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.026	0.013	0.010	0.013	0.017	0.016	0.011	0.010	0.011	0.016	0.020	0.021	0.015
1時間値の最高値	0.070	0.083	0.052	0.138	0.114	0.087	0.079	0.086	0.045	0.051	0.054	0.070	0.138
全測定時間数	692	705	680	706	692	676	706	685	706	707	664	707	8,326
0.06ppmを超える時間数	15	2	0	23	32	10	4	1	0	0	0	3	90
割合(%)	2.2	0.3	0	3.3	4.6	1.5	0.6	0.1	0	0	0	0.4	1.1
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
昼間(5時～20時)の時間数	442	457	440	458	448	436	458	440	458	458	427	460	5,382
0.06ppmを超える時間数	15	2	0	23	31	10	4	0	0	0	0	3	88
割合(%)	3.4	0.4	0	5.0	6.9	2.3	0.9	0	0	0	0	0.7	1.6
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

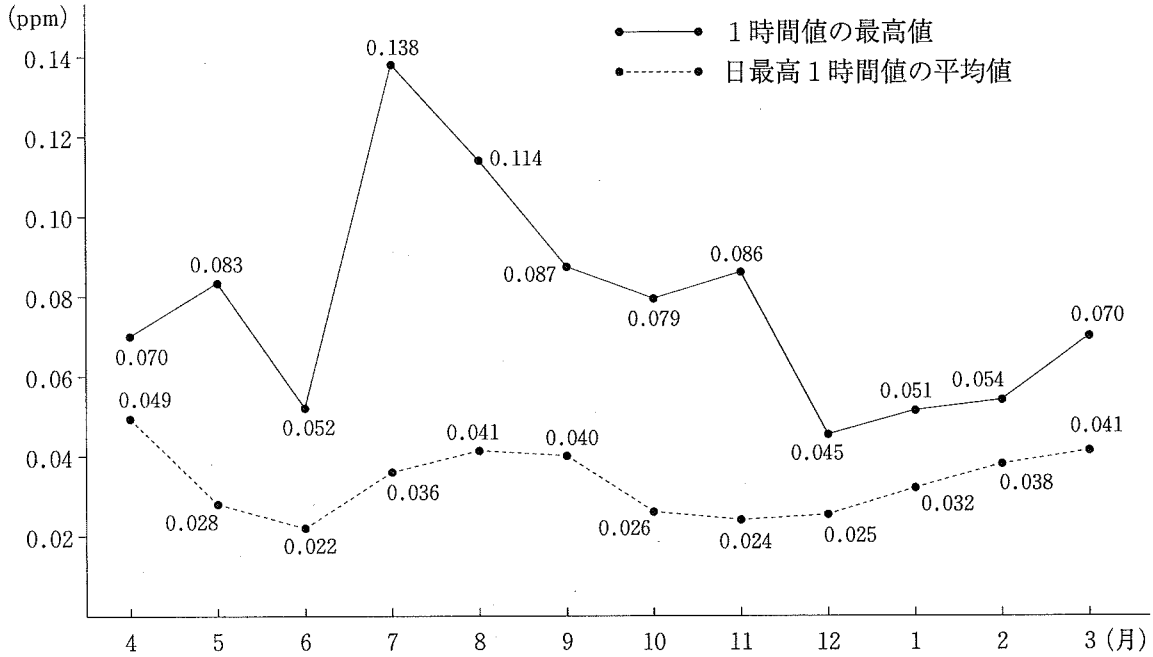
北小学校におけるオキシダント濃度経年変化

(表-15) 〈単位ppm〉

年 度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
1時間値の年平均値	0.023	0.016	0.021	0.017	0.017	0.017	0.016	0.018	0.015	0.013	0.015
4月～10月までの 1時間値平均値	0.026	0.017	0.024	0.019	0.019	0.020	0.017	0.021	0.016	0.015	0.019

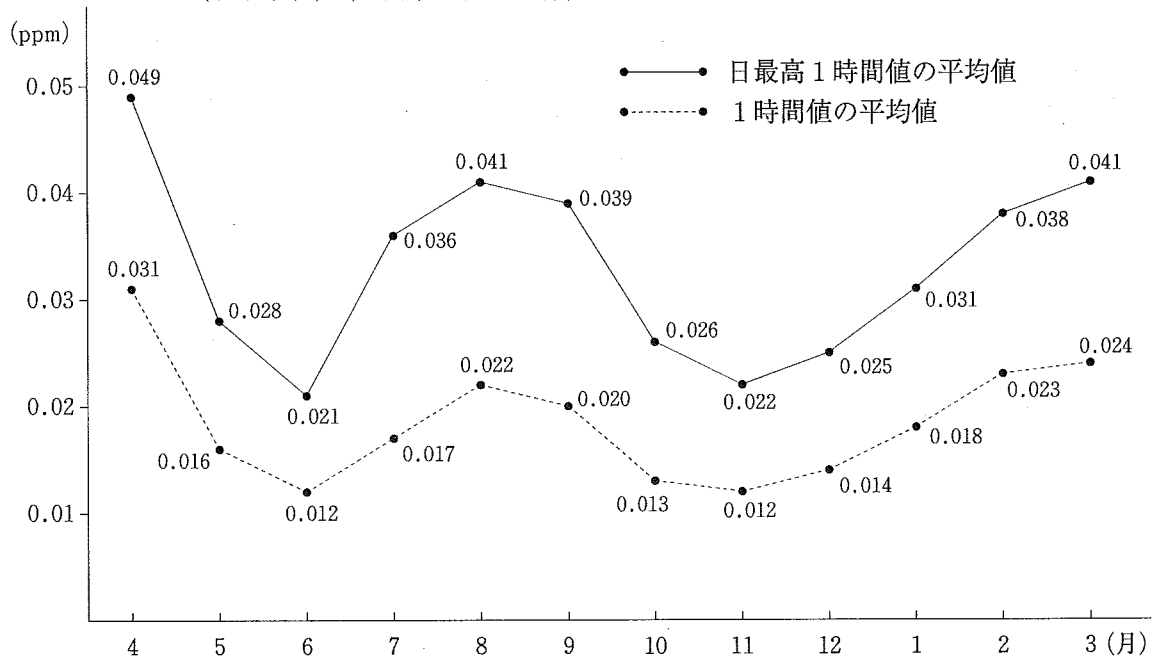
O<sub>x</sub> (北小学校) 月別変化

(図-18)



O<sub>x</sub> (北小学校) 〈昼間(5時~20時)〉

(図-19)



公  
害



③ 上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成7年4月1日～平成8年3月31日  
 調査場所 厚木市上荻野1429番地・市立上荻野小学校  
 測定方法 電気化学計器製GXH-72M型全オキシダント自動計測機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応による吸光光度法にて測定  
 調査結果 この測定局は昭和59年5月から測定を開始した。

7年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた時間数が359時間あり、全測定時間数8,196時間に対する割合は4.4%と昨年度の4.5%とほぼ同じ割合であった。日数では77日と昨年度より7日増加した。また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた時間数及び日数が昨年度はなかったが7年度は7日及び21時間と大幅に増加した。最高値は8月4日の0.169ppmであった。

なお、年平均値は、0.026ppmで経年的にわずかずつではあるが増加してきている。

(表-16)

測定場所	上荻野小学校
有効測定日数	355日
測定時間数	8,196時間
日最高1時間値の年平均値	0.047ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	77日(21.2%)359時間(4.4%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	7日(1.9%)21時間(0.3%)
1時間値の年平均値	0.026ppm

オキシダント測定結果(上荻野小学校)

(表-17)

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.042	0.034	0.020	0.013	0.037	0.020	0.022	0.018	0.021	0.022	0.030	0.033	0.026
1時間値の最高値	0.111	0.086	0.063	0.075	0.169	0.067	0.087	0.054	0.049	0.050	0.066	0.086	0.169
全測定時間数	684	703	682	703	701	681	679	680	701	615	661	706	8,196
0.06ppmを超える時間数	122	49	3	6	123	5	23	0	0	0	3	25	359
割合(%)	17.8	7.0	0.4	0.9	17.5	0.7	3.4	0	0	0	0.5	3.5	4.4
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	21
昼間(5時～20時)の時間数	444	455	442	455	453	441	441	440	453	399	429	459	5,311
0.06ppmを超える時間数	103	49	3	6	120	5	23	0	0	0	3	25	337
割合(%)	23.2	10.8	0.7	1.3	26.5	1.1	5.2	0	0	0	0.7	5.4	6.3
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	21

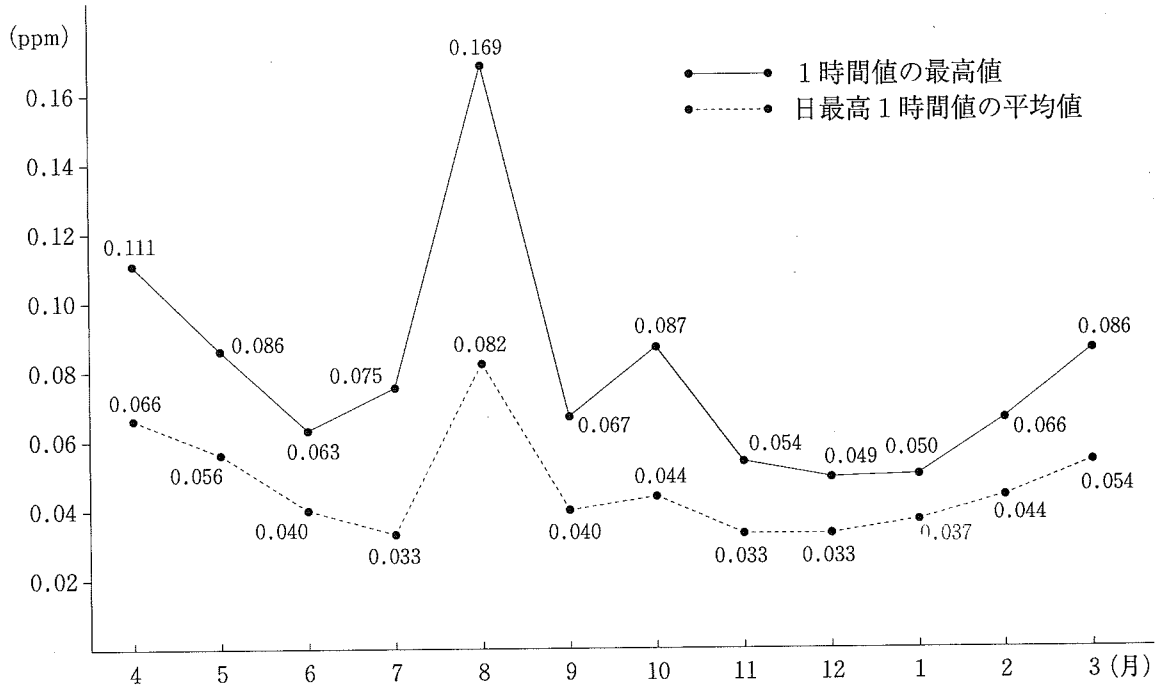
上荻野小学校におけるオキシダント濃度経年変化

(表-18) 〈単位ppm〉

年 度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
1時間値の年平均値	0.030	0.026	0.024	0.028	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.025	0.026
4月～10月までの 1時間値平均値	0.032	0.027	0.025	0.029	0.029	0.028	0.027	0.028	0.028	0.024	0.027

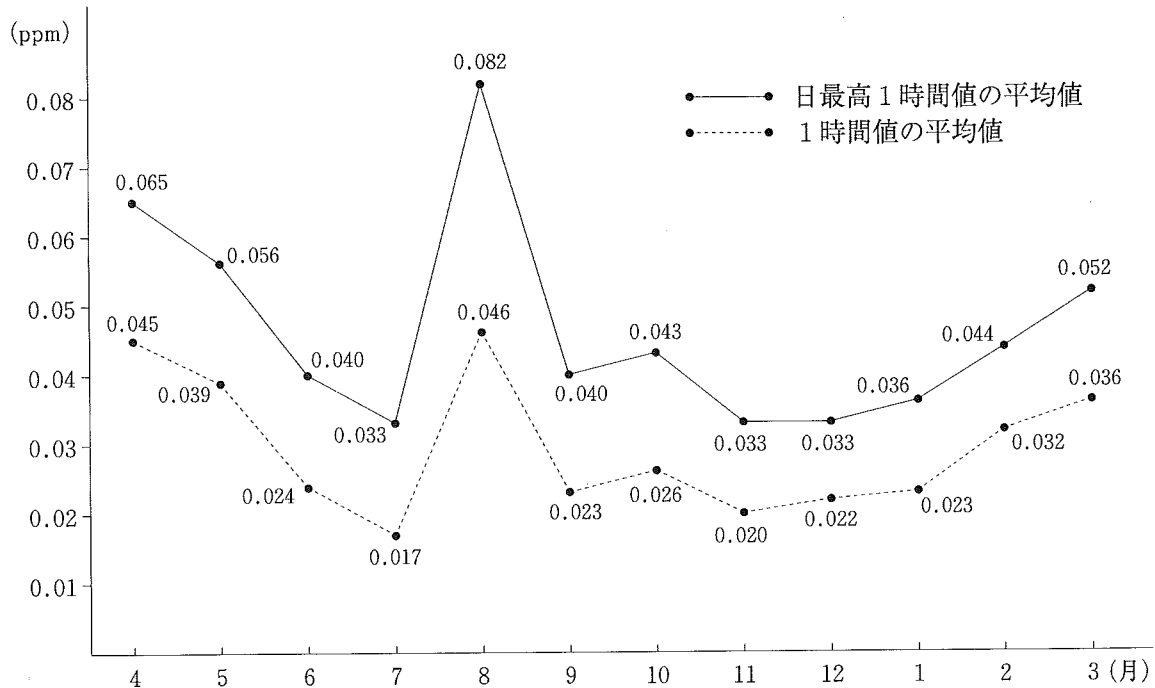
O<sub>x</sub> (上荻野小学校) 月別変化

(図-20)



O<sub>x</sub> (上荻野小学校) 〈昼間(5時～20時)〉

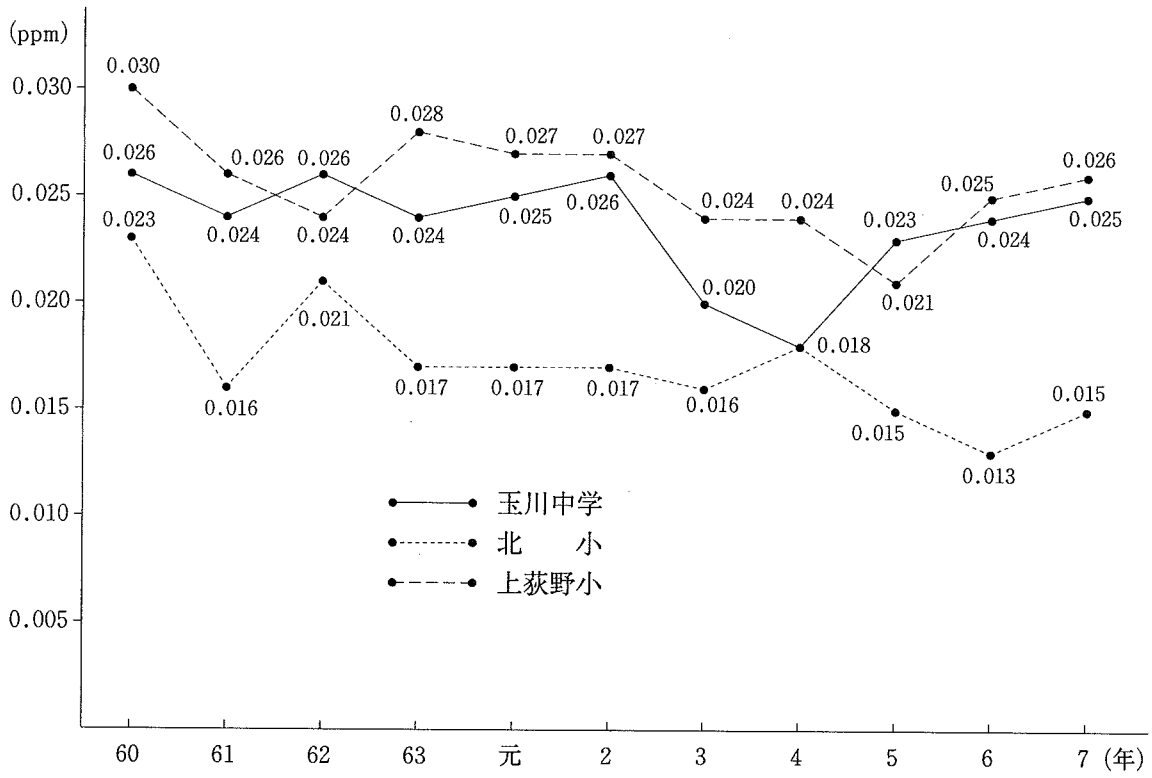
(図-21)



公  
害

O<sub>x</sub> 経年変化(1時間値の年平均値)

(図-22)



(4) 自動測定機による窒素酸化物濃度調査

① 不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成7年4月1日～平成8年3月31日  
 調査場所 厚木市船子262番地・厚木市不燃物処理場跡地  
 調査方法 電気化学計器製GPH-74M-1型窒素酸化物自動計測機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定  
 調査結果 この測定局は昭和55年9月から測定を開始した。

7年度の二酸化窒素濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた日が97日あり、昨年度の94日と比べ増加した。全測定日数に対する366日に対する割合は26.5%と高い値を占めている。また、1時間値の年平均値では0.051ppmであり、ここ数年わずかずつではあるが悪化の傾向にある。

一酸化窒素については環境基準の設定がないが、7年度の1時間値の年平均値は0.124ppmであり経年的にはほぼ横ばいといえる。

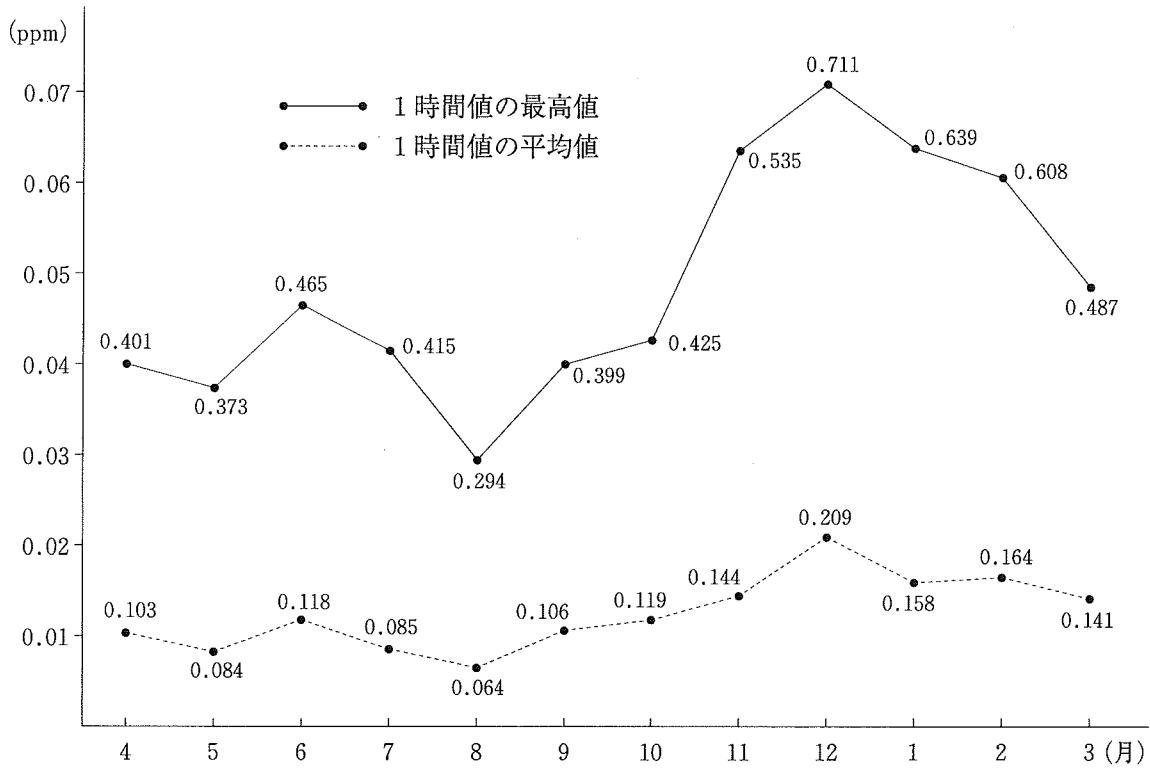
二酸化窒素測定結果(不燃物処理場跡地)

(表-19)

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.056	0.051	0.052	0.042	0.046	0.048	0.050	0.047	0.057	0.051	0.058	0.055	0.051
1時間値の最高値	0.121	0.135	0.132	0.108	0.116	0.126	0.137	0.096	0.136	0.135	0.145	0.109	0.145
日平均値の98%値	0.073	0.072	0.069	0.061	0.069	0.067	0.067	0.062	0.074	0.079	0.085	0.073	0.076
全測定日数 (時間数)	30 (716)	31 (738)	30 (716)	31 (740)	31 (738)	30 (715)	31 (738)	30 (713)	31 (740)	31 (738)	29 (691)	31 (738)	366 (8,721)
日平均値0.06ppm を超えた日数	12	9	6	2	6	5	4	2	16	10	12	13	97
割合(%)	40.0	29.0	20.0	6.5	19.4	16.7	12.9	6.7	51.6	32.3	41.4	41.9	26.5

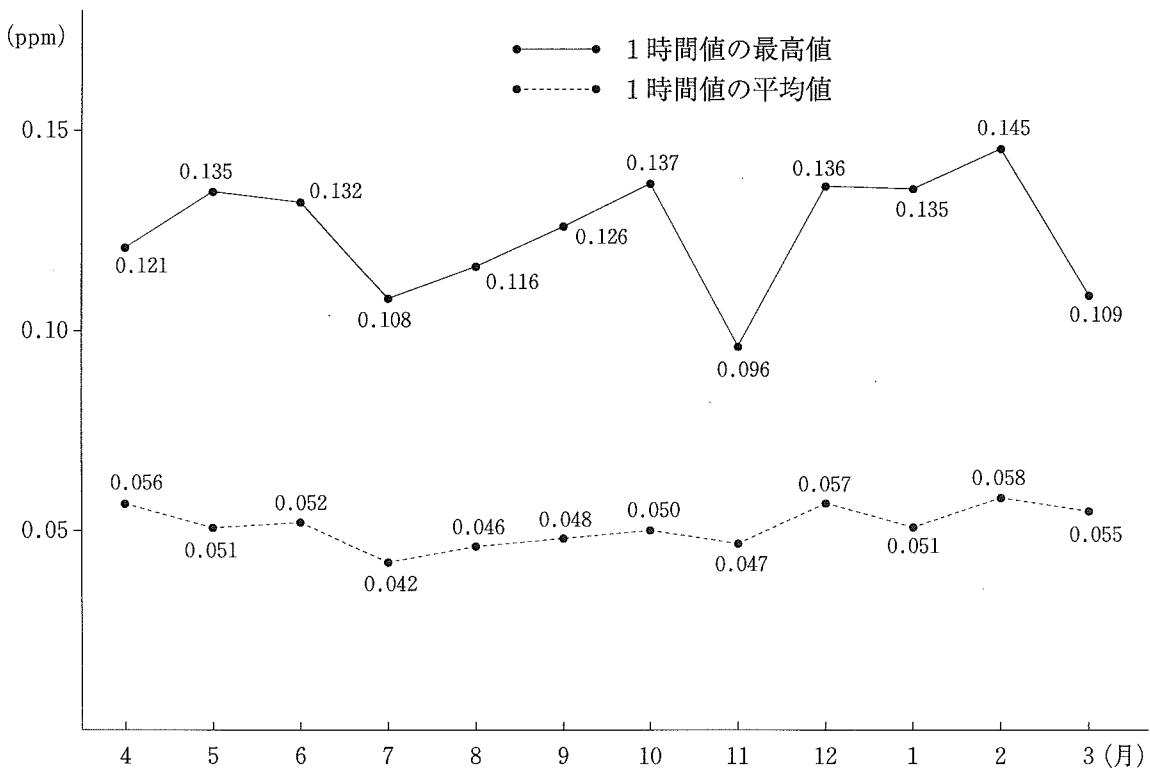
NO (不燃物処理場跡地) 月別変化

(図-23)



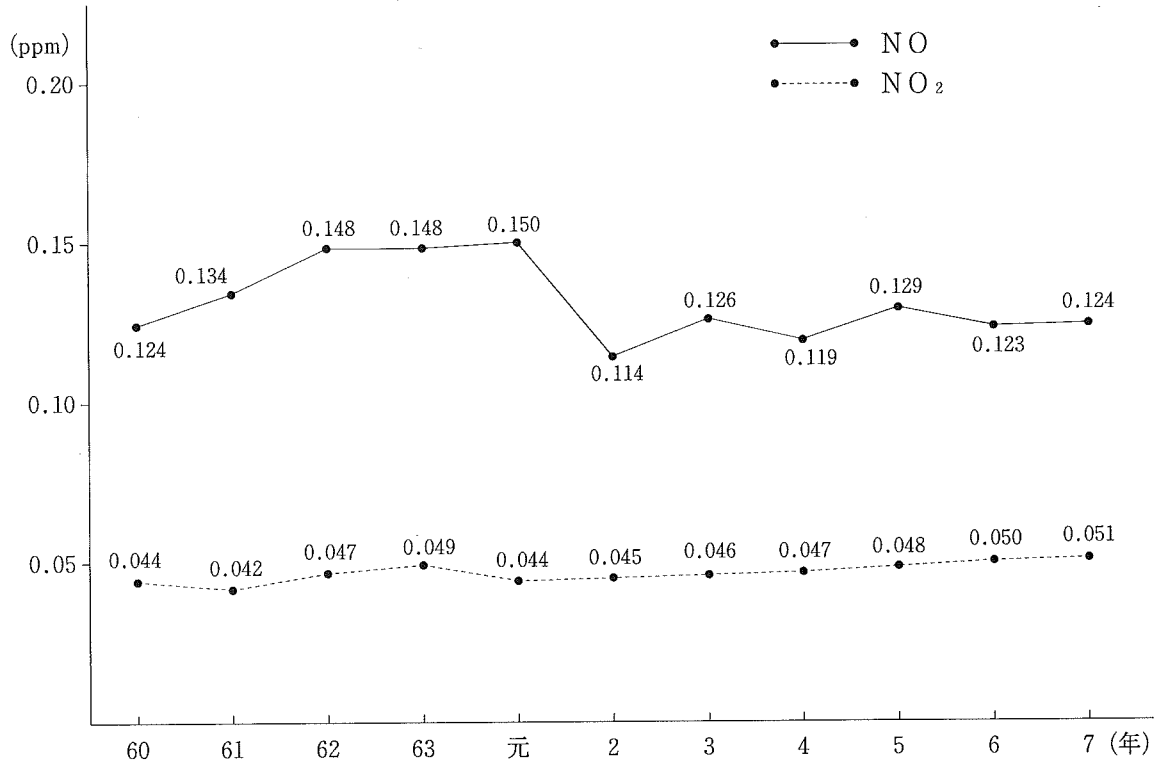
NO<sub>2</sub> (不燃物処理場跡地) 月別変化

(図-24)



窒素酸化物経年変化(1時間値の年平均値)

(図-25)



公  
害

② 緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成7年4月1日～平成8年3月31日

調査場所 厚木市緑ヶ丘4-1-1・市立緑ヶ丘小学校

調査方法 電気化学計器製GPH-74M-1型窒素酸化物自動計測機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定

調査結果 この測定局は昭和60年6月から測定を開始した。

7年度は環境基準である1時間値の日平均値0.06ppmを超えた日はなかった。また、1時間値の年平均値は0.021ppmであり、昨年度の割合とほぼ同じであった。

一酸化窒素については環境基準の設定がないが、7年度の1時間値の年平均値は0.009ppmであり経年的にはほぼ横ばいといえる。

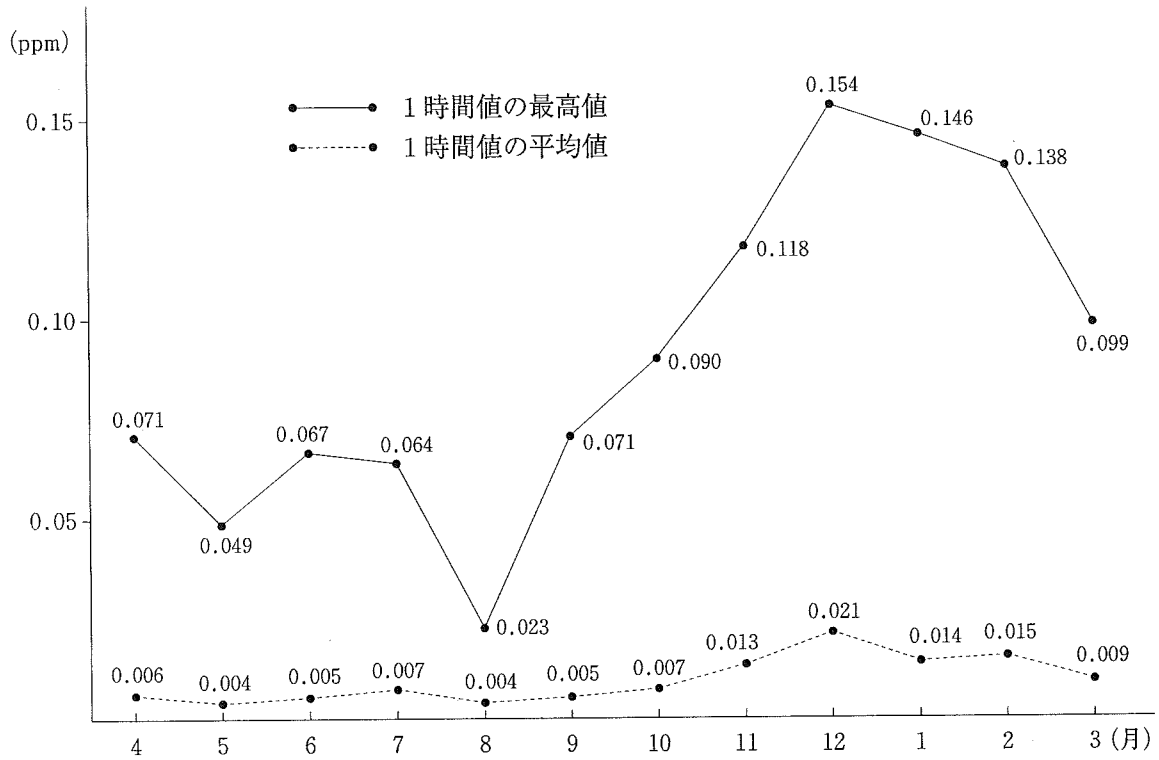
二酸化窒素測定結果(緑ヶ丘小学校)

(表-20)

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.017	0.015	0.017	0.019	0.013	0.017	0.021	0.024	0.029	0.025	0.028	0.022	0.021
1時間値の最高値	0.069	0.049	0.054	0.057	0.043	0.070	0.090	0.069	0.099	0.068	0.144	0.066	0.144
日平均値の98%値	0.032	0.024	0.025	0.030	0.021	0.027	0.039	0.037	0.050	0.039	0.057	0.034	0.040
全測定日数 (時間数)	30 (716)	31 (739)	30 (716)	31 (737)	31 (739)	30 (715)	31 (738)	30 (711)	31 (740)	31 (738)	29 (691)	31 (740)	366 (8,720)
日平均値0.06ppm を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

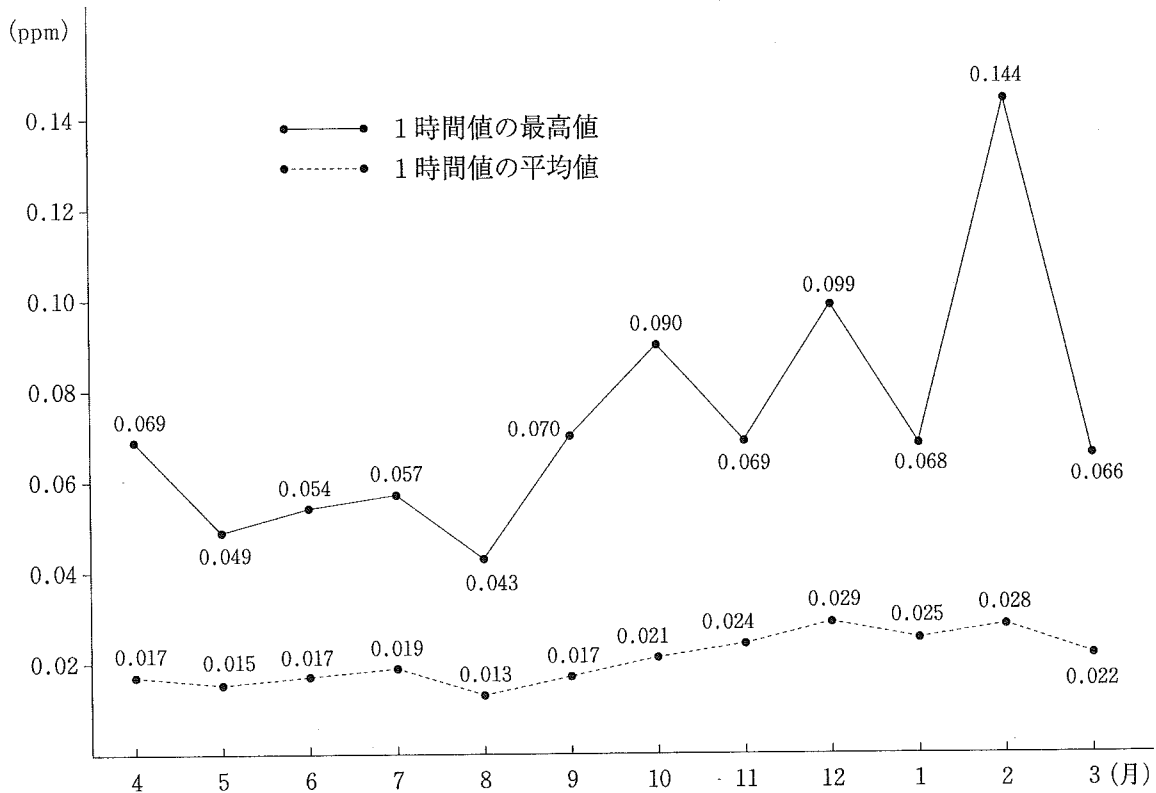
NO (緑ヶ丘小学校)月別変化

(図-26)



NO<sub>2</sub> (緑ヶ丘小学校)月別変化

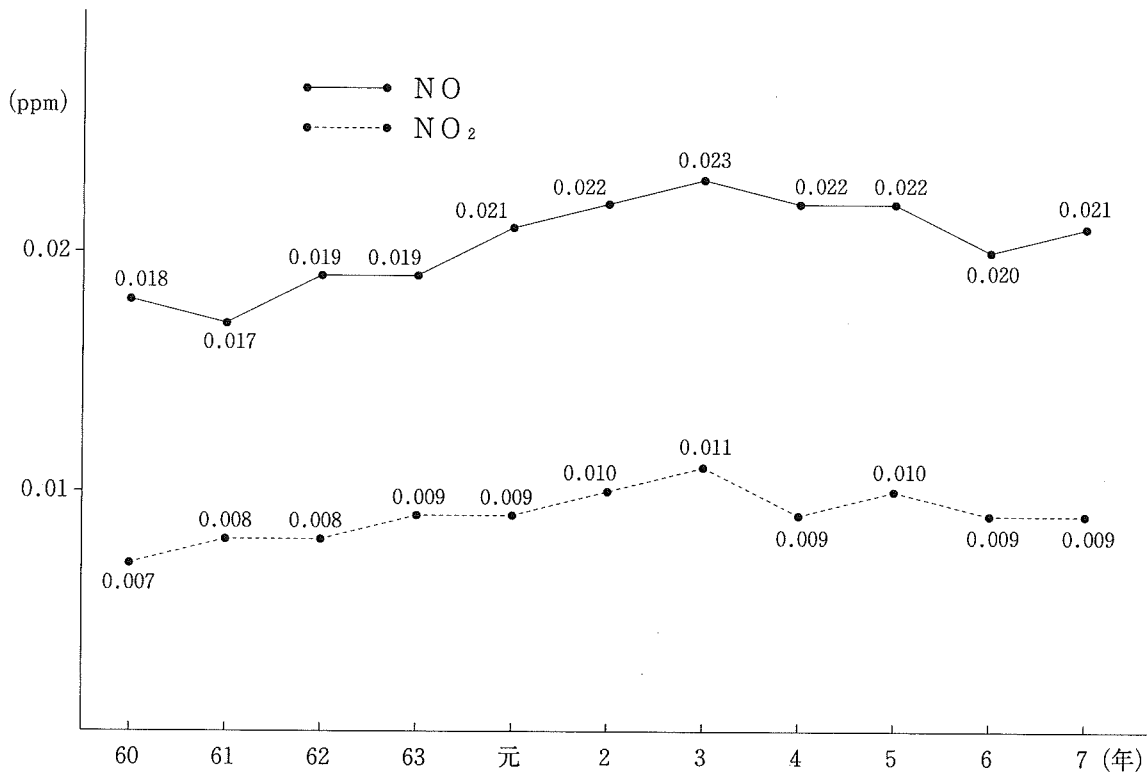
(図-27)





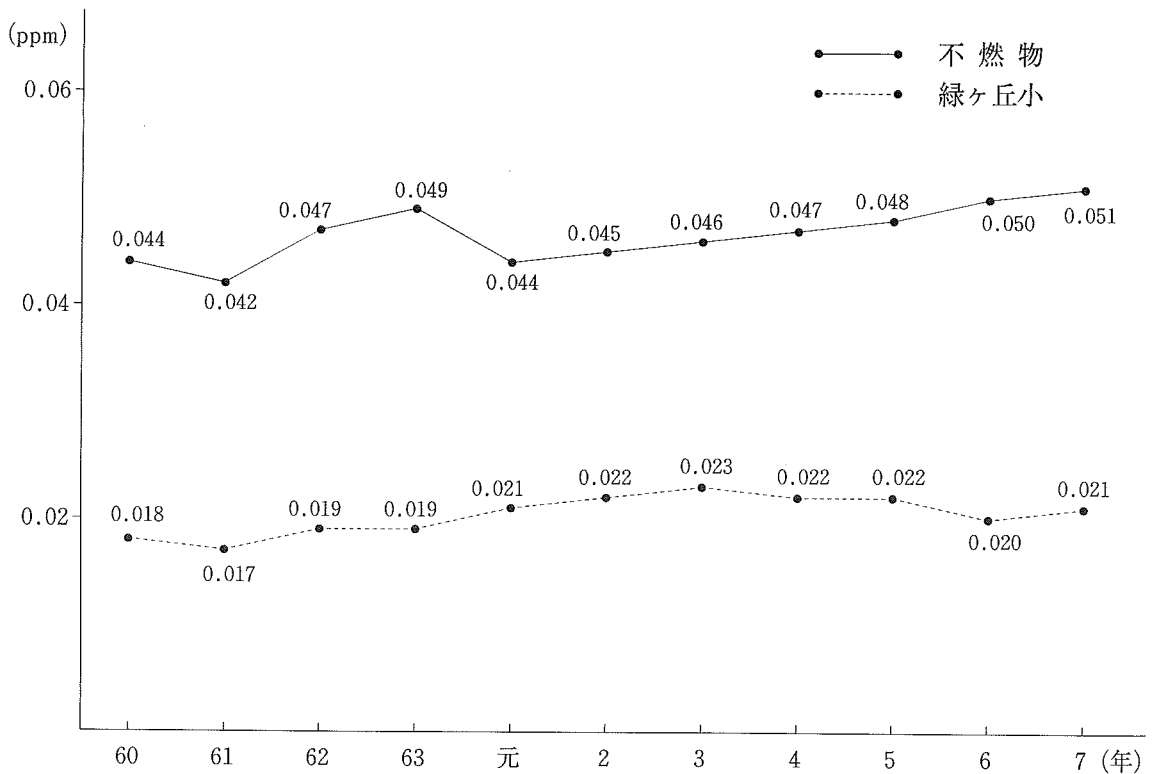
窒素酸化物経年変化(1時間値の年平均値)

(図-28)



NO<sub>2</sub> 経年変化(1時間値の年平均値)

(図-29)



自動測定機によるオキシダント濃度測定結果

(表-21)

測定局名		測定年月												全期間
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
玉川中学校	1時間値の最高値	0.111	0.125	0.081	0.068	0.206	0.107	0.087	0.051	0.044	0.052	0.063	0.084	0.206
	1時間値の平均値	0.035	0.034	0.024	0.010	0.038	0.024	0.020	0.018	0.017	0.021	0.028	0.032	0.025
	日最高1時間値の平均値	0.058	0.057	0.047	0.024	0.084	0.048	0.042	0.034	0.031	0.039	0.045	0.055	0.047
	環境基準を超えた日数	11	12	8	2	17	6	5	0	0	0	1	9	71
上荻野小学校	1時間値の最高値	0.111	0.086	0.063	0.075	0.169	0.067	0.087	0.054	0.049	0.050	0.066	0.086	0.169
	1時間値の平均値	0.042	0.034	0.020	0.013	0.037	0.020	0.022	0.018	0.021	0.022	0.030	0.033	0.026
	日最高1時間値の平均値	0.066	0.056	0.040	0.030	0.082	0.040	0.044	0.033	0.033	0.037	0.044	0.054	0.047
	環境基準を超えた日数	23	13	1	2	20	3	7	0	0	0	1	7	77
北小学校	1時間値の最高値	0.070	0.083	0.052	0.138	0.114	0.087	0.079	0.086	0.045	0.051	0.054	0.070	0.138
	1時間値の平均値	0.026	0.013	0.010	0.013	0.017	0.016	0.011	0.010	0.011	0.016	0.020	0.021	0.015
	日最高1時間値の平均値	0.049	0.028	0.022	0.036	0.041	0.040	0.026	0.024	0.025	0.032	0.038	0.041	0.034
	環境基準を超えた日数	4	1	0	6	7	7	1	1	0	0	0	1	28

自動測定機による窒素酸化物濃度測定結果(二酸化窒素)

(表-22)

測定局名		測定年月												全期間
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
不燃物処理場跡地	1時間値の最高値	0.121	0.135	0.132	0.108	0.116	0.126	0.137	0.096	0.136	0.135	0.145	0.109	0.145
	1時間値の平均値	0.056	0.051	0.052	0.042	0.046	0.048	0.050	0.047	0.057	0.051	0.058	0.055	0.051
	日平均値の最高値	0.083	0.076	0.073	0.069	0.073	0.072	0.071	0.068	0.079	0.081	0.086	0.075	0.086
	日平均値0.06ppmを超えた日数	12	9	6	2	6	5	4	2	16	10	12	13	97
緑ヶ丘小学校	1時間値の最高値	0.069	0.049	0.054	0.057	0.043	0.070	0.090	0.069	0.099	0.068	0.144	0.066	0.144
	1時間値の平均値	0.017	0.015	0.017	0.019	0.013	0.017	0.021	0.024	0.029	0.025	0.028	0.022	0.021
	日平均値の最高値	0.036	0.030	0.031	0.034	0.021	0.027	0.039	0.039	0.059	0.040	0.060	0.035	0.060
	日平均値0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 光化学スモッグ

昭和45年東京都に発生した光化学スモッグは、翌昭和46年厚木市の玉川中学校の生徒にも被害が発生し、全国的に大きな社会問題となった。

光化学スモッグ発生メカニズムは十分解明されたとはいえないが、工場や自動車の排ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系物質が太陽の紫外線のもとで光化学反応を起こし、二次的産物である光化学オキシダントを生成し、これが光化学スモッグの原因となり目やのどに対する刺激や、植物が枯れる等の被害が発生するといわれている。

光化学スモッグの発生は気象条件に左右されやすく、次のような条件が重なる夏期は特に発生しやすい。

- ・天候が晴れて日射量が多い
- ・風速が3 m/秒未満
- ・最高気温が25℃以上
- ・視界が悪く4～6 km以下

光化学スモッグ緊急時の発令基準

(表-23)

予 報			注 意 報	警 報	重大緊急時警報
前 日 (午後5時)	当 日 (午前10時)	特 別 (随時)			
注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき			1時間値0.12ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値0.24ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値0.4ppm以上である大気汚染の状態になったとき

① 光化学スモッグ注意報等発令状況

神奈川県では4月から10月までの7か月間をスモッグの発令期間としている。

平成7年度は県下に13回緊急措置(注意報)が発令され、うち厚木市の属する県央地域には10回発令された。

7年度は、5月から7月中旬までの間、晴天の日が少なく特に6月は低温傾向が続いた。7月下旬に梅雨が明け、日射も強く猛暑となったため注意報の発令日がこのころに集中した。

県下における発令回数は毎年10回前後の発令を繰り返しており、予断の許さない状況といえる。なお、4年度以降は市内において被害者は出ていない。

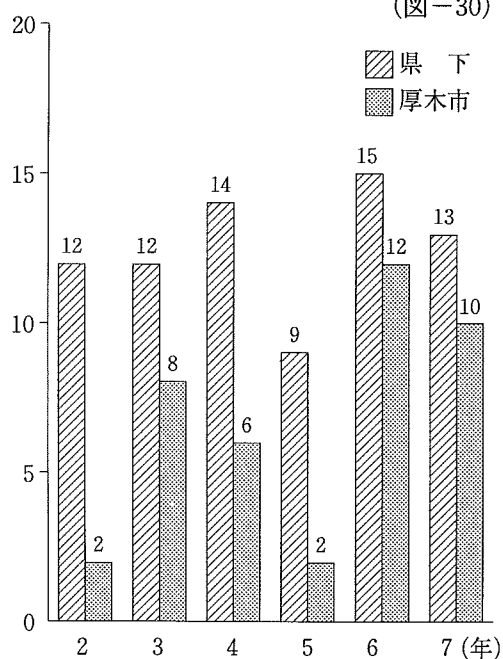
※ 県央地域とは、厚木市・相模原市・座間市・大和市・伊勢原市・秦野市・海老名市・綾瀬市・愛川町を総称する。

光化学スモッグ注意報等発令状況(県央地域)

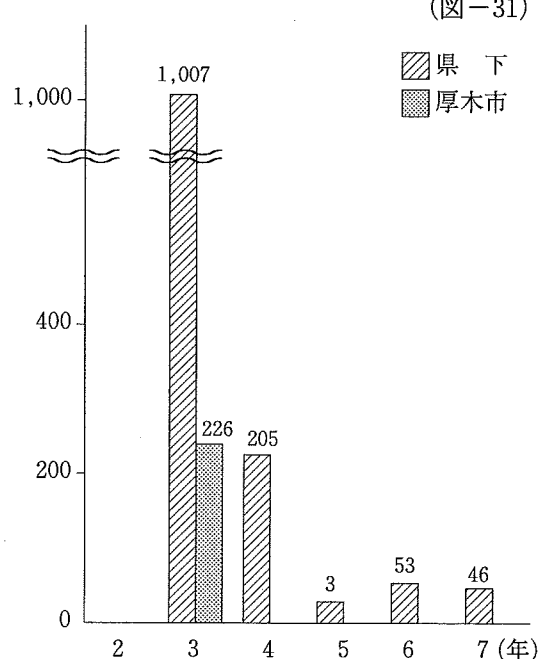
(表-24)

回数	発令日	発令時間 解除時間	発令場所	Ox 最高濃度	
				(ppm)	時間
1	7月25日	15:20~17:20	相模原市橋本	0.141	15:00
2	7月26日	15:20~17:00	相模原市役所	0.121	15:00
3	8月1日	15:20~17:20	相模原市役所	0.122	16:00
4	8月2日	14:20~17:20	厚木市役所	0.148	16:00
5	8月4日	14:20~17:20	相模原市役所	0.145	16:00
6	8月5日	14:20~17:20	相模原市役所	0.137	15:00
7	8月8日	13:20~15:20	相模原市橋本	0.133	14:00
8	8月9日	12:20~14:20	相模原市橋本	0.122	12:00
9	8月19日	15:20~18:00	愛川町角田	0.153	16:00
10	8月20日	13:20~15:00	相模原市橋本	0.124	13:00

光化学スモッグ注意報等発令回数の推移  
(図-30)



光化学スモッグによる被害状況の推移  
(図-31)



## ② 光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県では、昭和46年5月「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を定め、緊急時の体制を整備するとともに、47年6月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定施行した。厚木市においても、昭和46年7月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定め、その後、更にこの体制を強化するため、昭和58年4月に全面改正を行い、新たに「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、県から注意報等の緊急時措置が発令された際の被害防止の措置を定めている。

市は、緊急時措置発令の情報を県からテレファックス(自動伝送措置で、市環境総務課内に設置)により受けた場合、それを市民に迅速かつ的確に周知し、光化学スモッグによる被害防止措置を早急に実施する必要がある。

このため、市では、次のような方法で情報の周知を図っている。

[一般市民]

- 防災行政無線による放送  
市内265か所に設置された無線網を使用する。これは、昭和57年度から運用を開始したものである。
- 「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板の掲示  
市内29か所に表示板を掲出する。  
表示場所は次のところ。市庁舎、市消防本部、総合福祉センター、市保健センター(婦人会館)、市役所駅連絡所(本厚木駅)、市荻野運動公園、市文化会館、市営グラウンド、市営玉川野球場、市七沢自然教室、市中央図書館、市立公民館(12館)、市農協依知・相川支所、イトーヨーカ堂厚木店、マツザカヤストア(緑ヶ丘団地)、スーパーカナガワ(及川団地)
- 県テレホン・サービス [電話番号(0463)24-3322]  
緊急時措置発令等の情報を刻々とわかりやすく的確に知らせるため、テレホン・サービス装置を設置してある。
- 報道機関に対する情報提供  
[学校・保育所(園)・幼稚園]
- 小・中学校への周知  
環境総務課から教育委員会学務課を通じて周知する。なお、市域内の高校へは、県大気保全課が県学校担当組織により周知する。
- 保育所(園)  
環境総務課から児童福祉課を通じて周知する。
- 幼稚園  
環境総務課から周知する。

緊急時等の措置

(表-25)

予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時 警 報
前 日	当日及び特別			
<p>1 ばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること</p> <p>(2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その排出防止に努めることについて協力を要請する。</p> <p>2 一般県民に対し</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に対し、ばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。</p>	<p>第一種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) 原則として、通常燃料使用量の20%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)は、その排出防止に努めることを勧告する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。</p> <p>3 自動車使用者に対し、必要に応じ、発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、</p> <p>(1) 自動車の使用、外出の自粛</p> <p>(2) 学童、生徒の過激な運動の自粛を要請する。</p>	<p>第二種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) 原則として、通常燃料使用量の25%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)は、その排出防止に努めることを勧告する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。</p> <p>3 自動車使用者に対し、必要に応じ、発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、</p> <p>(1) 自動車の使用、外出の自粛</p> <p>(2) 学童、生徒の過激な運動の中止を要請する。</p>	<p>第三種措置</p> <p>1 ばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) 原則として、通常燃料使用量の40%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとるを命令する</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)は、その作業の中止を勧告する。</p> <p>2 必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 外出の自粛</p> <p>(3) 学童、生徒の屋外運動の中止を要請する。</p>

(6) 酸性雨(湿性大気汚染)

酸性雨は、工場・自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が上空で移流拡散する間に硫酸や硝酸等の物質に変換され、それらが雨水に取り込まれることにより起こるといわれている。

一般に大気の正常な地域に降る雨水の酸性度(pH)は、大気中の二酸化炭素により雨水が飽和されることから、pH5.6程度になるといわれ、それよりも低い値を示す雨水を酸性雨と呼んでいる。

神奈川県では昭和49年から調査を開始。毎年県下の雨水を採取・分析する酸性雨実態調査を被害の発生しやすい梅雨時期に行ってきた。本市ではその調査に協力する形で当初より参加している。

・市内の調査状況

期 間 平成7年6月15日～7月15日

測定場所 市庁舎屋上

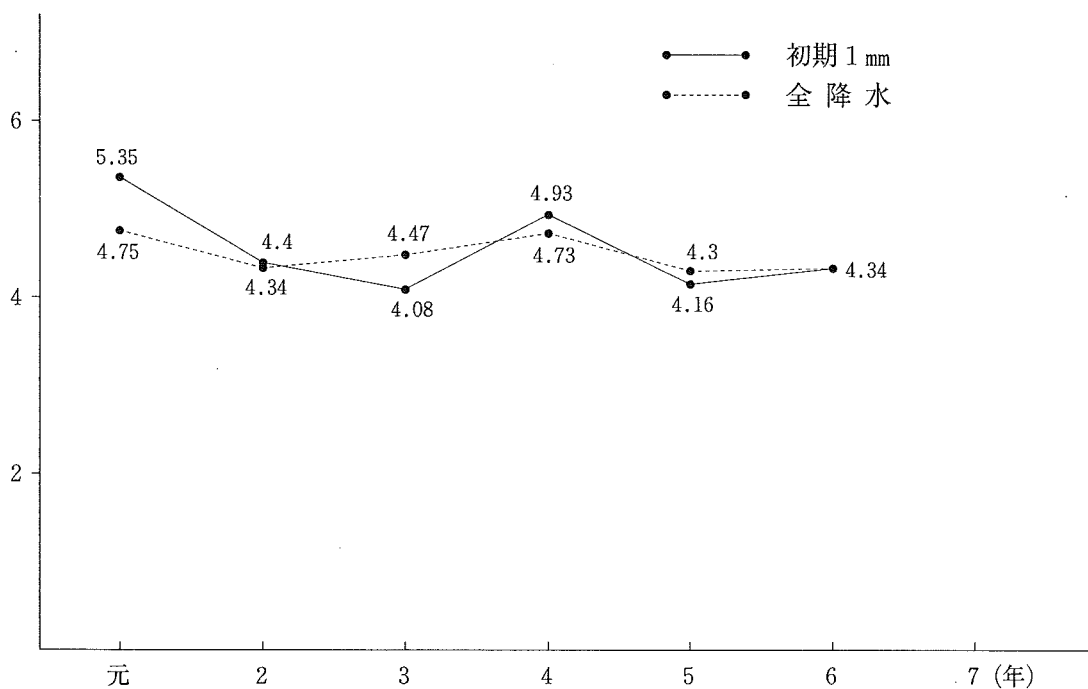
測定結果 表-26のとおり

(表-26)

場 所	採 取 方 法	測定回数	pH		
			最 低	最 高	加重平均
市庁舎屋上	初期1mm降水	12	3.70	5.95	4.34
	1降水全量	12	3.74	5.80	4.34

酸性度の経年推移

(図-32)





(7) 燃料抜取り調査(重油抜取り調査)

硫黄酸化物による大気汚染は、法・条例の規制により、各工場などからの排出量が個々に定量化され、また低硫黄含有燃料への切り替え等により、大幅に改善されてきている。

この調査は、県公害防止条例に規定する排煙発生施設を有する工場等で燃料に重油を使用しているところを対象に、硫黄酸化物排出規制値の遵守の有無及び申請値以下の硫黄分の重油を使用しているかについて調査をしたものである。

- ・調査期間 平成8年1月10日～2月9日
- ・対象工場数 59社
- ・分析方法 予告なしの抜き取り方法で、非分散けい光エックス線分析
- ・調査結果 7年度は59社を対象に調査をしたところ、硫黄酸化物排出規制及び申請値以上の硫黄分を含む重油を使用していた工場が1社あった。しかし違反工場を含むすべての工場で0.5%未満の重油を使用しており、低硫黄分燃料使用の企業努力がうかがえる。なお、申請値以上の重油を使用していた工場には文書による改善指示を行った。

(表-27)

硫黄分含有量	申請硫黄分工場数	測定結果工場数
0.1%未満	6	51
0.1～0.3%未満	6	7
0.3～0.5%未満	23	1
0.5～0.7%未満	22	0
0.7～1.0%未満	2	0
1.0%以上	0	0
計	59	59

### 3 水 質 汚 濁

#### (1) 概 況

我が国における水質汚濁に関する法律は、昭和33年12月に「水質保全法」及び「工場排水法」の旧水質二法が制定されたのが始まりである。

その後、昭和42年に「公害対策基本法」が制定され、環境基準を目標とした計画的かつ総合的な公害行政の進むべき方向が示された。また、同年12月に「水質汚濁防止法」が、公共用水域の水質保全のための総合立法として制定された。

市内には県民の飲料水、農業用水、あるいはレクリエーションの場としてなど広く利用されている相模川を始め、その支流の中津川、小鮎川、荻野川、恩曾川及び玉川の中小6河川が流れており、寒川取水堰より上流の相模川水域は、特に水質の保全が要求される地域として法や条例により、工場等の排水が厳しく規制されている。

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長時代に伴う相次ぐ工場進出により、深刻化していた水質汚濁の問題も、法の整備強化や企業の積極的な排水対策の実施により、有害物質による汚染は改善され、問題のない状況になっている。しかし、公共下水道の普及が促進されているにもかかわらず、有機性汚濁や大腸菌による汚染状況はここ数年微増の傾向を示している。

この原因としては、生活系排水や畜産汚水といった直接的な原因から、森林の伐採、舗装域の拡大、農地の減少等による保水量の減少、あるいは、治水を主体とした河川構造等の問題など間接的な原因が複合的に作用した結果と思われ、河川の水質浄化対策を一層困難なものとしている。

#### ① 水質汚濁に係る環境基準

- 人の健康の保護に関する基準(健康項目)

(表-1)

項 目	評 価 基 準	項 目	評 価 基 準
カドミウム	0.01 mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
6価クロム	0.05 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下		

- 生活環境の保全に関する基準  
相模川中流(城山ダムから寒川取水堰まで)

(表-2)

類 型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下

※本市にかかわる水域に限定

## (2) 河川水質調査

本市における相模川水域は環境基準の類型上A類型であり、特に水質保全が要求されている。そのため、本市では、汚濁状況の把握と今後の対策に資するため、相模川を含む主要6河川及び流入7河川について最大46項目について水質調査を実施した。

調査日(採水日)

第1回(春季)平成7年5月18日      第2回(夏季)平成7年8月29日  
第3回(秋季)平成7年11月28日      第4回(冬季)平成8年2月13日

採水地点

相模川、中津川の上・下流、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の上・中・下流及びその流入河川(山際川、善明川、真弓川、華巖排水路、干無川、尼寺排水路、細田川)

### ○相模川

相模川は源を遠く富士山麓の山中湖に発しており、山梨県南部から神奈川県に入り、相模湖、津久井湖を経て相模川となり、厚木市内で中津川、小鮎川、玉川と合流し平塚市沿い内を流下し相模湾に流入している。

相模川が本市域を流下する延長距離は約16kmであるが、この河川は上水道、農業用水、漁業、レクリエーション等多方面に利用されており、特に県民の水ガメとして相模湖、津久井湖で取水するほかに下流の寒川で取水しているため、一層の水質保全が要求されている。

7年度の測定結果を環境基準と比較すると、健康項目は上下流ともすべて基準を満足していた。また、生活環境項目を年4回測定した平均値で環境基準と比較してみると、大腸菌群数は上下流とも超えているが、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)及び溶存酸素量(DO)は基準を満足していた。

なお、流入河川の山際川ではBODが高く生活排水の汚濁が相模川の水質に悪影響を及ぼしている。

※ 環境基準は日間平均値で定められているが、測定値は任意の時間における測定であり、環境基準との正確な比較はできない。

### ○中津川

中津川は丹沢山塊の唐沢堰、布川、本谷川、塩水川、青藤沢、矢田沢、川音川、宮ヶ瀬金沢、早戸川等の集水を源としており、清川村、愛川町を経て厚木市に入り、途中で善明川

を合流し相模大橋の上流地点で相模川に合流している。相模川支流の中ではもっとも水量が豊富で、水質状況も良好であるため、漁業、農業用水等に利用されるとともに、中津溪谷等の景観を作りレクリエーションの場として広く利用されている。

7年度の結果は、健康項目は上下流ともすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が上下流とも超えているが、pH、BOD、SS、及びDOは基準を満足し、相模川とほぼ同様の結果であった。

なお、中津川に流入する善明川では、冬期にBODが超えているものの年々改善の傾向が見られている。

※ 環境基準は相模川に設定されているものであるが、当市の河川はいずれも相模川に流入しているため、環境基準を目標値とし比較したもの。以下同じ。

#### ○荻野川

荻野川は厚木市北部の西山が源となり途中で真弓川と合流し南東へ流下し、小鮎川に流入する河川である。この河川は小河川であり水量も少なく、流域で少量の汚濁が流入しても大きな影響を受ける場合も多い。

7年度の結果は、健康項目はすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が冬期を除いて環境基準を超えていた。また、下流でpHが秋期と冬期に基準を超えていた。BODについては水量の少なくなる冬期に若干高い値であるが、年平均値では基準を満足していた。その他SS等も基準を満足し、水量の少ない河川としては良好な結果となっている。

途中流入する真弓川は大腸菌群数は超えているものの良好な水質を保って荻野川に流入している。

#### ○小鮎川

小鮎川は清川村の山峰山塊の8か所の沢と、谷太郎川、柿の木平川、法論川の3河川を源として東に流下して厚木市に入り、途中荻野川、干無川と合流して相模川へ流入している。

7年度の結果は、健康項目はすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数がすべての地点で超えていた。上流地点ではBODが春期を除いて超過しており、特に水量の少なくなる冬期はSSとともに高い数値となっている。また、中流域の調査でもBODが基準を超えていた。

途中流入する干無川は春、夏期にBODが若干高いが、良好な結果となっている。上流域で流入する華巖排水路についても良好な水質を保っていた。

#### ○恩曾川

恩曾川は白山を水源として南東に流下し、相川地区の八木間で玉川に合流している6河川中最も小さい河川であり、延長距離は約7km弱である。この河川は主に農業用水として利用されているが、途中畜産関係の排水や都市下水路も流入している。

7年度の結果は、健康項目はすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が上流地点の秋・冬期を除いて超えていた。下流でBODが若干高く、年平均値でも基準を満足することができなかった。また、中流域の調査においてもBODが高い結果となっている。

中流域で流入する尼寺排水路は、都市下水路であり生活排水も多く混入しているため、水質的にはかなり不安定な状況にあり、流入後、恩曾川に悪影響を及ぼしている。

○玉川

玉川は二の足沢、山の神沢を源に七沢川となり、七沢の奨学橋付近で大山北部からの日向川、細田川と玉川地区で合流、愛甲を経て相川地区の八木間で恩曾川と合流し、下流の酒井橋下で相模川に流入している。

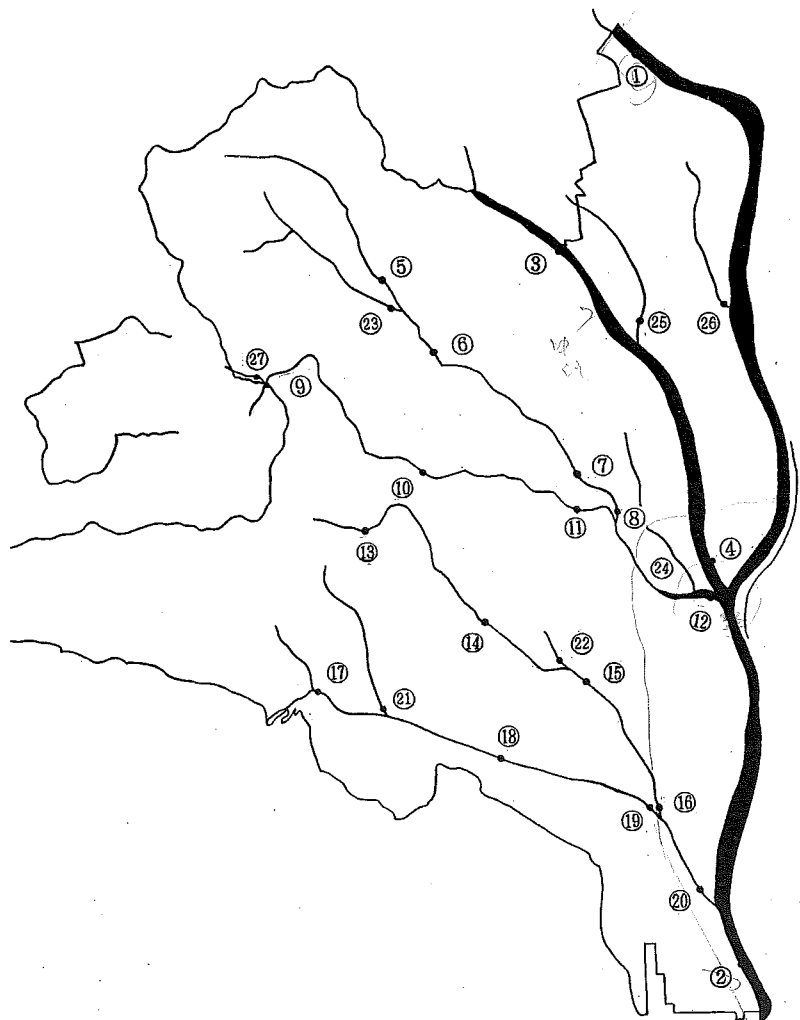
7年度の結果は、健康項目はすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数がすべての地点で超えており、下流においては、秋、冬期にBODが高くなっていた。その他のDO、SSは基準を満足していた。また中流域においても冬期にBODが若干高いものの良好な結果となっている。

流入河川の細田川は冬期にBODが高いものの良好な水質であった。

(図-1)

河川採水地点

採水地点	河川名
① 水管橋下	相模川
② ヤマハ発動機裏	
③ 才戸橋上流30m先	中津川
④ 第一鮎津橋下	
⑤ 上荻野5755番地先	荻野川
⑥ 権現堂橋	
⑦ 十二天橋	
⑧ 小鮎川合流前	
⑨ 旧華巖橋下	小鮎川
⑩ 久保橋下	
⑪ 小鮎橋下	
⑫ 第二鮎津橋下	恩曾川
⑬ 上古沢1712番地先	
⑭ 温水字上耕地先	
⑮ 地藏橋	玉川
⑯ 新八木間橋下	
⑰ 日向川・七沢川合流点下流20m先	
⑱ 川久保橋下	細田川
⑲ 八木間橋下	
⑳ 酒井橋下	尼寺排水路
㉑ 玉川流入前	
㉒ 恩曾川流入前	真弓川
㉓ 荻野川流入前	
㉔ 小鮎川流入前	干無川
㉕ 中津川流入前	
㉖ 相模川流入前	山際川
㉗ 小鮎川流入前	
㉘ 華巖排水路	



(表-3-1)

項 目	河川名 測定地点 年月日 環境基準	相 模 川							
		上 流 (水管橋下)				下 流 (ヤマハ発動機裏)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	17.0	25.0	12.0	10.0	19.0	25.5	11.0	9.5
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	>50	>50	35.0	>50	>50	>50
pH	6.5以上8.5以下	7.9	8.1	8.2	8.9	7.8	7.9	7.8	8.5
BOD (mg/l)	2以下	1.2	0.8	1.2	2.3	1.4	1.0	1.8	2.6
COD (mg/l)		2.0	1.4	1.6	2.3	2.6	1.8	2.1	3.0
SS (mg/l)	25以下	8	6	3	2	16	4	3	4
DO (mg/l)	7.5以上	10.6	9.1	11.9	14.8	10.0	8.6	11.5	14.1
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.1×10 <sup>3</sup>	7.0×10 <sup>3</sup>	1.4×10 <sup>3</sup>	1.7×10 <sup>3</sup>	3.1×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>4</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>	2.4×10 <sup>3</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	0.5
全 り ん (mg/l)	—	0.071	0.38	0.024	0.046	0.083	0.076	0.052	0.080
りん酸性りん (mg/l)	—	0.07	<0.01	<0.01	0.01	0.08	0.05	0.05	0.05
全 窒 素 (mg/l)	—	1.3	1.2	1.4	1.4	2.2	1.4	2.1	1.7
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.02	<0.01	0.01	0.01	0.03	<0.01	0.02	0.03
硝酸性窒素 (mg/l)	—	1.1	0.7	0.6	0.7	1.5	1.0	1.2	1.1
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	ND	—	—	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜 鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	0.019	—	0.016	—	0.023	—	0.019
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	0.014	—	ND	—	0.012
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふ っ 素 (mg/l)	—	ND	ND	ND	0.1	ND	ND	ND	0.1
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(ND)は不検出 以下同じ

(表-3-2)

項 目	環境 基準	河川名		中 津 川							
		測定地点		上 流 (才戸橋上流30m先)				下 流 (第一鮎津橋下)			
		年	月 日	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	—	—	17.0	25.0	11.5	9.0	16.5	22.5	13.0	11.0
透 視 度 (cm)	—	—	—	28.5	>50	>50	>50	29.0	>50	>50	>50
P H	6.5以上8.5以下	—	—	7.8	8.2	8.5	8.4	7.7	7.6	7.5	7.5
B O D (mg/l)	2 以下	—	—	<0.1	0.8	1.6	1.6	1.0	0.8	1.5	2.0
C O D (mg/l)	—	—	—	1.4	0.6	1.8	2.1	1.2	0.6	1.4	2.0
S S (mg/l)	25以下	—	—	23	3	<1	1	24	5	1	2
D O (mg/l)	7.5以上	—	—	10.0	8.7	11.3	13.1	10.0	8.1	10.0	9.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	—	—	7.0×10 <sup>2</sup>	1.3×10 <sup>4</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>	2.2×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>	4.9×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>2</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5
全 り ん (mg/l)	—	—	—	0.057	0.028	0.034	0.049	0.065	0.031	0.10	0.13
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	0.05	<0.01	0.01	0.01	0.06	<0.01	0.07	0.08
全 窒 素 (mg/l)	—	—	—	1.0	1.2	1.4	1.1	1.1	1.5	1.7	1.6
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.4
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	<0.01	<0.01	0.02	0.02	<0.01	<0.01	0.03	0.02
硝 酸 性 窒 素 (mg/l)	—	—	—	0.8	0.9	0.7	0.6	1.0	1.0	0.7	0.8
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	—	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	0.017	—	0.006	—	ND	—	ND
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1 以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(表-3-3)

項 目	河 川 名	測 定 地 点	荻 野 川							
			上 流				下 流			
			(上荻野5755番地先)				(小鮎川合流前)			
環 境 基 準	年 月 日	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	
水 温 (°C)	—	—	17.0	21.0	5.0	3.5	20.0	23.0	14.0	12.0
透 視 度 (cm)	—	—	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
P H	6.5以上8.5以下	—	7.8	8.1	7.6	7.7	7.8	8.4	8.9	9.0
B O D (mg/l)	2以下	—	1.9	0.8	2.4	6.4	1.4	2.0	1.7	2.9
C O D (mg/l)	—	—	2.4	1.6	3.9	9.8	2.2	1.9	2.2	3.4
S S (mg/l)	25以下	—	4	<1	1	1	9	2	1	4
D O (mg/l)	7.5以上	—	9.9	10.4	9.0	7.8	9.6	9.6	13.2	15.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	—	1.7×10 <sup>4</sup>	1.1×10 <sup>4</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	3.3×10 <sup>2</sup>	9.4×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>5</sup>	1.3×10 <sup>5</sup>	7.9×10 <sup>2</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5
全 り ん (mg/l)	—	—	0.077	0.047	0.17	0.39	0.071	0.047	0.10	0.078
り ん 酸 性 り ん (mg/l)	—	—	0.07	<0.01	0.15	0.29	0.07	<0.01	0.06	0.06
全 窒 素 (mg/l)	—	—	2.9	2.8	3.2	4.4	2.5	1.2	2.7	3.5
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	<0.1	<0.1	0.5	3.4	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	0.03	0.02	0.11	0.11	0.02	<0.01	0.04	0.06
硝 酸 性 窒 素 (mg/l)	—	—	2.3	2.2	1.6	<0.5	2.4	0.8	2.1	2.2
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	ND	—	—	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	ND	—	0.02	—	ND	—	ND
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	ND	—	0.011	—	ND	—	0.025
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	0.015	—	0.052	—	0.008	—	0.005
溶 解 性 マ ン ガ ン (mg/l)	—	—	—	ND	—	0.16	—	ND	—	ND
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND



(表-3-4)

項 目	測 定 地 点 環 境 基 準 年 月 日	荻 野 川							
		中 流 1 (権現堂橋下)				中 流 2 (十二天橋)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	17.0	22.0	13.0	11.0	18.0	22.0	13.0	12.0
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	46.0	>50	>50	>50	>50	>50
P H	6.5以上8.5以下	7.8	7.4	8.0	8.4	7.7	7.5	7.7	7.9
BOD (mg/l)	2以下	1.6	1.9	2.6	5.7	1.4	0.7	1.6	2.4
COD (mg/l)		2.0	2.0	2.9	5.6	1.8	1.0	1.5	2.1
SS (mg/l)	25以下	5	2	10	5	5	2	2	2
DO (mg/l)	7.5以上	10.0	7.5	10.9	13.3	9.8	7.5	10.4	12.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.9×10 <sup>3</sup>	2.8×10 <sup>5</sup>	3.5×10 <sup>4</sup>	5.4×10 <sup>4</sup>	1.8×10 <sup>4</sup>	2.2×10 <sup>4</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>	2.6×10 <sup>3</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	0.057	0.052	0.069	0.14	0.048	0.034	0.046	0.089
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	1.9	3.0	2.8	3.4	2.4	1.9	3.2	3.9
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベ ン ゼ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

(表-3-5)

項 目	河川名 測定地点 年月日 環境基準	小 鮎 川							
		上 流 (旧華巖橋下)				下 流 (第二鮎津橋下)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	15.0	22.0	8.0	5.0	16.0	24.0	10.0	7.0
透 視 度 (cm)	—	39.0	47.5	26.0	12.0	>50	>50	35.5	27.5
P H	6.5以上8.5以下	7.8	7.6	9.2	7.8	7.7	8.1	7.9	7.8
BOD (mg/l)	2以下	1.6	6.2	7.6	26	1.6	2.2	1.5	3.6
COD (mg/l)		2.4	6.8	9.0	23	2.4	1.7	3.2	4.9
S S (mg/l)	25以下	15	10	38	93	11.0	2	20.0	27
DO (mg/l)	7.5以上	9.9	6.6	10.5	11.0	10.0	9.1	11.4	12.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.1×10 <sup>4</sup>	2.4×10 <sup>4</sup>	7.0×10 <sup>3</sup>	1.4×10 <sup>4</sup>	4.9×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>4</sup>	2.7×10 <sup>3</sup>	1.7×10 <sup>3</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5
全 り ん (mg/l)	—	0.13	1.1	1.2	2.6	0.15	0.091	0.24	0.65
りん酸性りん (mg/l)	—	0.12	0.90	0.79	1.7	0.12	0.08	0.18	0.58
全 窒 素 (mg/l)	—	2.7	5.3	8.0	14.0	1.7	1.7	3.5	5.6
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	0.1	1.6	3.3	8.4	<0.1	<0.1	0.1	1.7
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.04	0.38	0.08	0.04	0.04	<0.01	0.06	0.07
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.1	1.9	1.2	0.9	1.6	1.0	2.3	2.4
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	ND	—	—	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	0.01	—	ND	—	ND
亜 鉛 (mg/l)	—	—	0.021	—	0.089	—	ND	—	0.012
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	0.032	—	0.46	—	0.012	—	0.073
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	0.016	—	0.070	—	ND	—	0.030
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふ っ 素 (mg/l)	—	ND	ND	ND	0.1	ND	ND	ND	ND
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(表-3-6)

項 目	河 川 名 測 定 地 点 環 境 基 準 年 月 日	小 鮎 川							
		中 流 1 (久 保 橋 下)				中 流 2 (小 鮎 橋 下)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	15.0	24.0	9.0	7.0	16.0	20.0	10.0	10.0
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
P H	6.5以上8.5以下	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6	7.1	7.3	7.1
BOD (mg/l)	2 以下	1.6	2.4	4.1	8.4	1.6	1.2	2.6	2.6
COD (mg/l)		2.2	4.6	5.9	9.4	2.1	0.7	4.4	3.8
S S (mg/l)	25以下	9	7	4	14	10.0	2	3	3
DO (mg/l)	7.5以上	10.2	7.0	10.4	12.0	10.0	9.9	9.8	9.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	7.9×10 <sup>3</sup>	4.9×10 <sup>4</sup>	2.2×10 <sup>4</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>4</sup>	2.4×10 <sup>4</sup>	2.2×10 <sup>3</sup>	2.4×10 <sup>3</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	0.17	0.94	0.89	1.4	0.15	0.065	0.68	0.62
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	2.8	4.1	6.2	7.4	2.6	1.8	5.0	4.7
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1 以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベ ン ゼ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

(表-3-7)

項 目	河 川 名 測 定 地 点 環 境 基 準 年 月 日	恩 曾 川							
		上 流 (上古沢1712番地先)				下 流 (新八木間橋下)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	17.0	20.5	11.0	9.0	20.0	26.0	10.0	9.0
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	>50	>50	29.0	>50	>50	>50
P H	6.5以上8.5以下	7.7	7.5	7.8	7.9	7.6	8.0	7.7	7.9
BOD (mg/l)	2以下	1.1	1.0	1.2	1.6	3.7	1.4	2.6	4.2
COD (mg/l)		2.2	0.5	1.2	1.0	5.2	3.4	5.9	6.4
S S (mg/l)	25以下	8	<1	<1	5	20	15	4	4
DO (mg/l)	7.5以上	10.0	7.5	10.7	11.4	8.4	8.8	8.5	10.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	7.9×10 <sup>3</sup>	4.0×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>2</sup>	4.6×10 <sup>2</sup>	1.3×10 <sup>4</sup>	7.9×10 <sup>4</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	2.2×10 <sup>4</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5
全 り ん (mg/l)	—	0.050	0.044	0.012	0.022	0.16	0.14	0.41	0.50
りん酸性りん (mg/l)	—	0.04	<0.01	<0.01	0.01	0.12	0.06	0.33	0.43
全 窒 素 (mg/l)	—	2.0	1.4	1.6	1.2	4.6	2.6	7.9	8.0
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	0.2	<0.1	0.1	0.1	0.4	<0.1	3.6	5.0
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.14	0.02	0.13	0.12
硝 酸 性 窒 素 (mg/l)	—	1.7	1.1	1.1	1.0	3.0	1.2	2.7	1.9
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	ND	—	—	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	0.01	—	ND	—	ND
亜 鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	0.012	—	0.008	—	0.009
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	ND	—	0.036	—	0.063	—	0.097
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.080
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふ っ 素 (mg/l)	—	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(表-3-8)

項 目	河 川 名 測 定 地 点 環 境 基 準 年 月 日	恩 曾 川							
		中 流 1 (温 水 字 上 耕 地 先)				中 流 2 (地 蔵 橋)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	18.0	25.0	11.0	8.5	18.0	24.5	11.0	8.5
透 視 度 (cm)	—	49.0	42.7	40.5	>50	13.5	>50	44.0	27.0
pH	6.5以上8.5以下	7.7	7.5	7.6	7.6	7.7	7.5	7.7	7.8
BOD (mg/l)	2 以下	6.0	5.0	8.2	14	4.9	2.1	6.4	8.7
COD (mg/l)		6.0	8.1	10	14	5.5	4.1	9.4	14
SS (mg/l)	25以下	9	10	12	8	56	14	14	24
DO (mg/l)	7.5以上	8.2	4.2	6.8	4.9	9.2	7.8	8.1	8.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.3×10 <sup>4</sup>	5.4×10 <sup>5</sup>	1.3×10 <sup>5</sup>	1.4×10 <sup>4</sup>	7.0×10 <sup>4</sup>	1.7×10 <sup>5</sup>	1.7×10 <sup>5</sup>	3.3×10 <sup>4</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	0.20	0.75	0.91	0.56	0.23	0.12	0.72	0.93
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	4.8	7.9	12	9.3	5.5	2.6	12	18
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1 以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベ ン ゼ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

(表-3-9)

項 目	河 川 名 測 定 地 点 環 境 年 月 日 基 準	玉 川							
		上 流 (日向川・七沢川合流点下流)				下 流 (酒井橋下)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	17.0	24.0	10.0	9.0	19.0	26.0	12.0	11.5
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	>50	>50	37.0	>50	>50	>50
PH	6.5以上8.5以下	7.8	8.0	7.9	8.1	7.7	8.1	7.8	8.2
BOD (mg/l)	2以下	1.2	1.1	3.2	2.2	2.2	2.4	3.0	3.1
COD (mg/l)		2.5	1.2	4.4	2.8	3.9	3.8	5.2	6.7
SS (mg/l)	25以下	9	2	6	4	18	7	3	3
DO (mg/l)	7.5以上	10.2	8.3	11.1	11.5	9.2	8.7	11.0	13.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.3×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>4</sup>	4.9×10 <sup>3</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5
全 りん (mg/l)	—	0.080	0.15	0.23	0.19	0.18	0.17	0.35	0.51
りん酸性りん (mg/l)	—	0.08	0.15	0.21	0.17	0.16	0.14	0.33	0.42
全 窒 素 (mg/l)	—	2.5	2.9	3.7	3.6	3.3	1.7	4.8	4.7
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	0.2	<0.1	0.6	0.3	0.3	0.4	1.0	1.7
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.02	<0.01	0.06	0.07	0.06	0.03	0.12	0.10
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.2	2.8	2.1	2.2	2.9	0.9	2.0	1.9
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	ND	—	—	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜 鉛 (mg/l)	—	—	0.014	—	0.022	—	0.009	—	0.021
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	0.021	—	0.012	—	0.11	—	0.13
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	0.009	—	0.078
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふ っ 素 (mg/l)	—	ND	ND	ND	ND	0.1	0.3	0.1	0.1
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	0.017	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.003以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チウラム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(表-3-10)

項 目	河川名 測定地点 年月日 環境基準	玉 川							
		中 流 1 (川久保橋下)				中 流 2 (八木間橋下)			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	18.0	25.5	11.0	10.0	18.0	26.5	10.0	10.0
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
pH	6.5以上8.5以下	7.8	7.4	7.9	7.8	7.8	8.0	8.0	8.4
BOD (mg/l)	2以下	1.6	0.8	2.0	4.0	2.2	1.2	1.8	3.3
COD (mg/l)	—	2.7	1.5	3.2	5.4	3.4	2.4	3.1	6.2
SS (mg/l)	25以下	12	<1	1	3	16	4	<1	5
DO (mg/l)	7.5以上	9.7	8.8	10.8	11.5	9.7	8.7	11.9	14.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.9×10 <sup>3</sup>	1.7×10 <sup>4</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	2.2×10 <sup>3</sup>	3.5×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>	2.4×10 <sup>3</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	0.037	0.032	0.15	0.23	0.030	0.048	0.17	0.34
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	1.4	1.0	3.0	4.0	2.0	1.1	2.5	3.6
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベ ン ゼ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

(表-3-11)

項 目	河川名 測定地点 年月日 環境基準	細 田 川				尼 寺 排 水 路			
		玉 川 流 入 前				恩 曾 川 流 入 前			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	18.0	23.5	13.0	11.0	19.0	23.0	14.0	11.0
透 視 度 (cm)	—	>50	46.8	>50	>50	>50	47.5	46.0	37.5
P H	6.5以上8.5以下	7.7	7.6	8.4	8.3	7.3	7.6	7.9	7.7
BOD (mg/l)	2以下	1.2	2.0	1.9	3.8	17.0	6.8	14	20
COD (mg/l)		1.7	3.5	3.5	4.7	11.0	7.9	16	18
S S (mg/l)	25以下	5	14	2	4	8	8	8	9
D O (mg/l)	7.5以上	10.0	8.9	12.2	10.7	8.2	6.7	6.7	7.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.9×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>5</sup>	4.9×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>4</sup>	2.2×10 <sup>4</sup>	2.6×10 <sup>5</sup>	2.3×10 <sup>5</sup>	9.2×10 <sup>5</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	0.031	0.078	0.023	0.13	0.37	0.39	1.1	1.1
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	2.7	2.9	1.0	2.6	5.4	7.7	14	16
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—



(表-3-12)

項 目	環境基準	河川名		真 弓 川				干 無 川			
		測 定 地 点		荻野川流入前				小 鮎 川 流 入 前			
		年 月 日		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (℃)	—	17.0	22.0	8.0	7.0	18.5	25.0	12.0	8.0		
透 視 度 (cm)	—	>50	>50	>50	>50	31.0	>50	>50	>50		
P H	6.5以上8.5以下	8.0	7.7	7.9	8.5	7.8	8.5	7.9	8.0		
B O D (mg/l)	2以下	1.0	0.9	1.7	2.2	2.0	1.8	2.1	2.8		
C O D (mg/l)		2.3	1.4	2.5	2.8	3.2	2.2	2.6	4.0		
S S (mg/l)	25以下	3	<1	<1	2	22	4	1	6		
D O (mg/l)	7.5以上	10.0	9.8	11.4	15.6	10.0	9.1	11.1	11.7		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.1×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>4</sup>	1.7×10 <sup>3</sup>	4.7×10 <sup>2</sup>	3.5×10 <sup>5</sup>	1.7×10 <sup>5</sup>	4.9×10 <sup>4</sup>	3.5×10 <sup>4</sup>		
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
全 り ん (mg/l)	—	0.057	0.15	0.13	0.056	0.099	0.053	0.13	0.087		
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
全 窒 素 (mg/l)	—	2.4	1.6	2.5	2.1	2.6	1.8	2.6	3.1		
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—		
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—		
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—		
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—		

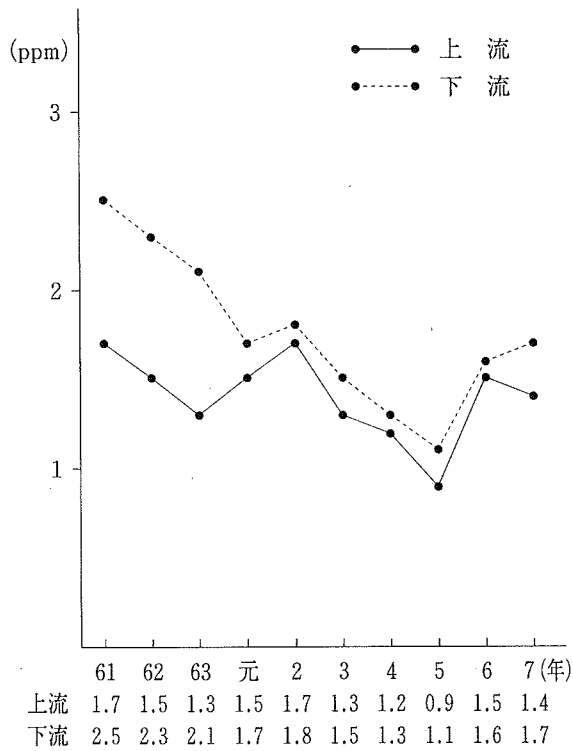
(表-3-13)

項 目	測 定 地 点 環 境 基 準 年 月 日	善 明 川				山 際 川			
		中 津 川 流 入 前				相 模 川 流 入 前			
		7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	22.0	24.5	12.0	7.0	21.0	26.0	11.0	7.0
透 視 度 (cm)	—	47.0	>50	>50	>50	39.0	>50	>50	>50
P H	6.5以上8.5以下	7.5	7.9	7.9	7.6	7.8	8.3	8.5	7.9
B O D (mg/l)	2以下	1.6	1.2	3.2	22	5.6	2.6	3.2	11
C O D (mg/l)		3.5	1.7	3.8	19	6.8	1.8	7.7	11
S S (mg/l)	25以下	18	4	<1	11	10	6	1	5
D O (mg/l)	7.5以上	8.8	8.3	12.2	7.8	9.8	9.1	12.7	12.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	7.9×10 <sup>3</sup>	4.9×10 <sup>4</sup>	1.3×10 <sup>4</sup>	1.6×10 <sup>5</sup>	1.7×10 <sup>5</sup>	5.4×10 <sup>4</sup>	7.0×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>5</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	0.070	0.035	0.20	0.16	0.18	0.10	0.18	0.49
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	1.6	2.1	7.0	9.3	2.3	1.3	2.4	6.1
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝 酸 性 窒 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

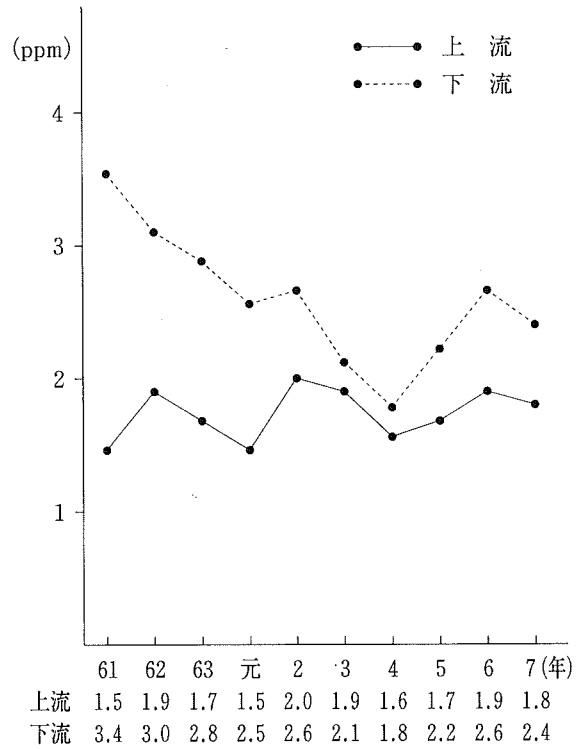
(表-3-14)

項 目	環境基準	河川名		華嚴排水路			
		測定地点		小鮎川流入前			
		年	月日	7.5.18	7.8.29	7.11.28	8.2.13
水 温 (°C)	—	—	—	15.0	21.0	10.0	7.5
透 視 度 (cm)	—	—	—	20.0	>50	>50	>50
pH	6.5以上8.5以下	—	—	8.0	8.0	7.9	8.3
BOD (mg/l)	2以下	—	—	<0.1	1.6	1.5	2.0
COD (mg/l)	—	—	—	2.0	2.6	5.4	6.9
SS (mg/l)	25以下	—	—	24	1	<1	<1
DO (mg/l)	7.5以上	—	—	10.0	7.8	10.5	10.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	—	—	3.5×10 <sup>3</sup>	7.0×10 <sup>4</sup>	2.2×10 <sup>3</sup>	7.0×10 <sup>2</sup>
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
全 り ん (mg/l)	—	—	—	0.086	0.072	0.20	0.31
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
全 窒 素 (mg/l)	—	—	—	3.9	5.4	5.7	3.3
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—
全 シ ア ン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—
6 価 ク ロ ム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—
ひ 素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—
総 水 銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
亜 鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
総 ク ロ ム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
ふ っ 素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
ニ ッ ケ ル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—
ベ ン ゼ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (mg/l)	0.003以下	—	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—
セ レ ン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—

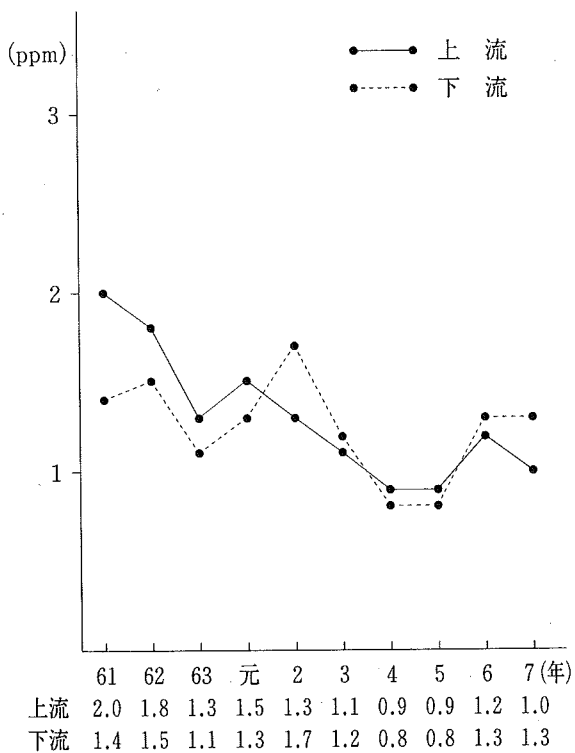
相模川BODの経年変化 (図-2-1)



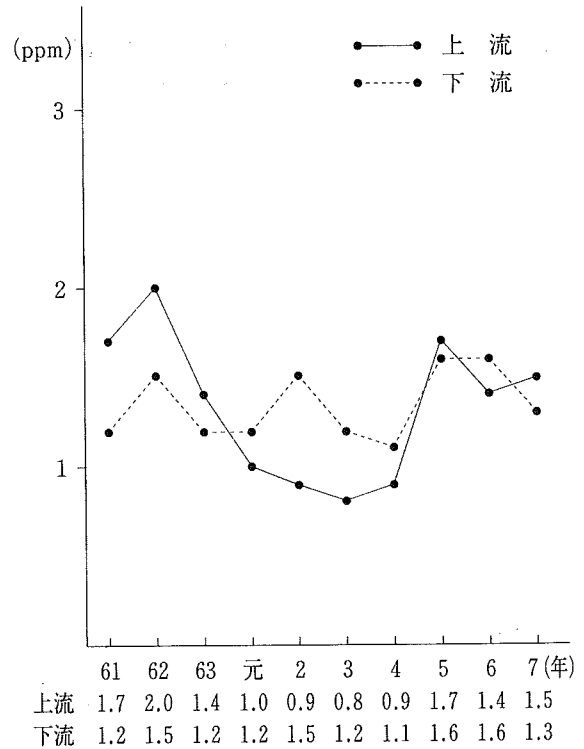
相模川CODの経年変化 (図-2-2)



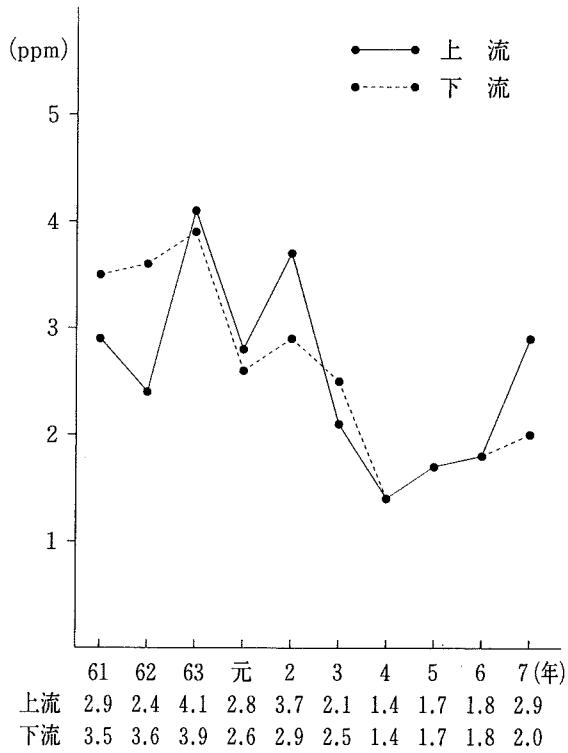
中津川BODの経年変化 (図-2-3)



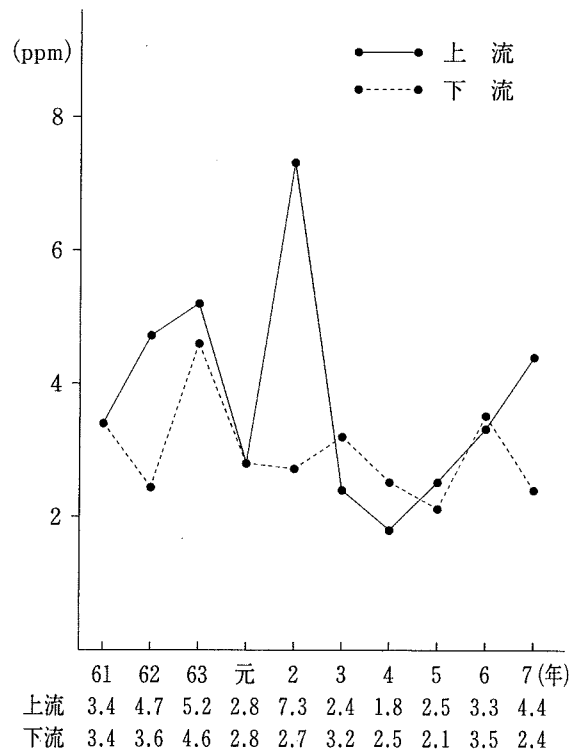
中津川CODの経年変化 (図-2-4)



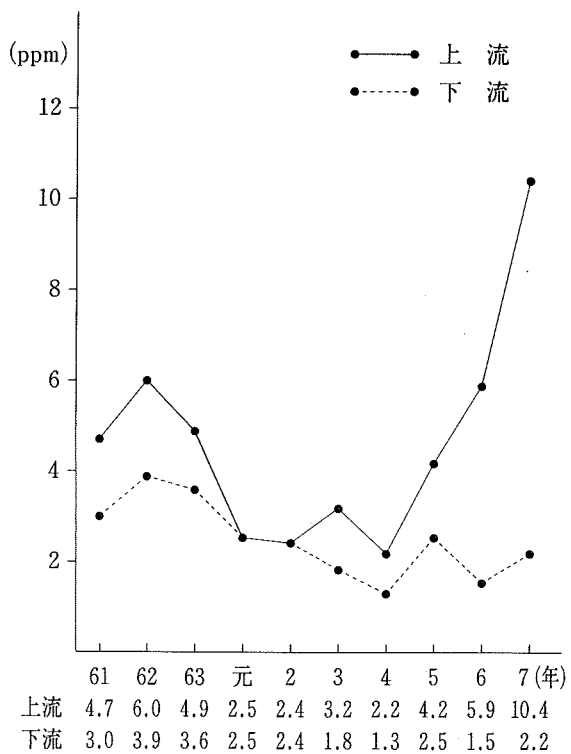
荻野川BODの経年変化 (図-2-5)



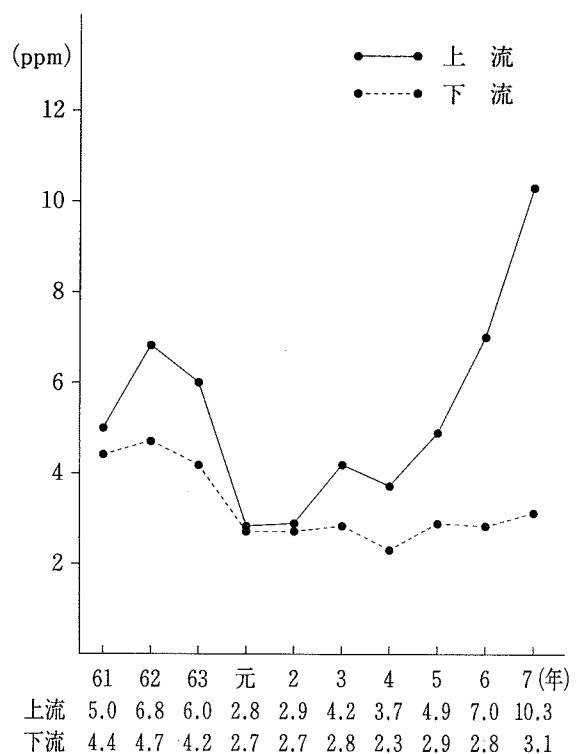
荻野川CODの経年変化 (図-2-6)



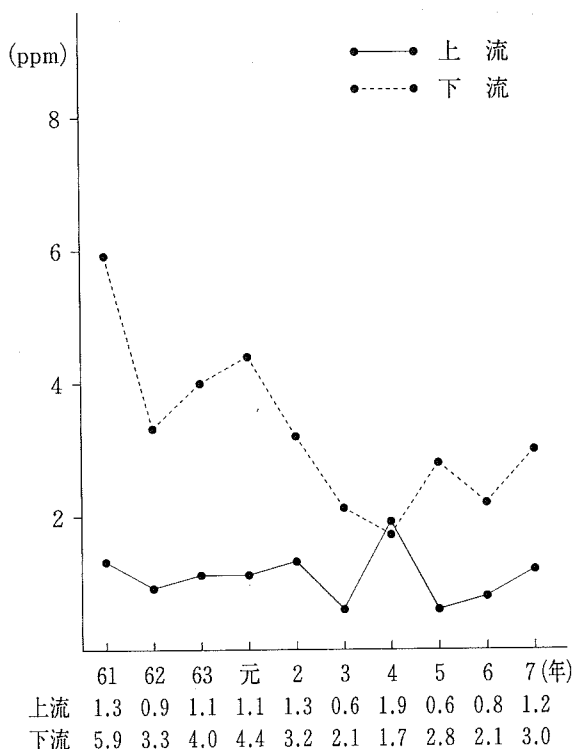
小鮎川BODの経年変化 (図-2-7)



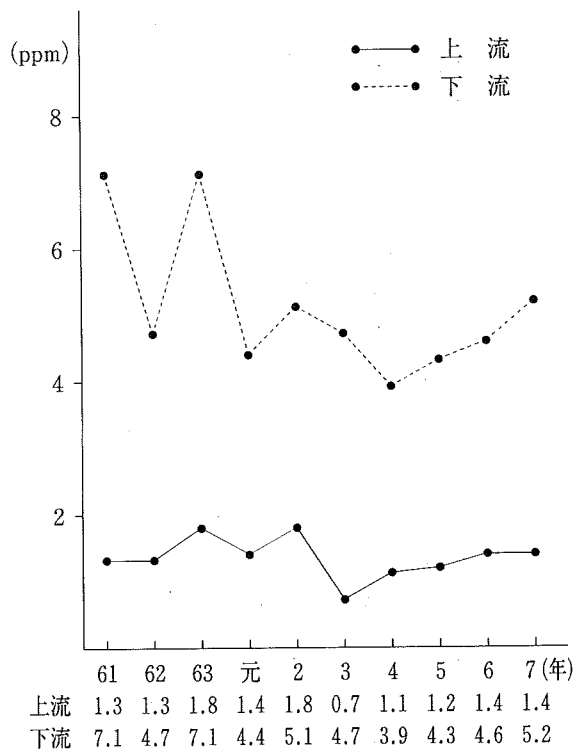
小鮎川CODの経年変化 (図-2-8)



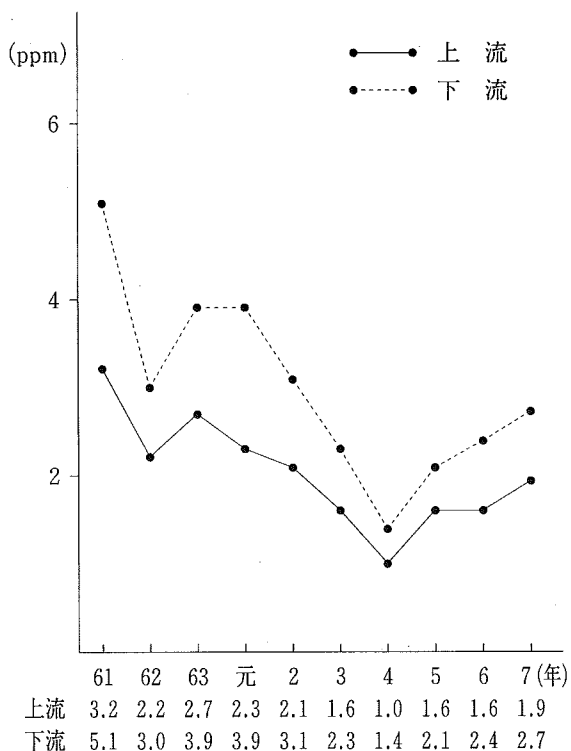
恩曾川BODの経年変化 (図-2-9)



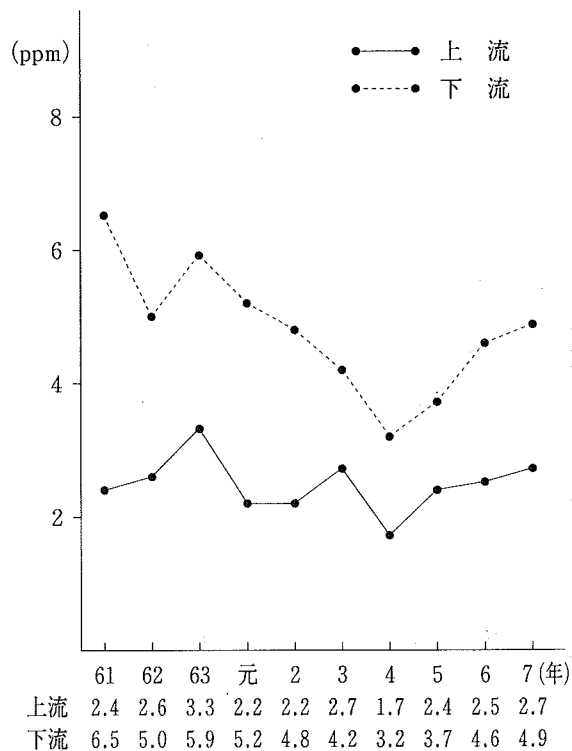
恩曾川CODの経年変化 (図-2-10)



玉川BODの経年変化 (図-2-11)



玉川CODの経年変化 (図-2-12)



### (3) 河川通日水質調査

近年、都市化に伴う小河川における汚濁の進行が問題となっている。そこで河川の有機性汚濁の現状を把握するため、7年度は主要6河川に流入する7河川のうちの4河川について調査を実施した。

#### ア 調査年月日

平成7年11月15日～16日

#### イ 採水地点

No 1 干無川(小鮎川流入前)

No 2 山際川(相模川流入前)

No 3 善明川(中津川流入前)

No 4 尼寺排水路(恩曾川流入前)

#### ウ 採水頻度

3時間ごとに1回採水

#### エ 分析項目

水温、透視度、pH、SS、BOD、COD、大腸菌郡数 計7項目

#### オ 分析方法

JIS K 0102 工場排水試験法

#### カ 調査結果

採水地点別に各項目を比較していくと、No 1 干無川、No 2 山際川では、BOD、COD、SSとも時間的な差はなくほぼ一定の数値であった。

No 3 善明川ではBOD、CODが正午にピークを示し、SSは午後3時にピークを示した。経時変化をみると、若干午前中に数値が高くなっているが午後3時以降は環境基準を満足していた。

No 4 尼寺排水路ではBODが午後3時に320mg/ℓと以上に高い数値を示した。また、pHが正午に10.0と環境基準をオーバーした。尼寺排水路付近の地域は本来下水道処理区域であり、雨水排水の他若干の生活雑排水しか接続していないため、今後原因について調査していくこととする。

(表-4)

採水地点	No 1	No 2	No 3	No 4
水温(℃)	13.0	12.0	12.4	14.2
pH	7.7	7.9	7.8	7.8
SS(mg/ℓ)	3.4	1.3	3.0	12.9
BOD(mg/ℓ)	2.3	2.9	2.0	57.3
COD(mg/ℓ)	3.2	5.2	2.9	47.3
大腸菌(MPN/100ml)	25,112	35,712	26,012	1,026,250

分析項目……水温 单位……℃

(表-5-1)

採水時刻 採水地点	9 : 00	12 : 00	15 : 00	18 : 00	21 : 00	0 : 00	3 : 00	6 : 00	日平均
No 1	14.0	14.5	14.0	14.0	12.5	12.0	12.0	11.0	13.0
No 2	14.0	16.5	14.0	12.0	10.5	9.0	10.0	10.0	12.0
No 3	13.5	16.0	15.0	13.0	11.0	10.0	10.5	10.0	12.4
No 4	15.0	15.0	14.5	14.5	14.0	13.5	13.0	14.0	14.2

分析項目……透視度 单位……cm

(表-5-2)

採水時刻 採水地点	9 : 00	12 : 00	15 : 00	18 : 00	21 : 00	0 : 00	3 : 00	6 : 00	日平均
No 1	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
No 2	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
No 3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
No 4	50.0	31.0	6.0	28.5	42.0	50.0	50.0	50.0	38.4

分析項目……pH

(表-5-3)

採水時刻 採水地点	9 : 00	12 : 00	15 : 00	18 : 00	21 : 00	0 : 00	3 : 00	6 : 00	日平均
No 1	7.9	8.0	7.8	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.73
No 2	8.3	9.1	8.6	7.6	7.4	7.4	7.4	7.5	7.91
No 3	7.9	8.4	8.5	7.6	7.5	7.5	7.5	7.6	7.81
No 4	7.6	10.0	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.6	7.79



分析項目……SS 单位……mg/ℓ

(表-5-4)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No 1	2.0	3.0	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	4.0	3.4
No 2	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.3
No 3	2.0	2.0	7.0	4.0	2.0	3.0	2.0	2.0	3.0
No 4	7.0	19.0	40.0	16.0	10.0	4.0	3.0	4.0	12.9

分析項目……BOD 单位……mg/ℓ

(表-5-5)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No 1	2.2	3.0	2.2	2.0	2.8	2.6	1.8	1.9	2.3
No 2	4.0	2.8	3.0	2.6	2.7	2.6	3.0	2.4	2.9
No 3	2.1	3.3	2.0	2.1	1.8	1.8	1.5	1.6	2.0
No 4	14.0	36.0	320.0	37.0	26.0	17.0	4.9	3.6	57.3

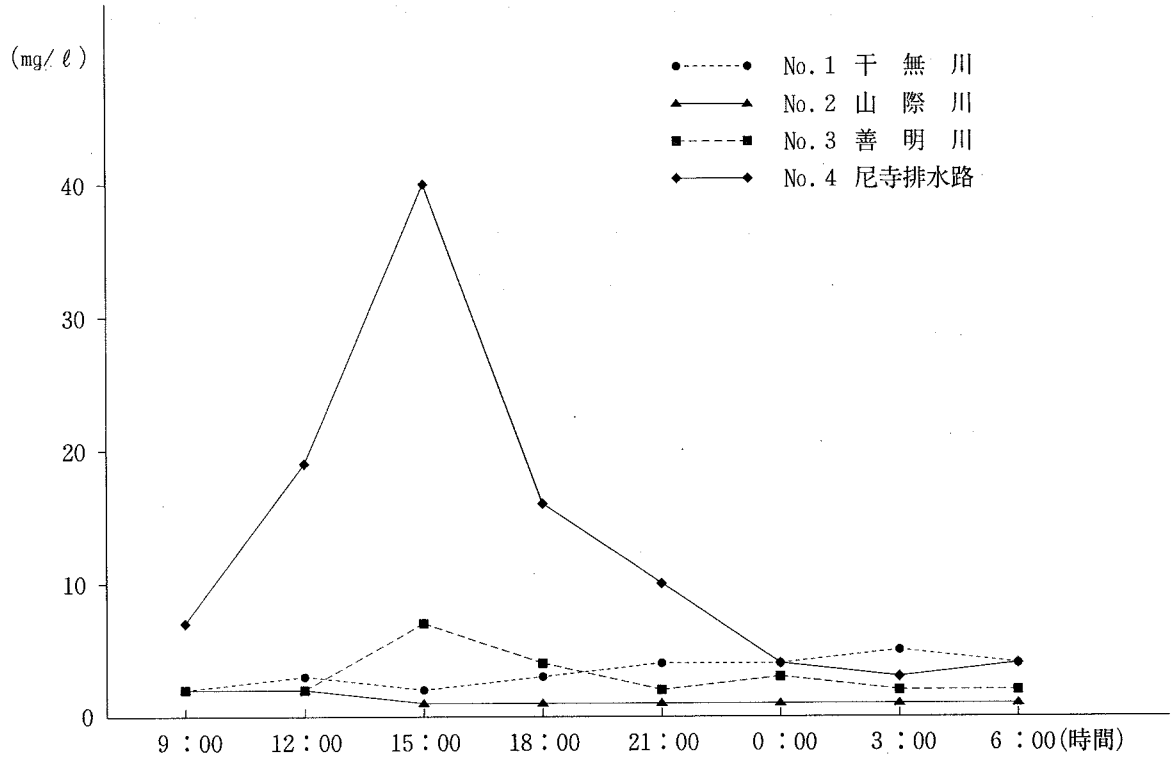
分析項目……COD 单位……mg/ℓ

(表-5-6)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No 1	3.4	3.8	3.1	3.1	3.2	3.7	3.0	2.6	3.2
No 2	5.9	5.2	5.5	5.1	5.0	4.8	5.0	4.8	5.2
No 3	2.8	4.4	3.8	2.9	2.7	2.6	2.1	2.2	2.9
No 4	14.0	27.0	270.0	28.0	16.0	9.5	7.1	6.5	47.3

SS 経時変化

(図-3)



#### (4) 工場排水調査

本市の工場、事業場から排出される排水は、ほとんどが相模川へ流入し、寒川取水堰で上水道水として利用されるため、水質汚濁防止法や神奈川県公害防止条例により厳しい排水規制が行われている。

平成7年度も公害防止条例に基づき工場等への立入調査を実施し、工場排水の監視測定と指導を行った。また、平成元年度からは有機塩素系溶剤の2物質についても排水の規制基準が定められたことから、従来の調査とは別に調査を実施している。

##### ① 工場排水調査

###### 第1回調査

調査期間	平成7年7月13日～8月23日
対象工場	指定工場のうち排水量の多い事業場及び有害物質を使用する事業場
立入工場数	33社(34排水口)
排水基準違反工場数	6社(違反率17.6%)

###### 第2回(追跡)調査

調査期間	平成8年2月29日
対象工場	第1回調査の違反工場
立入工場数	4社
排水基準違反工場数	2社

###### 調査結果

第1回調査の対象工場は33社(34排水口)、分析検体数441であった。そのうち違反工場は6社で延べ違反数は10社であった。項目別では、pH2社、BOD2社、COD1社、N-ヘキサシアン1社、大腸菌2社、溶解性鉄1社、ふっ素1社で昨年度の大腸菌3社と比べ大幅に増加した。

第2回(追跡)調査では、第1回調査で違反があった工場のうち、大腸菌及び公共下水道接続予定の工場を除く4社について実施した。その結果、2社で違反があった。2回の調査を合わせると、分析検体数467に対し基準不適合件数は12で、不適合率は2.6%となり、昨年度の0.5%より増加した。

全般的にし尿、雑排水系汚水処理の不適、施設の維持管理に不備があるものが原因の主であり、違反工場に対しては、来庁指導による改善計画書の提出又は保守点検の強化について文書による指導を行った。

## 工場排水調査基準適合状況

(表-6)

項目	排出基準		分析件数	不適合件数	不適合率 (%)
	新設	既設			
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	33	2	6.1
BOD	15	25	33	2	6.1
COD	15	25	33	1	3.0
SS	35	70	33	0	0
鉄(溶解性)	0.3	1	21	1	4.8
銅	1	1	21	0	0
マンガン(溶解性)	0.3	1	21	0	0
ニッケル(溶解性)	0.3	1	21	0	0
クロム(全)	0.1	1	21	0	0
クロム(6価)	0.05	0.5	21	0	0
鉛	0.05	0.1	21	0	0
カドミウム	不検出	0.05	21	0	0
ひ素	0.01	0.1	21	0	0
亜鉛	1	1	21	0	0
N-ヘキサン	3	5	33	0	0
大腸菌群数	3,000	3,000	33	2	6.1
シアン	排出禁止	0.5	7	0	0
ふっ素	0.8	8	21	1	4.8
総水銀	0.005	0.005	5	0	0

## BOD COD濃度別工場数

(表-7)

(表-8)

BOD濃度	工場数	割合(%)
5mg/l以下	26	78.8
10mg/l以下	4	12.1
15mg/l以下	0	0
20mg/l以下	0	0
25mg/l以下	0	0
25mg/lを 超えるもの	3	9.1

COD濃度	工場数	割合(%)
5mg/l以下	13	39.4
10mg/l以下	10	30.3
15mg/l以下	6	18.2
20mg/l以下	1	3.0
25mg/l以下	1	3.0
25mg/lを 超えるもの	2	6.1

② 有機塩素系溶剤に係る工場排水調査

調査期間 平成7年7月13日～8月23日

対象工場 有機塩素系溶剤を比較的多く使用する事業場

調査項目数 3項目(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン)

立入工場数 8社

排水基準違反工場数 0社

調査結果

規制基準の定められたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン2物質について見ると、違反工場はなく、不検出あるいは基準値よりもかなり低く問題のない数値となっている。

(5) 地下水質調査

市内における地下水の有機塩素系溶剤による汚染状況を把握するため調査を実施した。

調査(採水)日 平成8年2月19日

調査地点 市内指定工場の井戸

調査地点数 10か所

調査項目 3項目(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン)

調査結果

評価基準を超える地点が2地点あり、項目別ではトリクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが1地点であった。

各地点の分析結果は表-9のとおりである。

分析結果

(表-9)(単位:mg/ℓ)

調査地点番号	項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
	評価基準	0.03 以下	0.01 以下	0.3以下
No 1		0.012	0.0005未満	0.11
No 2		0.002 未満	0.0005未満	0.0005未満
No 3		0.002 未満	0.0005未満	0.0005未満
No 4		0.002 未満	0.0005未満	0.0011
No 5		0.002 未満	0.020	0.0005未満
No 6		0.21	0.0005未満	0.0005未満
No 7		0.002 未満	0.0005未満	0.0005未満
No 8		0.002 未満	0.0005未満	0.0005未満
No 9		0.002 未満	0.0021	0.0005未満
No10		0.002 未満	0.0005未満	0.0005未満

※ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの評価基準は、環境庁水質保全局長通知(平成元年9月14日)による。

※ 1,1,1-トリクロロエタンの評価基準は、厚生省環境衛生局水質環境部長通知(昭和59年2月18日)水道水の暫定水質基準による。

## 4 騒音・振動

### (1) 概 況

人間が生活していく上で、我々は何らかの音を発し、また常に何らかの音を耳にしているが、これらの音のうち耳ざわりな聞きにくい音を一般に騒音としてとらえている。

騒音は局地的な問題として提起されることが多く、また振動を伴っている場合もあり、その原因としては、工場、建設作業、自動車交通等があり、この他生活に起因する近隣騒音、カラオケ等がある。

騒音・振動公害は、被害が感覚的かつ直接的であるため苦情件数も多く、平成7年度の全苦情件数(69件)のうち騒音・振動にかかわる苦情は34件で全体の半分近くを占めている。

工場騒音・振動の問題は、住工混在にその原因があるものが多く、中小工場が住宅に隣接していたり地価の高騰から比較的安価な工業地帯に住居を求め、既存の工場周辺に次々に住宅が建設され問題が発生している。

建設騒音・振動は、杭打作業や破碎機を使用する作業など一般に騒音・振動の程度が大きいため問題が発生しやすく、周辺に対して十分工事内容を説明することが必要であるほか、騒音・振動の低い機械の使用や工法の導入を図ることが望まれる。

交通騒音・振動の問題は、近年の自動車交通量の増加に伴い道路周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼしており、特に東名高速道路のインターチェンジが陸の港として役割を果たしていることもあり、流通産業が発達し、国道129号や246号といった幹線道路では夜間でも相当の交通量がある。

このような状況にあるので、自動車騒音・振動については、自動車自体から発生する騒音を低減するための車両の改良を図るほか、道路構造の改善、沿道の整備等による対策が望まれる。

なお、東名高速道路の騒音対策については、市から道路管理者に対し、防音壁の設置を要望してきており、現在では実施済みとなっている。

深夜飲食店営業騒音については、カラオケ装置の普及に伴う騒音苦情が増加したことから昭和57年の4月に県公害防止条例が一部改正され、深夜飲食店より発生する騒音の規制を強化した結果、沈静化傾向にある。

#### ① 騒音に係る環境基準

##### ● 環境基準

(表-1)

地域の 類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝 夕	夜 間	
AA	45ホン以下	40ホン以下	35ホン以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令)第2項の規定に基づき都道府県知事が区分ごとに指定する地域
A	50ホン以下	45ホン以下	40ホン以下	
B	60ホン以下	55ホン以下	50ホン以下	

(注)1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。

2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

3 Bをあてはまる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等のように供される地域とすること。

地域の区分	時間の区分			地域 種類
	昼間	朝夕	夜間	
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン以下	50ホン以下	45ホン以下	A-1
A地域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する地域	60ホン以下	55ホン以下	50ホン以下	A-2
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン以下	60ホン以下	55ホン以下	B-1
B地域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する地域	65ホン以下	65ホン以下	60ホン以下	B-2

(備考) ・車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・A地域とは、第1種・第2種低層住居専用、第1種・第2種中高層住居専用、第1種・第2種住居、準住居、調整地域をいう。

・B地域とは、近隣商業、商業、準工業、工業地域をいう。

## (2) 環境騒音調査

この調査は、環境庁の「都市環境騒音の把握手法」に準拠し、市域を500mメッシュに区分し、本年度その内約半分に相当する150か所を調査した。

調査期間 平成7年11月20日から平成8年2月28日まで

調査地点数 149か所

調査方法 都市環境騒音の把握手法に準拠

使用機器 リオン製NA-32型デジタル騒音計

環境基準 表-1、表-2のとおり

### 調査結果

一般地域の昼間73地点を測定し、その内62地点においては環境基準内であった。この結果、環境基準の達成率は85%とほぼ全ての地点で達成されていた。同じく夜間においては、25地点測定中11地点が環境基準内で、達成率は44%と前回の調査と比べ達成率は上がっている。

道路に面する地域では、昼間38地点を測定した結果、4地点が環境基準内であった。同じく夜間においては、13地点を測定した結果、1地点が環境基準内であった。

なお、道路に面する地域のうち後背地(道路端から20~30m離れた箇所)では、環境基準達成率が昼間は66%、夜間は23%であった。

前回の調査と比べ、夜間において環境基準達成率が下がっている。

環境基準との対比(昼間)

(表-3)

地域の種類		環境騒音レベル L50平均値dB(A)		環境 基準値 dB(A)	測定地点数		環境基準値 以下の地点数		環境基準値以下の 地点の割合(%)			
		道路端	後背地		道路端	後背地	道路端	後背地	道路端	後背地		
一般地域	AA	とくに静寂を要する地域		—	45	—		—		—		
	A	主として住居のように供される地域		45.8	50	57	48	84				
	B	相当数の住居と併せて商業 工業等のように供される地域	(商業系地域)	55.8	60	4	4	100				
			(工業系地域)	54.4	60	12	10	83				
道路に面する地域	A地域	2車線を有する道路に面する地域		65.7	53.9	55	24	24	1	14	4.2	58.3
		2車線を越える車線を有する道路に面する地域		70.0	61.7	60	3	3	0	1	0	33.3
	B地域	2車線以下の車線を有する道路に面する地域		66.3	59.3	65	6	6	2	5	33.3	83.3
		2車線を越える車線を有する道路に面する地域		69.4	59.8	65	5	5	1	5	20	100

環境基準との対比(夜間)

(表-4)

地域の種類		環境騒音レベル L50平均値dB(A)		環境 基準値 dB(A)	測定地点数		環境基準値 以下の地点数		環境基準値以下の 地点の割合(%)			
		道路端	後背地		道路端	後背地	道路端	後背地	道路端	後背地		
一般地域	AA	とくに静寂を要する地域		—	35 (40)	—		—		—		
	A	主として住居のように供される地域		42.7	40 (45)	19	8	11.1				
	B	相当数の住居と併せて商業 工業等のように供される地域	(商業系地域)	50.5	50 (55)	2	1	100				
			(工業系地域)	55.8	50 (55)	4	2	66.7				
道路に面する地域	A地域	2車線を有する道路に面する地域		57.7	49.6 (50)	45	7	7	0	0	0	0
		2車線を越える車線を有する道路に面する地域		68.0	57.0 (55)	50	2	2	0	0	0	0
	B地域	2車線以下の車線を有する道路に面する地域		57.0	51.5 (60)	55	2	2	0	2	0	100
		2車線を越える車線を有する道路に面する地域		65.5	58.0 (65)	60	2	2	1	1	50	50



(3) 国道129号道路交通騒音調査(定点測定)

調査日時 平成7年8月29日午前10時00分から

平成7年8月30日午前9時30分まで

調査場所 山際285-1(厚木市消防本部依知分署)

調査方法 リオン製騒音計NA-61とレベル処理機SV-72Aを用いて、道路交通騒音・振動要請等事務処理要領に基づき30分間に1回騒音測定を行い、同時に通行車両数を大型車、小型車、二輪車の車種別により計数した。

測定結果

測定結果は、表-5と表-6のとおりで、昼間を除いて法の限度値を超過した。交通量は昨年と比べ若干増加している(9,925台/日から9,967台/日)が、国道129号はすでに飽和状態であり、今後も大型車の混入率に変化がない場合は、同様の数値を示すものと考えられる。

測定結果

(表-5)

時間の区分	測定結果(デシベル) 中央値(90%レンジ)	法の限度値 (デシベル)	車線数
朝(6:00~8:00)	73.3(59.3、78.8)	70	4
昼(8:00~18:00)	72.8(63.0、77.8)	75	
夕(18:00~23:00)	72.3(58.8、78.9)	70	
夜(23:00~6:00)	69.1(49.6、78.9)	60	
備考	マイクロホンの位置は道路端より1m、地上1.2mに設置した。		

※測定結果は、30分ごとに得られた騒音値を各時間帯別に平均したものの。

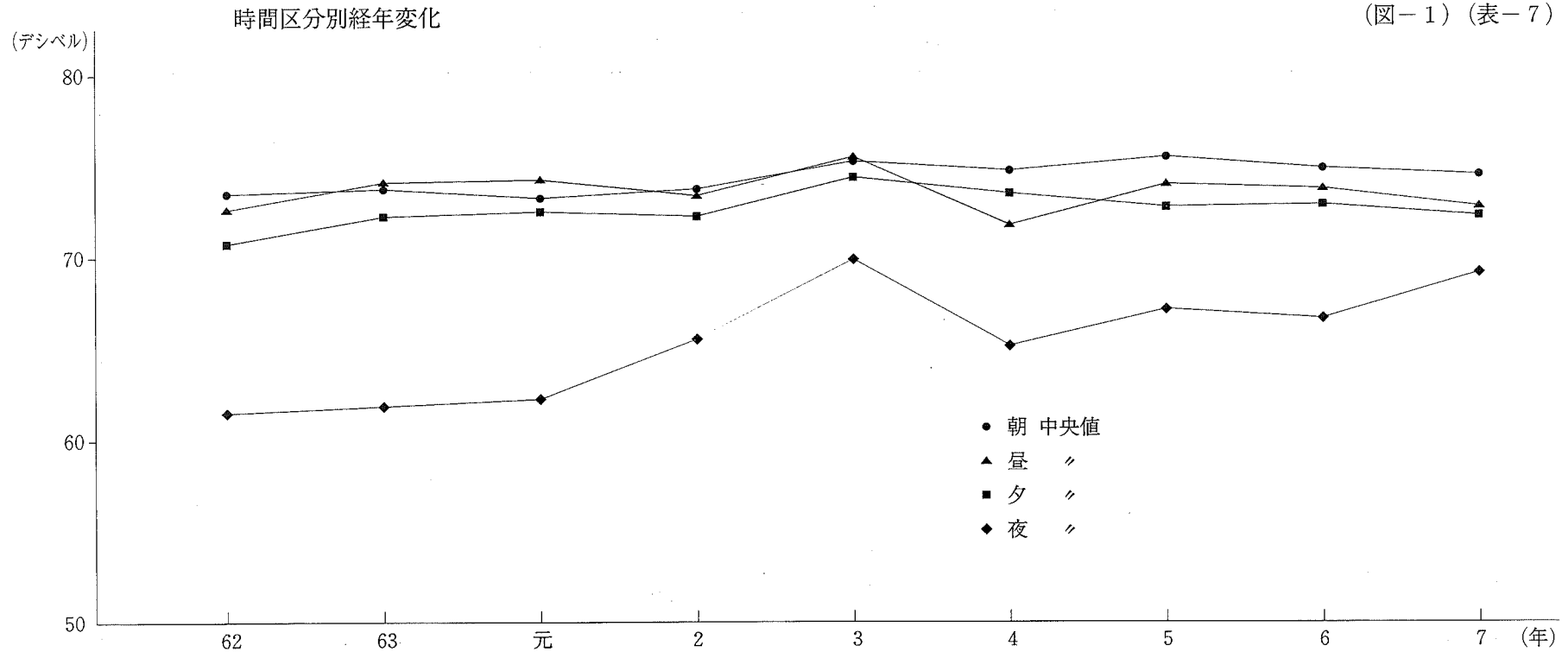
各時間帯における車種別車両数(台)

(表-6)

区分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~8:00)	239	793	29	1,061
昼 (8:00~18:00)	1,045	4,102	116	5,263
夕 (18:00~23:00)	326	1,933	58	2,317
夜 (23:00~6:00)	600	694	32	1,326
計	2,210	7,522	235	9,967

※30分ごとに5分間計数した車両数の合計を表す。

(図-1) (表-7)



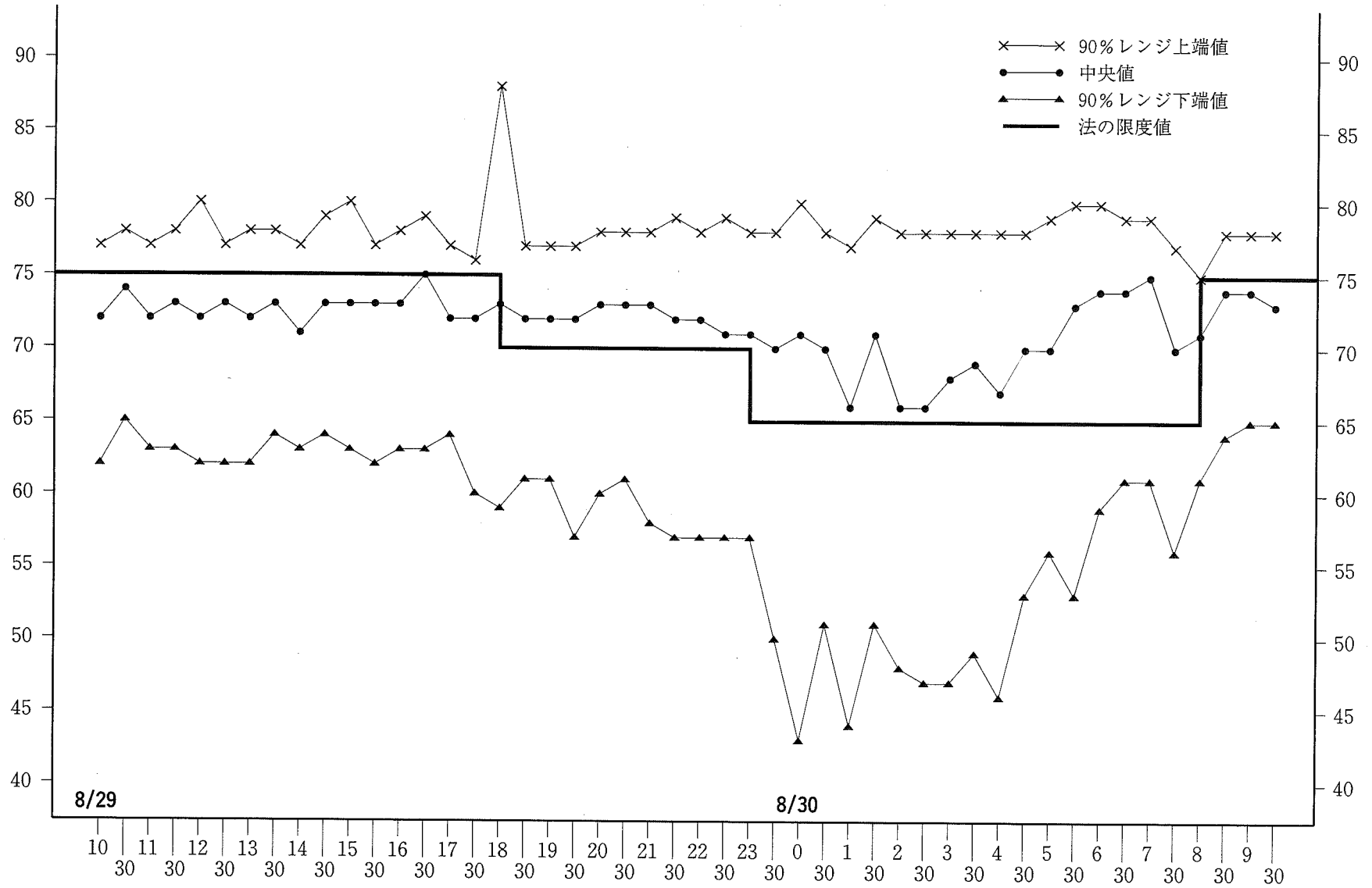
時間の区分	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)	中央(90%レンジ)
朝(6~8)	73.5(57.7,80.2)	73.8(60.5,81)	73.2(58.5,80.2)	73.7(53,81)	75.3(60,82.3)	74.8(53.8,80.8)	75.8(57.0,81.3)	74.8(58.0,80.8)	73.3(59.3,78.8)
昼(8~18)	72.6(57.7,79.6)	74.1(58.8,79.9)	74.2(57.6,80.7)	73.4(54.2,80.1)	75.8(62.2,81.8)	71.8(60.1,77.9)	74.0(57.4,79.4)	73.8(58.9,79.1)	72.8(63.0,77.8)
夕(18~23)	70.8(56.8,79.8)	72.2(58,79.7)	72.5(54.4,80.5)	72.3(55.5,80.4)	74.4(61.9,82.1)	73.5(53.1,79.8)	72.8(57.0,79.8)	72.9(58.6,79.6)	72.3(58.8,78.9)
夜(23~6)	61.5(47.4,79.7)	61.9(51.4,80.1)	62.3(47.9,81.1)	65.3(48.6,81.3)	69.9(54.0,82.1)	65.1(52.2,80.3)	67.1(47.3,81.3)	66.6(52.3,80.9)	69.1(49.6,78.4)
交通量	8,426	8,881	9,210	9,376	9,358	9,327	9,758	9,925	9,967

※交通量、30分毎に5分間計数した合計を示す。

dB(A)

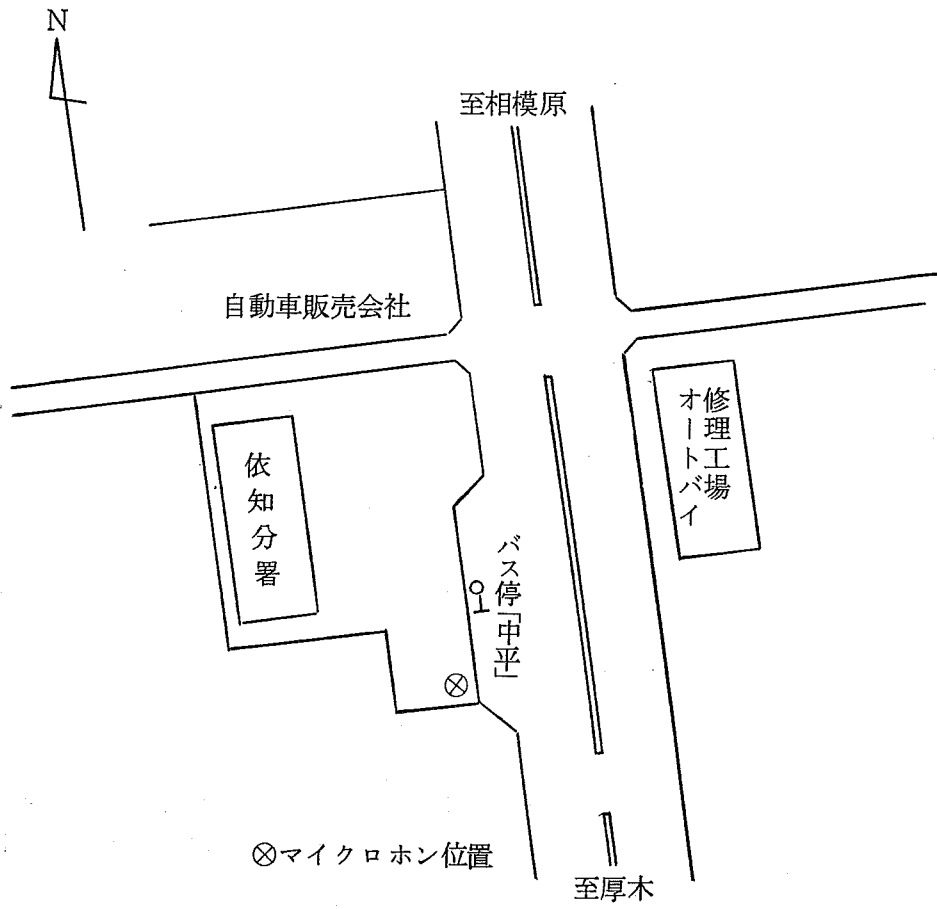
騒音値の経時変化

(図-2)



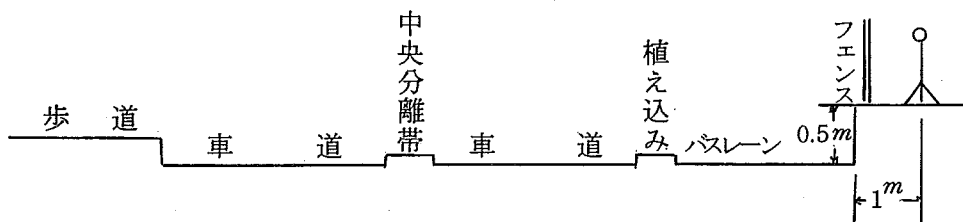
測定場所見取図

(図-3)



測定場所横断面図

(図-4)



公  
害

## 5 地盤沈下の状況

### (1) 概 況

地盤沈下とは、一般に地表面が広範囲にわたり低下していく現象を総称しているが、公害法上は地下水の揚水に起因し、地層が収縮し地面が沈下する人為的な現象を地盤沈下として扱っている。

県央地域の地盤沈下は昭和44年の神奈川県調査によると、昭和37年ごろから海老名市の大谷地区に発生したのが最初である。

この地区は、東側の洪積台地と西側の相模川沖積低地の境界部に相当し、台地に沿った地割れなどの被害が生じた。

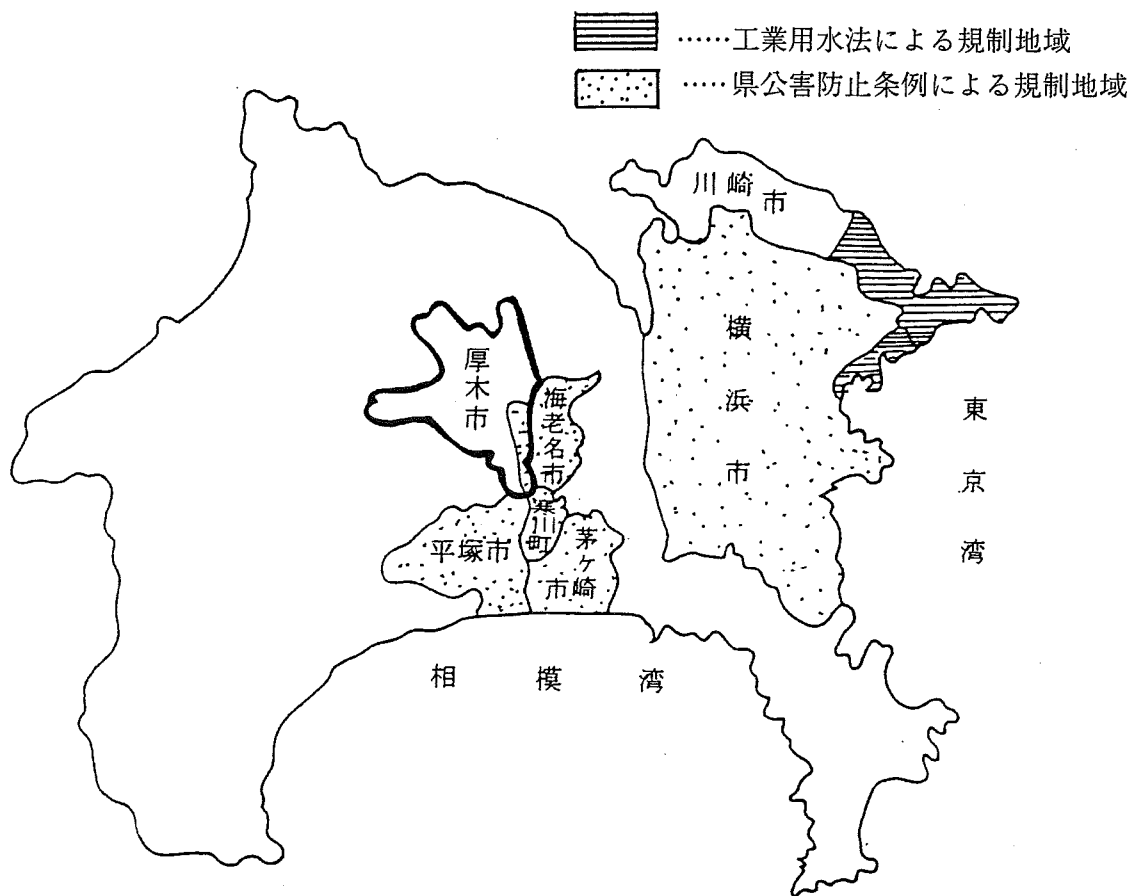
沈下の原因は、沖積低地における地下水位の低下によるものと判断され、これはこの地域に急激に進出してきた工場・事業場の過剰揚水が原因と考えられた。

昭和46年に神奈川県公害防止条例によりこの地域が地下水採取規制地域として指定され、その際併せて当市域の一部である通称厚木バイパス以東も指定された。

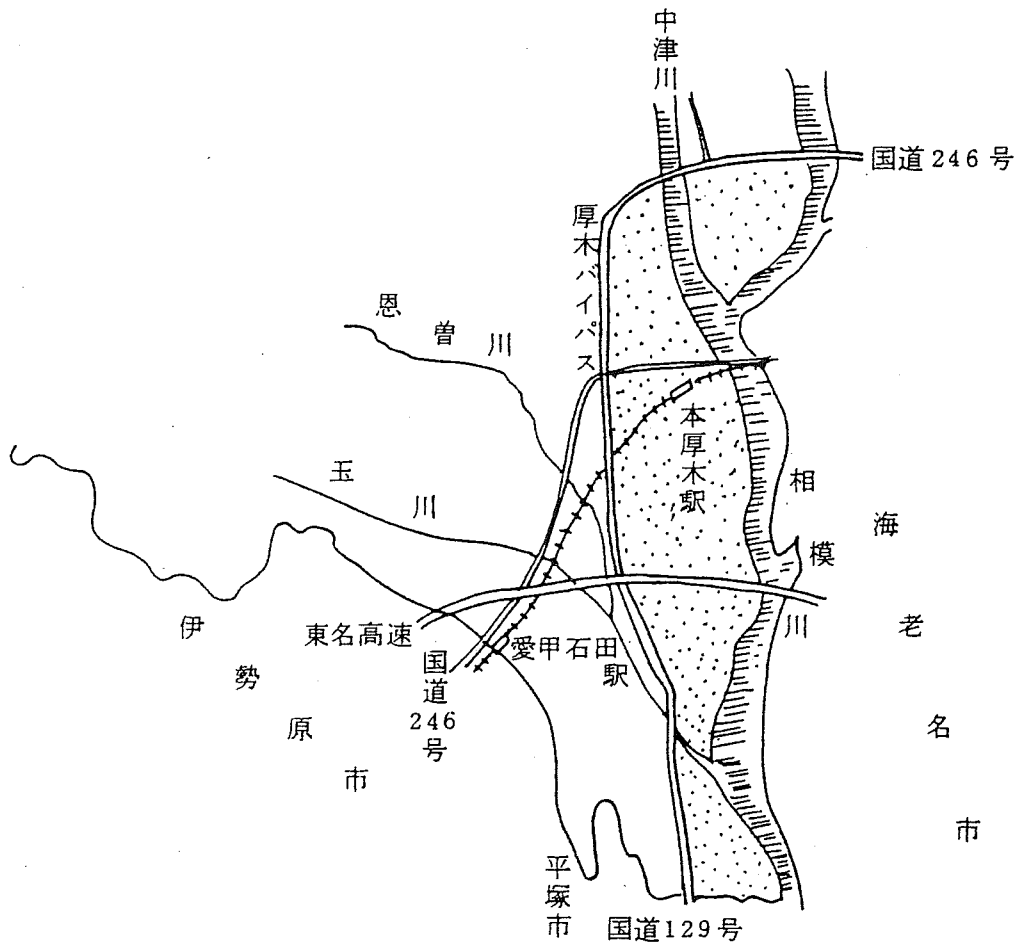
こうした中であって、当市では、昭和49年度から指定地域内に水準点を設置し、精密水準測量により地盤変動量の把握に務めるとともに、日量100立方メートル以上揚水している工場・事業場に対し、用水の高度利用による採水量削減を図るよう呼びかけている。

地下水採取規制地域図

(図-1)



厚木市における規制地域



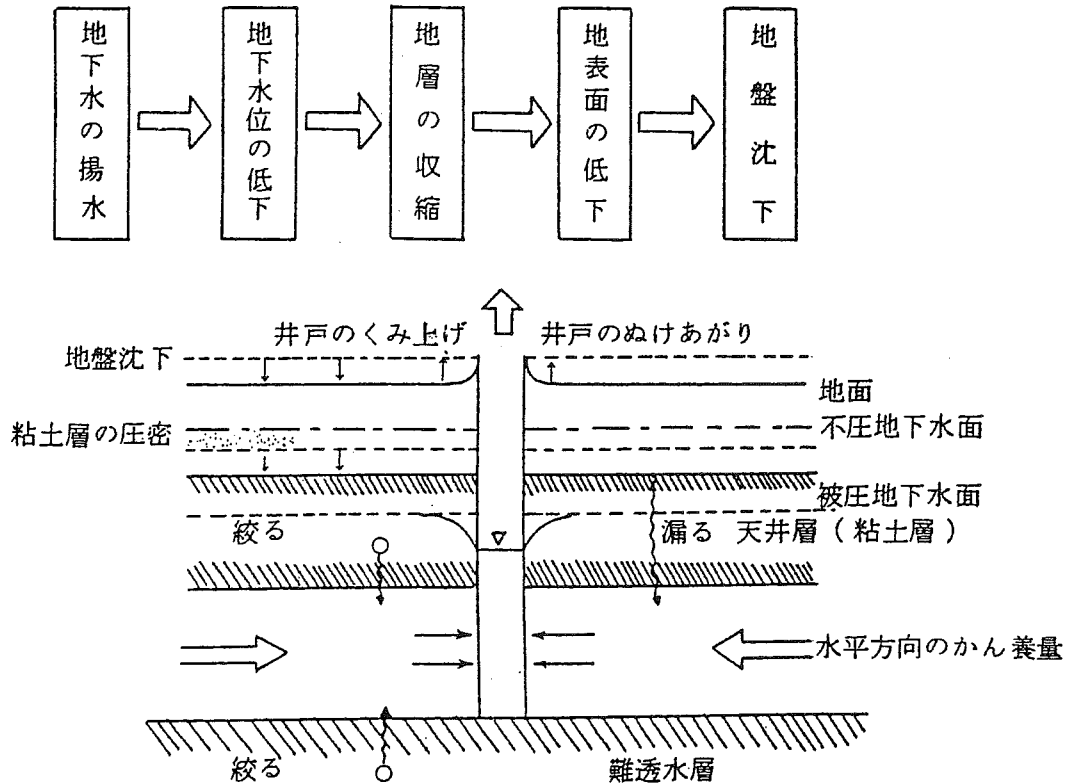
(2) 地盤沈下の構造

地盤沈下の構造は、地下水の過剰揚水によって地下帯水層の水圧が標準水圧より下がると、粘土層中の水分が地下帯水層の方へ絞られ、粘土層中の圧密を誘発し、地盤沈下を起こす。こうした作用は、軟弱地盤と呼ばれる沖積平野地域の地層に存在する地下帯水層から多量の地下水を揚水することにより、また沖積層下部に存在する洪積層中の帯水層からの多量揚水によっても起こる。

地盤沈下対策として、工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律(いわゆるビル用水法)で地下水の過剰くみ上げを規制しているが、神奈川県公害防止条例では、工業用水法の適用されない地域で、沈下のおそれのある地域を指定して地下水採取の規制を行っている。

本市においては、国道129号の厚木バイパス以東が、規制地域に指定され、地下水採取届、採取量の届出等が義務づけられている。

地盤沈下の機構



(3) 地下水採取規制地域の地質

地下水採取規制地域に指定された厚木バイパス以東の地域は、地表付近に泥層を有する沖積層が分布している。

この泥層は、腐食土を含有する黒色の層で軟弱であり、収縮しやすく、相模川左岸地域で厚く、相模川右岸の当市では薄い分布状況にある。

(4) 地盤変動量調査

地盤沈下の減少を具体的な数値で把握する方法として、水準測量による方法と観測井による方法があるが、本市においては昭和49年度から水準基準を設置し、水準量を調査している。

平成7年度、38.43kmにわたり測量した結果、表-3のとおりである。前年度との比較では41基標中33点で沈下した。内訳は30mm以下が1点、20mm以下が4点、10mm以下が28点、6点が隆起であった。10mm以内の沈下量は測量誤差の許容範囲として扱っているため、明らかに沈下を示したのは、No1、No6、No13、No33、No40の5地点であった。

測量開始年度から合計では、No6、No8、No12、No13、No15、No29の6地点における沈下が顕著であるが、No15については昭和55年度以降沈下が沈静化している。

また、地区別では、本厚木駅から東名インター周辺の厚木、岡田地区で沈下が多く、北部の妻田、金田地区での沈下が少ない傾向にある。

ア 月別揚水量(規制地域内のみ、地下水採取届出工場)

(表-1)(単位：m<sup>3</sup>/日)

月	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
1	5,715.60	6,098.12	6,189.56	5,886.04	5,163.85	5,266.70
2	5,743.50	7,227.02	5,961.54	6,819.11	4,893.85	5,407.60
3	5,754.90	7,298.19	6,160.10	7,194.24	5,313.65	5,366.70
4	6,175.40	7,335.32	6,024.03	6,799.10	5,532.21	5,145.90
5	6,335.90	7,384.13	6,506.85	5,631.92	5,432.26	6,104.30
6	6,848.00	7,696.14	7,536.18	6,127.78	6,758.19	6,347.70
7	8,219.60	8,088.03	8,079.93	5,902.58	6,083.92	6,548.60
8	7,457.30	7,391.87	7,078.35	6,044.40	6,562.65	6,556.20
9	7,616.80	8,184.03	7,355.13	6,358.63	6,268.75	6,020.40
10	7,589.90	7,018.49	6,603.28	5,399.50	5,623.34	5,426.80
11	7,614.60	6,305.89	6,714.72	5,835.50	5,418.23	5,604.80
12	6,365.30	6,424.96	6,271.24	5,191.11	5,834.13	5,538.00
平均	6,786.40	7,204.35	6,706.74	6,099.16	5,740.42	5,777.81

イ 月別降水量

(表-2)(単位：mm)

月	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	前年比
1	30.5	50.0	42.0	108.0	39.0	39.5	+0.5
2	154.0	69.5	28.5	68.0	61.0	36.5	-24.5
3	94.0	168.5	201.5	66.5	96.5	193.0	+96.5
4	198.0	122.5	186.0	31.5	73.5	105.0	+31.5
5	118.0	46.0	144.0	58.0	182.0	201.0	+19.0
6	100.0	177.0	253.5	179.0	107.0	178.0	+71.0
7	116.0	105.0	47.5	373.0	92.0	193.0	+101.0
8	162.0	239.5	26.0	268.5	50.0	11.0	-39.0
9	404.0	584.5	101.0	156.5	259.0	82.5	-176.5
10	153.0	481.0	270.0	158.5	87.0	106.0	+19.0
11	294.0	116.5	142.5	180.5	56.0	58.0	+2.0
12	26.0	51.5	78.0	32.0	25.0	0.0	-25.0
計	1,849.0	2,211.5	1,520.5	1,680.0	1,128.0	1,203.5	+75.5



# 水準測量結果表

(基準原点は日本水準原点)(表3-1)

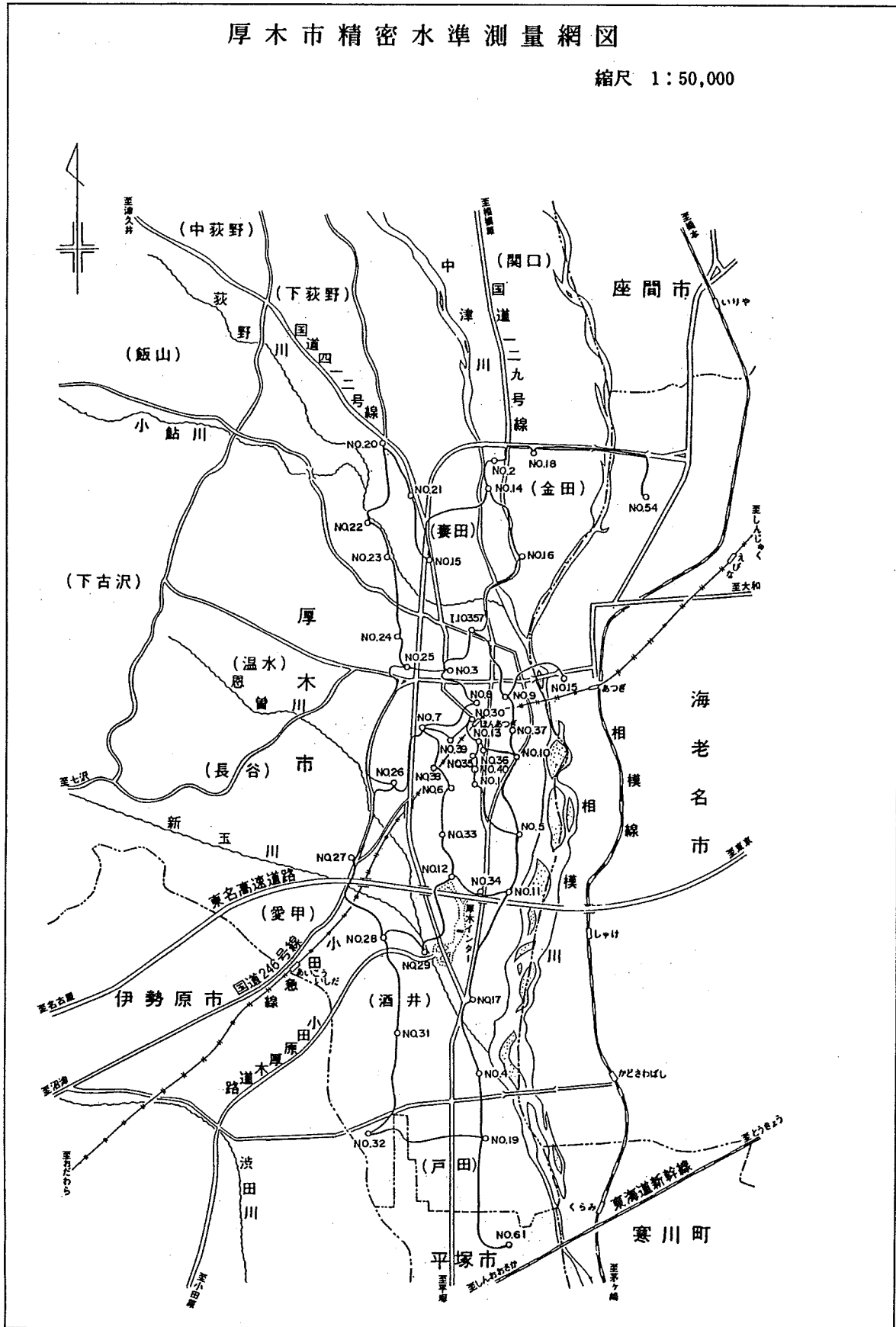
水準点番号	設置場所名	所在地	設置機関	測量年度	開始時実測値(m)	年1月実値(m)	変動量合計(mm)	変動量(mm)												
								58.1	59.1	60.1	61.1	62.1	63.1	64.1	2.1	3.1	4.1	5.1	6.1	7.1
								~59.1	~60.1	~61.1	~62.1	~63.1	~64.1	~2.1	~3.1	~4.1	~5.1	~6.1	~7.1	~8.1
10357	船喜多神社	松枝1-13	国	49	21.4849	21.4184	66.4	-0.3	-11.4	3.0	-8.3	-6.2	-1.7	-5.2	-4.8	-3.7	-9.7	2.4	-6.1	-7.1
1	旭町やま公園	旭町5-11	市	61	18.0698	17.9921	77.7	-3.8	-11.1	-	再設	-8.9	-2.9	-8.6	-0.2	-7.4	-12.2	0.8	-16.7	-21.6
2	妙純寺	金田295	県	50	27.6431	27.6394	3.7	0.9	1.9	0.9	-2.6	-0.4	6.1	-2.7	0.2	-2.2	0.6	1.8	-3.5	-3.8
3	厚木中学校	水引1-1	県	49	19.8635	19.8379	25.6	-1.6	0.2	-0.8	-3.8	-0.2	-1.8	-9.6	3.3	-2.3	-2.4	2.9	-4.1	0.5
4	相川小学校	酒井1980	県	49	14.0544	14.0503	4.1	-7.4	-6.9	1.9	-5.7	-7.0	3.3	-5.8	1.6	-3.1	-1.2	5.2	改埋	-4.1
5	旭南(ふじみ)公園	旭町4-3352-1	市	62	16.7072	16.6946	12.6	-3.0	-4.4	-0.4	-0.5	移設	0.7	-5.0	2.2	-3.1	-3.8	3.8	-6.6	-0.8
6	厚木南高校	岡田1752	市	49	17.5120	17.3920	120.0	-4.1	-11.8	-2.3	-11.7	-5.2	-6.9	-6.5	-1.9	-1.5	-4.3	1.0	-14.2	-10.3
7	厚木南合同庁舎	田村町2-28	市	49	19.0717	19.0250	46.7	-3.3	1.4	-3.3	-3.0	-2.7	1.2	-6.3	1.1	-1.1	-2.9	2.2	-3.8	-0.2
8	大手公園	中町3-17	市	49	19.4636	19.2338	229.8	-14.2	-29.0	-13.3	0.8	-8.3	-4.7	-7.9	-7.5	-9.4	-42.8	3.1	-19.7	-6.3
9	中町立体駐車場	中町644-1	市	63	19.2658	19.2480	17.8	-1.4	-6.4	1.2	-2.9	-0.8	移設	-6.4	0.4	-5.2	-4.8	3.5	-4.9	-0.4
10	厚木南公民館	旭町3-14-4	市	49	18.5685	18.5504	18.1	-2.9	-3.7	2.1	-2.1	1.0	1.8	-7.8	4.3	0.4	-4.6	4.0	-3.4	-1.2
11	三島神社	岡田1390	市	49	16.1950	16.1660	2.9	-2.0	-10.5	5.3	-3.3	-0.2	-0.7	-4.4	2.4	-2.0	-0.9	0.3	-5.6	0.1
12	ホテル八重洲	岡田691-1	市	50	15.9894	15.7646	224.8	-12.3	-22.2	-13.9	-15.4	-19.4	-2.6	-9.8	-0.9	-5.4	-7.7	-1.3	-16.6	-2.3
13	どんぐり公園	旭町1-30	市	50	17.7162	17.3827	333.5	-12.4	-73.4	-23.4	3.3	-9.3	-20.4	-10.2	-52.4	-10.8	-28.4	3.1	-6.3	-10.7
14	金田児童遊園	金田389	市	50	25.5049	25.5024	2.5	0.8	3.6	-0.3	-3.3	-0.6	6.1	移設	1.4	-3.6	0.3	1.0	-0.9	-0.7
15	厚木健康体操センター	妻田2054-1	市	51	23.7106	23.5539	156.7	-0.4	1.7	-1.0	-5.1	-0.8	5.2	-3.4	1.8	-6.8	-2.0	3.3	-2.1	-1.1
16	(株)バンザイ	金田1000	市	51	22.8298	22.8176	12.2	1.1	-0.4	2.1	-2.9	-0.8	-0.6	-3.7	1.8	-5.6	1.0	0.7	-1.4	-2.3
17	高德寺	酒井2405-2	市	51	14.9477	14.9062	41.5	-9.9	-6.5	1.6	-6.4	-3.8	-1.2	-5.9	1.7	-3.9	-1.7	0.2	-6.0	-2.0
18	神奈川トヨタフォークリフト園	金田688-1	市	52	26.9411	26.9372	3.9	-0.1	3.3	-0.9	-3.2	-0.2	4.7	-1.4	-0.2	-2.1	0.1	2.1	-2.1	-0.8
19	八幡神社	戸田1057	市	52	13.0796	12.9940	85.6	-9.3	-11.4	2.4	-9.0	-8.1	-2.2	-6.9	-1.1	-3.6	-3.3	-0.8	-6.4	-1.1
20	清水小学校	妻田611	市	54	32.1084	32.1097	1.3	0.9	2.8	0.5	-2.9	-2.8	8.2	-5.3	1.3	-3.5	0.6	-1.8	0.2	-0.5

(表3-2)

水準点番号	設置場所名	所在地	設置機関	測量年度	開始時 実測値 (m)	年1月 実値 (m)	変動量 合計 (mm)	変 動 量(mm)												
								58.1 ~59.1	59.1 ~60.1	60.1 ~61.1	61.1 ~62.1	62.1 ~63.1	63.1 ~64.1	64.1 ~2.1	2.1 ~3.1	3.1 ~4.1	4.1 ~5.1	5.1 ~6.1	6.1 ~7.1	7.1 ~8.1
21	妻田中村公園	妻田1394	市	54	25.1894	25.1634	2.6	0.1	-4.9	0.1	-6.1	-1.7	4.7	-3.4	0.9	-5.7	-0.1	0.5	-4.6	-0.3
22	林 中 学 校	林69	市	63	27.6201	27.6001	0.2	-1.9	3.4	-3.3	-3.2	-1.9	移設	-9.4	-1.5	-4.7	-0.9	-1.0	-2.6	0.1
23	吾妻町市営住宅	吾妻町12-59	市	54	27.5608	27.5261	34.7	-3.6	1.3	-3.3	-5.1	-2.8	3.4	-6.1	-1.1	-4.5	-1.2	1.0	-3.2	0.9
24	戸室しみず公園	戸室124-12	市	54	22.9562	22.9221	34.1	-6.7	0.7	-2.5	-3.3	-2.1	2.9	-7.2	-0.3	-3.6	-4.9	3.9	-6.9	0.8
25	厚木合同庁舎	水引2-3-1	市	54	21.2910	21.2422	48.8	-2.7	-7.6	-2.4	-5.1	-4.2	1.7	-10.0	2.2	-3.6	-4.8	2.4	-7.0	-1.0
26	厚木市文化会館	恩名295	市	54	20.5341	20.4615	72.6	-5.8	-8.8	-2.9	-9.4	-3.9	0.2	-4.4	1.1	-1.6	-1.8	0.8	-8.9	-3.7
27	船子公民館	船子1578	市	54	26.0562	26.0490	7.2	-1.2	2.4	-2.3	-3.1	-0.4	0.3	-3.5	0.9	-2.8	-1.2	3.4	-3.7	1.5
28	東名中学校	愛甲1809	市	54	18.7284	18.6676	60.8	-4.9	-5.4	-1.5	-5.8	-6.7	-2.6	-6.7	-2.9	-6.7	-4.8	1.8	-8.2	-1.3
29	食肉公社	酒井900	市	54	16.8542	16.7407	113.5	-8.6	-8.7	-4.4	-13.9	-10.5	-4.4	-10.1	-4.9	-10.8	-5.7	-2.0	-10.8	-3.6
30	本厚木駅北口広場	中町2-1	市	55	18.6665	18.6665	-	-6.6	-2.0	-12.3	-3.7	-4.4	-0.9	-9.5	-10.8	-1.6	-23.9	1.8	-4.6	改埋
31	市消防署相川分署	酒井1417-1	市	2	14.1508	14.1241	26.7	-7.2	-10.1	4.4	-11.4	-3.3	0	-3.7	改埋	-12.6	-3.0	-2.6	-6.0	-2.5
32	長 沼 公 園	長沼244	市	56	12.6830	12.6398	43.2	-7.8	-8.7	2.9	-9.2	-8.0	2.0	-4.6	-0.6	-3.2	-1.5	-0.8	-4.0	-1.1
33	道路補修事務所	岡田1814-1	市	59	16.4152	16.3314	83.8	-	-	-3.5	-15.4	-4.4	-9.4	-8.4	-1.1	-3.0	-10.0	0.3	-16.7	-12.2
34	白洋舎(株)厚木支店	岡田1184	市	59	15.5635	15.4956	67.9	-	-	0.7	-7.4	-42.3	-0.9	-9.3	-2.5	-3.6	-6.3	1.1	-9.6	仮点
35	第5正明ビル北側	旭町1-24地先	市	2	17.3708	17.3392	31.6	-	-	-16.2	-2.3	-4.4	0	-59.0	改埋	-10.4	-7.5	-0.3	-8.0	-5.4
36	第1ビル北側	旭町1-32	市	59	17.3329	17.2808	52.1	-	-	1.2	-5.8	-2.2	0.3	-8.9	3.7	-33.6	-5.5	3.3	-4.1	-0.5
37	森 清 宅 前	泉町7-14地先	市	59	17.9085	17.8834	25.1	-	-	2.0	-4.2	-1.9	1.2	-8.5	2.5	-4.5	-7.2	1.9	-4.2	-0.4
38	つり具の上州屋前	恩名154地先	市	59	18.4459	18.4221	23.8	-	-	-3.1	-4.7	-3.3	2.3	-7.1	0.7	-1.0	-3.5	2.7	-4.8	-2.0
39	マルイワジーズ店前	中町4-1-9地先	市	59	17.4625	17.4105	5.2	-	-	-7.1	-5.2	-3.8	-4.8	-7.3	-3.7	-9.6	-5.8	1.5	-4.9	-1.3
40	あさひ公園	旭町1-122	市	4	17.3505	17.3164	34.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-2.4	-14.0	-17.7

### 厚木市精密水準測量網図

縮尺 1:50,000



## 6 悪臭の状況

### (1) 概況

悪臭は発生源が極めて幅広く、またその性質上人の主観に左右されやすく、計量化が困難であることなどから、包括的にとらえることが難しく、苦情件数も多い。

発生源としては工場の塗装作業のほか、食品関係の工場、養豚・養鶏・酪農等の畜産業に係るものが主である。

悪臭の規制は、昭和47年に制定された悪臭防止法や、神奈川県公害防止条例等により行われているが、悪臭問題は種々の物質が複雑に混じり合い発生する場合が多く、また畜産関係を原因とする悪臭は、抜本的対策がないため、指導・対策に難しい面がある。

神奈川県では、より一層の悪臭防止を推進するため、昭和57年に悪臭防止対策指導要綱を制定している。

### (2) 規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法と神奈川県公害防止条例によるものがある。

#### ① 悪臭防止法による規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法(昭和46年6月1日交付、昭和47年5月31日施行)により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の許容限度を定めている。規制基準は、①事業場等の敷地の境界線の地表における大気中の悪臭物質濃度の許容限度(表-1)、②事業場等の煙突その他の気体排出口から排出されるものの濃度の許容限度(式-1)である。

なお、悪臭物質は、平成元年10月1日、悪臭物質にプロピオン酸以下4物質が追加され、さらに、平成5年6月18日付け悪臭防止法の施行規則の一部を改正する総理府令(平成5年6月総理府令第34号)により、トルエン等10物質が追加指定され、現在22物質となっている。

悪臭物質濃度の許容限度

(表-1)

悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準	悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準
アンモニア	1 ~ 5 ppm	1 ppm	イソ吉草酸	0.001 ~ 0.01 ppm	0.001 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ~ 0.01 ppm	0.002 ppm	トルエン	10 ~ 60 ppm	10 ppm
硫化水素	0.02 ~ 0.2 ppm	0.02 ppm	キシレン	1 ~ 5 ppm	1 ppm
硫化メチル	0.001 ~ 0.2 ppm	0.01 ppm	酢酸エチル	3 ~ 20 ppm	3 ppm
二硫化メチル	0.009 ~ 0.1 ppm	0.009 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ~ 6 ppm	1 ppm
トリメチルアミン	0.005 ~ 0.07 ppm	0.005 ppm	イソブタノール	0.9 ~ 20 ppm	0.9 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ~ 0.5 ppm	0.05 ppm	プロピオンアルデヒド	0.05 ~ 0.5 ppm	0.05 ppm
スチレン	0.4 ~ 2 ppm	0.4 ppm	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ~ 0.08 ppm	0.009 ppm
プロピオン酸	0.03 ~ 0.2 ppm	0.03 ppm	イソブチルアルデヒド	0.02 ~ 0.2 ppm	0.02 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ~ 0.006 ppm	0.001 ppm	ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ~ 0.05 ppm	0.009 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ~ 0.004 ppm	0.0009 ppm	イソパレルアルデヒド	0.003 ~ 0.01 ppm	0.003 ppm

※ 悪臭防止法では、住民の生活環境に影響を与えるおそれのない地域(市街化調整区域)を規制の対象外地域としている。

(式-1)

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

$q$  : 流量(単位  $N m^3 / \text{時間}$ )

$H_e$  : 補正された排出口の高さ(単位  $m$ )

$C_m$  : 悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度(単位  $ppm$ )

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

$H_e$  : 補正された排出口の高さ(単位  $m$ )

$H_o$  : 排出口の実高さ(単位  $m$ )

$Q$  : 温度  $15^\circ C$  における排出ガス流量(単位  $m^3 / \text{秒}$ )

$V$  : 排出ガスの排出速度(単位  $m / \text{秒}$ )

$T$  : 排出ガス温度(単位 絶対温度)

## ② 神奈川県公害防止条例による規制基準

公害防止条例では、工場等から排出する悪臭を規制する基準(表-2)を定めており、現在は、これらの構造及び設備基準にのっとり指導を実施し、悪臭の防止及び苦情の処理にあっている。

### 悪臭に関する規制基準

(表-2)

工場において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を構ずることによるものとする。

- 1 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- 2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- 4 悪臭を発生する場合は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を構ずるとともに建物内に保管すること。

※ 県公害防止条例では、悪臭物質濃度の許容限度は定めていない。

### (3) 指導基準

神奈川県では、悪臭防止対策に関する指導要綱を昭和57年12月10日付けで制定し、より一層の悪臭防止対策の推進を図っている。この要綱は、昭和58年4月1日から施行されており、指導基準値は次のようになっている。

○ 敷地境界線の地表における指導基準値

市街化区域 臭気濃度10以下  
市街化調整区域 〳 30以下

○ 煙突その他の気体排出口における指導基準値

市街化区域 臭気濃度1,000以下  
市街化調整区域 〳 1,800以下

ただし、排出口の高さが25m未満であって、当該出口から排出される排出ガス量が200 N<sup>m</sup>3/分以上の場合は、次のようになる。

市街化区域 臭気濃度 600以下  
市街化調整区域 〳 1,000以下

(注)

- 1 指導基準値は、官能試験法による測定値とし定めるもので、その方法は三点比較臭袋法による。
- 2 市街化調整区域のうち、農業振興地域に指定された区域は、適用除外となる。

### (4) 悪臭物質と主要発生源

(表-3)

アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

## 【資料編】

### ◎公害関係用語の解説

#### 〈環境一般〉

#### 公 害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

これらを総称して典型7公害という。

#### 環境基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染に定められている。

#### ○ 大 気

二氧化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)等の5項目に定められている。

#### ○ 水 質

##### ● 人の健康の保護に関する基準(健康項目)

カドミウム、シアン、鉛等の23項目に定められている。

##### ● 生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)

河川、湖沼、海域の各公共用水域別に、水素イオン濃度、化学的酸素要求量等の7項目に定められている。

#### ○ 騒 音

##### ● 一般騒音(道路騒音を含む。)

##### ● 新幹線鉄道騒音

##### ● 航空機騒音

#### ○ 土 壌

カドミウム、シアン、6価クロム等の25項目に定められている。

#### 公害防止計画

公害が現に著しいか、著しくなる恐れのある地域について、公害対策を総合的に講じるために内閣総理大臣の指示により、都道府県知事が策定し、内閣総理大臣が承認する地域計画のこと。

#### 環境影響評価(環境アセスメント)

開発行為の実施に先立ち、計画段階から環境に及ぼす影響の程度と範囲及び防止対策等について事前に調査し、予測、評価を行うこと。

#### 環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されている。

#### 生物の多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定している。

## 地球温暖化

地上の気温は太陽から送られてくる熱と、地球から出ていく熱の調和によって、一定の温度が保たれているが、大気中に二酸化炭素等の熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地上の気温が上昇することをいう。

## オゾン層(破壊)

地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線を吸収する。最近ではフロンガス等の影響によりオゾン層が減少している。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

## フロン

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称。冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤、半導体の洗浄剤として広く使用されている。分解しにくいために成層圏まで達してオゾン層を破壊する。

## 特定フロン

特にオゾン層の破壊力が強いフロン11、12、113、114、115の5種類をいい、国際的な規制の対象となっている。

## ヒートアイランド現象

都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大等によって都心部の気温が上昇する現象をいう。

## NGO (Non-Governmental Organization)

政府と違い地球市民の立場から、主に国際的な活動を行う非営利の民間団体のこと。また、国内のある地域で、その地域社会に根ざした活動を行う非営利団体をCBO (Community Based Organization)とも呼ぶ。

## アジェンダ21

「環境と開発に関するリオ宣言」で定められた諸原則を実行するための21世紀に向けての行動計画

## ppm (parts per million)

微妙な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、100万分の1を意味する。

水の場合…水1ℓ中に1mgの物質が存在する。

大気の場合…空気中1m<sup>3</sup>の中に1cm<sup>3</sup>の気体が存在する。

## 〈大気関係〉

### 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

二酸化イオウ(SO<sub>2</sub>)、三酸化イオウ(SO<sub>3</sub>、無水硫酸)等の総称。石炭、石油等の燃焼により発生し、二酸化イオウは刺激性が強く、のど、鼻、目等を刺激し、植物にも被害を及ぼす。

### 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)等の総称。石炭、石油等の燃焼により発生し、これ自体が呼吸器を侵すばかりではなく、光化学オキシダントを生成して光化学スモッグの原因ともなる。

### 一酸化炭素(CO)

燃料が不完全燃焼した場合等に発生し、体内に吸収されると体のすみずみまで酸素を送る働



きをもつ血液中のヘモグロビンと結合し酸素の補給を阻害し、中枢神経障害を起こす。

### 光化学オキシダント

空気中の窒素酸化物や炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称

### 炭化水素(HC)

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖状炭化水素等がある。

### 粉じん

空気又はガス等に含まれている固体粒子をいい、物の破碎、選別等の機械的処理や、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

### ばいじん

燃料等の燃焼や電気炉の使用に伴い発生するスス等の固体粒子の総称

### 浮遊粒子状物質(SPM)

空気中に浮遊する粉じんやばいじんの内粒径が10ミクロン(1/100mm)以下の粒子をいう。

Suspended Particulate Matterの略

### 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち粒径の大きいものをいい、自重や雨などにより地上に降下したものの総称

### 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもの。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスによりpH5.6程度の弱酸性で、それ以下を酸性雨という。

### Nm<sup>3</sup>/h(ノルマル立方メートル毎時)

温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体(ガス)の排出量を表す単位

### 逆転層

大気は地上から上空へ行くほど気温が下がるのが普通で、対流圏では約6.5℃/kmの割合で気温が下がっている。しかし、種々の原因で上空に行くほど気温が高くなっていることがあり、この気温が逆転している空間を逆転層という。

## 〈水質関係〉

### pH(ピーエッチ)

水中の水素イオン濃度をいい、pHが7で中性、これよりも数値が低くなれば酸性、高くなればアルカリ性である。

淡水魚はpH6.5~8.5が生存範囲で、胃液は通常pH2の強酸である。

### DO(Dissolved Oxygen)

溶存酸素量といい、水中に溶けこんでいる酸素の量を表す。水中では汚染度が高くなると消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなり、きれいな水ほど酸素が多く含まれていることを示す。魚は5ppmで生活環境が脅かされ、3ppmでは生息することができなくなる。

### BOD(Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量といい、水の汚れの程度を示す。バクテリアが一定時間内(普通5日

間)に水中の有機物を酸化・分解させて浄化するのに消費される酸素の量を表し、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを意味する。コイは5 ppm、アユは3 ppmで生息を阻害される。

#### **COD (Chemical Oxygen Demand)**

化学的酸素要求量といい、水中の有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸素の量を表す。数値が高いほど有機物等の汚染物質が多いことを意味する。

#### **SS (Suspended Solids)**

浮遊物質といい、水中に浮遊している不溶性の物質のことである。有機性のものと無機性のものがある。有機性のものはヘドロの原因となり、川底にたい積して河川の自然浄化作用を低下させる。通常25ppmで魚類に影響を与えるといわれる。

#### **大腸菌群数**

大腸菌又は、これとよく似た性質を持った菌の総称。これが検出されるということは、その水が人畜の糞尿で汚染されていることを意味し、同時に消化器系の病原菌等によって汚染されている可能性を表している。

#### **富栄養化**

閉鎖性水域などにおいて、植物プランクトン等が生息する上で必要となる栄養塩類(窒素、リン等)濃度が増加する現象をいう。湖沼における水の華や海域における赤潮の引き金となる。

### **〈重金属・有害物質関係〉**

#### **重金属**

比重4.0以上の金属をいう。水銀、カドミウム、銅、鉛など生体に入ると微量でも有害なものが多い。

#### **カドミウム(Cd)**

メッキ、カラー現像工場から一般に排出され、体内に摂取されると肝臓の機能障害が現われ、次いで体内のカルシウム不均衡による骨軟化症を起こす。イタイイタイ病の原因でもあり、魚0.02ppm、人0.04ppmで影響するといわれている。

#### **シアン(CN<sup>-</sup>)**

電気メッキ工場等で使用される。青酸カリ等で知られる化合物をつくり、極めて強い毒性を示し人体への影響は直接的で数分で死亡することもある。魚0.1ppm、人は飲料として2 ppmで影響するといわれている。致死量60~120mg

#### **クロム(Cr)**

クロムは2価、3価、6価の化合物をつくるが、6価クロムは有害であり、大量のクロムを摂取すると嘔吐、尿閉、ショックけいれん、尿毒症状等を起こし死に至る。致死量は5gであるが飲料としては0.1ppmを超えると嘔吐などの症状がみられる。

#### **ヒ素**

金属光沢のもろい結晶で水に不溶であるが、硝酸、熱硫酸には酸化された亜ヒ酸又はヒ酸となって溶ける。常温では安定であるが、熱すると多くの金属と反応してヒ化物を生ずる。体内に入ると排出されにくく、少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足に知覚障害などの慢性中毒を起こす。致死量は120mg

## アルキル水銀

有害水銀の一つである。特にこの中に含まれているメチル・エチル水銀が規制の対象になる。人体に蓄積されると神経系統が冒される。

## PCB

DDTやBHCと同じ有機塩素系物質。アメリカで開発されたが、熱、化学分解、生物分解に対し安定した物質のため、需要が高まり、トランスやコンデンサーなどの電気製品の絶縁体やペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていたが、原則として使用が禁止された。人体に蓄積され、毒性が強く、皮膚の黒色化、肝臓障害などを起こす。

## 有機塩素系化学物質

地下水汚染として問題となっているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等をいう。3物質とも無色透明で揮発性及び不燃性の液体であり、油や脂肪などの汚れを溶かす性質があるため金属部品の洗浄やドライクリーニングなどに使用されている。

## 〈騒音・振動関係〉

### 騒音レベル

騒音計による測定値をいう。周波数特性によりA特性とC特性がある。騒音の大きさとして、聴覚にもっともよく対応するといわれるA特性が用いられ、dB(A)で表される。また、「ホン」は日本だけで使用される単位である。

### 中央値(L50)

交通騒音のように時間的変動が激しく、その変動幅も大きい場合、ある一定の時間ごとに瞬間値を読み取り、十分な数の読み取り値をもってその時刻のデータとする。このデータを大きい順に並べて50%の値を中央値という。

### 振動レベル

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えたものでデシベル(dB)で表される。

### 低周波空気振動

人が聞くことのできる音の周波数は普通20~20000Hz(ヘルツ)であり、それ以下の音波をいう。公害では、可聴音域を含む50Hz以下を対象としている。窓ガラスを振動させたり、頭痛、吐き気などの生理的影響も出る。発生源としては、トンネル、高速道路橋、工場の他、地震・雷などの自然現象もある。